

第三章 近世

第一節 江戸時代のはじまり

(一) 徳川家康の関東入封と天下統一

徳川家康が、住みなれた旧領五か国（三河、遠江、駿河、甲斐、信濃）をはなれて江戸へ入城したのは、天正十八年（一五九〇）八月一日である。家康の新しい領地は、上総、下総と、武蔵、伊豆、相模、上野の六か国二四〇万二〇〇〇石と、近江、伊勢、遠江、駿河のうち一〇万石、あわせて二五〇万石余となり、家康は秀吉政権下では最大の大名となった。この江戸入りを「江戸御打入り」という。また、この日は「八朔^{はっさく}」として、江戸時代を通じて、五節句に準ずる祝い日となった。

家康の関東入封は、後北条氏の拠点・小田原城陥落によるところの、秀吉の論功行賞の一環である。同時に、それが秀吉の巧妙な大名統制策の一つでもあることは明らかである。

家康の家臣団は関東の各地に配置されていた。下総には矢作領（現佐原市）四万石の鳥居元忠——のち慶長五年、伏見城守衛の総大将として、石田三成側の島津、小早川らの攻撃をうけて、討死——をはじめとして多くの家臣団が配置されていた（第1表参照）。

この表から、松平定勝が東庄町の小南村を中心に三〇〇〇石を領していることがわかる。地元の諸書留め類によると、隣村の栗野村も彼の領地になっている（この三〇〇〇石については後述する）。

第1表 大名、旗本（千石以上）配置表

領 主 名	領 地	石 高	備 考
鳥居彦右衛門尉元忠	下総矢作	40,000 ^石	
酒井宮内大輔家次	下総臼井	30,000	慶長9年12月，上州高崎へ
小笠原信濃守秀政	下総古河	20,000	
松平三郎太郎康元	下総関宿	20,000	
久野三郎左衛門宗能	下総の内・下総佐倉	13,000	慶長元年，所領没収
保科甚四郎正光	下総多古	10,000	慶長5年11月，信州高遠へ
三浦監物義次	下総佐倉	10,000	
木曾千三郎義利	下総網戸	10,000	
北条左衛門佐氏勝	下総岩富	12,000	
岡部内膳正長盛	下総・上総・下総の内	12,000	慶長14年8月，丹波へ
本多縫殿助康俊	佐倉領・匝瑳小篠郷	5,000	慶長6年2月，三河へ
西郷弾正左衛門家員	下総千葉郡生実	5,000	元和6年9月，安房へ
山本帶刀頼重	佐倉領	5,000	
成瀬隼人正正成	下総葛飾郡栗原郷	4,000	慶長5年，3万石
青山図書助成重	下総香取郡の内	3,000	慶長13年，1万石，慶長18年，削封
松平定勝	下総香取郡小南	3,000	慶長6年2月，遠州掛川へ
松平外記伊昌	下総海上郡飯沼	2,000	
斎藤次郎右衛門信利	下総の内（香取郡）	1,000	

右の松平定勝は徳川家康の異父弟にあたり、小南（およびその周辺）三〇〇〇石を領して一一年後の慶長六年（一六〇二）に小南を去り、遠江国掛川城主となって三万石の大名となる（『新訂寛政重修諸家譜』一一二九一、以下『諸家譜』と称する）。

『千葉県香取郡誌』（五四六ページ）には、定勝の小南陣屋跡として次のように記述してある。

松平氏陣屋址

（東城村）

同村大字小南字北宿に在り今民居となり陣屋又は陣屋小路等の小字を存す天正十八年庚寅徳川氏の関東に入るの時松平定勝三四郎此地に封せられ附近の地三千石を領す幾何もなくして采邑を転じ子孫伊予国松山城主と為り明治中子爵に列す系図本郡多古藩松平氏は其支家なり

このようにそれは小南あるいはその周辺と思われる。領主は松平定勝であるが、そのほかの村々の領主名ははっきりしない。しかし、後述するよ

うに天正十九年の検地などから、当時、東庄町のかなりの部分——小南三〇〇〇石分をのぞく——が大大名徳川家康の直轄領（代官領）になったと推定してよいのではなからうか。

ところで前述のように天正十八年、松平定勝は小南村（およびその周辺）三〇〇〇石を領する。その本来の典拠は前記の『諸家譜』の天正「十八年九月十日下午総国香取郡小南にいて、采地三千石をたまひ、かつ伊東庄右衛門定政を附属せらる。慶長六年二月小南をあらためられ」との記事からである。そして、小南村三〇〇〇石の内容そのものは従来不明であった。しかし、近來、次第にその輪郭がはっきりしつつある（後述）。

さて、前掲の第1表にあるように天正十八年、松平外記伊昌が二〇〇〇石で飯沼（銚子市）の領主に封ぜられているが、同家はのち寛永十二年から須賀山村の領主になっている（後述）。松平外記は徳川家康の遠い親戚である。

（二）天正検地と慶長検地

近世（豊臣・徳川時代）の農村は、検地によって成立したといつてよい。検地はすでに戦国大名によって行われていたものであって、それは「指出」、あるいは「差出」とよばれていた。しかし、これは、大名が自分の領内の家臣に、その土地の面積・作人・とれ高などを書き出させたにすぎないという限界がある。

これに対し、近世の検地は実際に土地を一筆一筆測量し、直接に耕作する人を土地所有者として確定して検地帳にのせ、その小農民たちを年貢納入者（名請人）とすることを目標とした。近世の検地では豊臣秀吉のいわゆる太閤検地がもっとも有名である。この検地によって、中世の農村支配の単位であった「郷」や「荘」が廃止され、近世の村がつくり出された。また、各田畑に石盛（こくもり）がつけられ、土地生産力の量的把握ができることになった。すなわち石

高制の成立である。この太閤検地によって土豪の人々は武士となって城下町（あるいはその周辺）に行くか、あるいは完全に農民化して村内にとどまるかの、いずれかの途を選ぶことになった。

徳川氏が行った検地、すなわち徳川検地が東庄町に姿を見せるのは天正十九年（一五九二）七月からである。すでに徳川氏は関東入り以前の旧領五か国時代に検地を行っている。すなわち永禄七年（一五六四）以降、三河、遠江、甲斐、信濃、駿河の領国に順次、検地を行っているが、その集大成ともいべきものが天正十七、十八年の五か国の総検地である。この総検地については、それによって、徳川氏が戦国大名から脱皮し、小農自立化に依拠する近世大名化への途であったとする、所理喜夫氏の説（同「関東転封前後における徳川氏の権力構造」『地方史研究』四四号）と、そのようには見ず、戦国大名としての性格を脱していないとする北島正元氏の説（同『徳川幕府の権力構造』）とがある。北島氏によれば、徳川氏が近世大名へ脱皮するのは、関東入り以後の、天正・文禄・慶長の検地においてであるという。

さて、東庄町の天正検地についてのべてみよう。これを調べるには、現存する検地帳を分析するのが一番よい。検地帳がない場合は覚書き類によってその輪郭をさぐるしか方法がない。

天正十八年、家康は関東に移封して、ただちに検地を始め、翌年の天正十九年には武蔵、相模、上総、下総、その他の地に、順次それを拡大していった。下総の近世初期徳川検地については、今から約二〇年前に発表された堀江俊次・川名登「下総における近世初期徳川検地について」（『社会経済史学』二八卷三号）があり、今郡村、鹿野戸村、宮本村などの天正検地に言及している。それによると、下総の天正検地の実施年月日は天正十九年から同二十年（文禄元年）にかけて、ほぼ下総の西部から東部へ、すなわち印旛郡から香取・匝瑳・海上郡へと月を追って行われ、そして二十年には西北部の葛飾郡へと行われている（宮本村に天正十九年の検地帳と名寄帳の両者が現存しているとの説もある

が、後述するようにそのような事実はない。

現在、東庄町には、写もふくめて、鹿野戸村、羽計村、谷津村、今郡村、宮本村の、各天正検地帳が現存している。

しかし、羽計村の天正検地帳（羽計区羽計致昭家文書）は全部で五冊以上はあるべきはずのところ、三冊しか現存していない。また、今郡村の検地帳は全部で三冊の原本があるべきはずのところ、二冊しか現存していない。この今郡村の消えた一冊は屋敷分を記入してあったものと断定できる。なぜなら、右の今郡村の原本の写が三冊ずつ、二軒の家（宮口祥雄家、吉田仁家）に、つまり二か所に保存されているので、それらによって原本分を完全な形に復元できるからである。むろん、この写（二組み、計六冊）は、原本のない屋敷分を除いて、その内容はまったく原本と一致する。だから、今郡村の場合は、写の存在が原本分の欠けた部分を補うことができると言ってもよい。

宮本村の天正検地帳は、原本ではなく、文化十四年（文化十年ともいえる。これについては後述する）の写である。東庄町における天正の検地帳（原本）の表題は、たとえば次のようになっている。

天正拾九年辛卯七月 吉田佐太郎御代官所

下総国香取郡
東庄郡之郷枝鹿戸村野帳

第一番

石毛主膳正繩

佐太郎手代

渡辺源内

天正拾九年辛卯八月朔日

吉田佐太郎御代官所

下総国香取郡東之庄郡（羽計村）野帳

第三章 近 世

第一番

石毛主膳正繩

佐太良手代

渡辺源 (内) □

天正拾九年辛卯八月六日

吉田佐太郎御代官所

下総国香取郡
東庄(谷津村) 郡郷枝谷村野帳

石毛主膳正繩

佐太郎手代

渡辺源内

天正拾九年辛卯八月七日 吉田佐太郎御代官所

下総国香取郡
東庄 郡郷枝今郡村野帳

第一番

石毛主膳正繩

佐太郎手代

渡辺源内

文化期の写しである宮本村の天正検地帳は次のようにある。

文化十四年

御水帳写シ

丑正月日

飯田嘉兵衛

そしてこの表紙の裏側に次のように記してある。

天正十九年卯八月三日

吉田佐太郎御代宣^(所)□

下総之国香取之郡東之庄宮本村

清田甚[□] 於

大後清左衛門

(右の検地帳の末尾に「文化十四年二月 此通り之写シ、江戸 御屋敷江上る」とある。だから、文化十四年の写ではなく文化十年の写しとも考えてよい)

右によって、東庄町地域の天正検地が天正十九年七月から八月にかけて、おそらく現町の北部から南部へ向って行われたことを推察できる。

宮本村のは別として、右の各村の天正検地帳の末尾(むろん各一冊のみ)にほぼ次のようにある。

三枝 源三

先御縄

荻原惣兵衛

渡辺 兵助

右当郷田畠一步所成共不隠置、先之御縄之ことく御案内者申爲打申候、若落地も有之与訴人も出来候者御対決之上誤候共如何様之可処御罪科ニも者也

右は今郡区有文書の検地帳であるが、他の検地帳もほぼ同文である。右区有文書には、つづけて、「百姓案内者」として平右衛門、源右衛門の名が記されている。また、谷津村の検地帳には「百姓案内者」として、神右衛門、甚左衛門の名がある。



鹿野戸村の検地帳

このような検地帳の末尾の記述をみると、天正の検地は、当然のことではあるが、一坪たりとも隠さずに打出すことを明言していることがわかる。ここにいう「百姓案内者」とは村内有力農民のことであろう。

これらの検地帳によって、右の村々が代官領であり、代官が吉田佐太郎であることがわかる。また、鹿野戸村、谷津村、羽計村、今郡村の天正検地帳から、検地が一反歩三〇〇歩制であることがわかる。田畑の品位は上・中・下・下々の四等級に分けられている。石盛（生産力の表示）は、上田は一石五斗、中田は一石二斗、下田および下々田は七斗、上畑は九斗、中畑は六斗、下畑および下々畑は三斗、屋敷は一石である。記載例を若干次に示してみよう。

まず今郡村をみよう。

はぐろさき
十六間 中田 四畝八歩
八間 取五斗 老升仁合
同所 平衛門

式十四間 中田 五畝仁十六歩 同人
七間式尺 取七斗四升四合

同所

式十三間 上田 壹反仁せ拾歩 二郎衛門
十五間四尺五寸 取壹石八斗五升

同所

廿壹間 上田 壹反五七十五歩 平衛門
十五間 取壹石八斗五升

(中略)

(あふき田)

同所

十間 当不
四間 下田 壹七歩 総三郎

(中略)

あいの谷

式拾四間 永不
拾四間 下々田 壹反壹せ六歩 まの二郎分

同所

六間 下々田 式十四歩 祢き
四間 取五升六合 新四郎

同所

八間 永不
五間 下々田 壹世拾歩 同人分

同所

十壹間 下々田 式せ仁十式歩 源八郎
七間 取壹斗九升壹合

最初の平衛門については「はぐろさき」という今郡村の小字名の中田が縦一六間と横八間の長さで、その面積が四

畝八歩（二二八坪。一畝は三〇歩である）であり、その生産高が五斗一升二合（取五斗壹升仁合）であることがわかる。
今郡村の屋敷分は、同村の屋鋪野帳（写）によると次のようである。

下 十二 五畝六歩 取五斗貳升 馬二郎

下 十三 五畝四歩 取五斗壹升三合 彦三郎

下 十四 七畝拾八歩 取七斗九升三合 神奈もん

（後筆カ）六十八歩入

中 六八 九畝拾六歩 取九斗五升三合 神三郎
貳百廿八歩入 貳百卅八歩入

右の屋鋪野帳は写のため、後筆の記入分もある。「下」、「中」とあるのは、屋鋪分の品位を示すものであろうが、石盛（一反 $\parallel$ 三〇坪あたりの生産高の表示）に差はなく、ほぼ一反につき一石である。

検地の施行日時からいえば、おそらく東庄地域では、かなり早い時期（天正十九年七月）の鹿野戸村の場合を次に見よう。

わりめ
四十六間 下々田 仁反三セ歩 七郎左衛門作
十五間 取壹石六斗壹升

拾八間 下々田 八セ十貳歩 惣右衛門作
十四間 取五斗八升八合

四十七間 下田 仁反九世仁十三歩 真光坊作
四十九間 取貳石八升四合

そして屋敷分については次のようにある。

十六間 上 五七十歩 清左衛門

同所 取五斗三升三合

十五間 上 三世歩 同人抱

同所 取三斗 与次郎居

十六間 中仁せ仁十歩

同所 取仁斗六升七合

十六間 式十間 上 老反仁十七歩 同人抱

十六間 式十間 取老石 同人抱

十六間 十七間 中 九せ式歩 同人抱

十六間 取九斗七合

十六間 式十間 中 老反仁十歩 同人抱

十六間 取老石六升七合

やはり上、中、下の記載がある。この鹿野戸村の屋敷検地帳は、今郡村の場合とは異なり、写しではなく、原本である。

次に谷津村の検地帳（第一冊目）の一例を示そう。

円照寺谷

拾八間 中田 壹反仁十四歩
十八間 取壹石貳斗九升六合

七郎五郎

十八間 中田 五せ十貳歩
九間 取六斗四升八合

二郎左衛門

拾壹間 下畠 仁せ仁十八歩
八間 取八升五合

七郎五郎

当不

七間 下畑 壹せ十貳歩
六間 取四升貳合

二郎左衛門

貳十三間 中田 七せ八歩
九間半 取八斗七升貳合

神七郎

九間 下々畑 壹せ仁十四歩
六間 取五升四合

神五郎

このように田と畠（あるいは畑）がまざって記入されている。しかし、その第二冊目は屋敷が二〇筆列記され、次に畑が記されてある。田の記載はない。若干例を示しておく。

（谷津）

谷村之屋敷

八月朔日

仁十間 下 八畝歩
十二間 取八斗

扁照院

拾貳間 中 六せ仁十五歩
十間 「八十五歩入」 取六斗八升三合

神左衛門

（後筆九）

十二間 中 六セ仁十四歩
七間半 「九十歩入廿四歩」 取六斗八升

(後筆カ)

惣衛門

拾四間 下 五セ十式歩
五間半 「八十五歩入」 取五斗四升

(後筆カ)

神衛門

拾八間 上 老反六歩
十七間 取老石二升

源左衛門

廿二間 上 七セ拾歩
十間 取七斗三升三合

二郎衛門

十六間 上 七セ十四歩
十四間 取七斗四升七合

神五郎

(中略)

合老町三畝式拾五歩

凡合拾石三斗八升五合

表付三枚也

(ママ)

廿十式間 下 烟 三セ九歩
四間半 取九升五合

今郡

五郎衛門

谷

十九間 下 烟 仁セ十六歩
四間 取七升六合

神衛門

十九間 下 烟 仁セ十六歩
四間 取七升六合

今こほり
神三良

第三章 近 世

式十三間 下畑 六セ廿七歩
取式斗七合

惣衛門

九間 下畑 仁セ仁十歩歩
取八升

総九郎

十八間 下畑 六七歩
取式斗八升

同人

廿七間 下畑 四セ仁十七歩
取式斗四升七合

善衛門

廿六間 下畑 五セ六歩
取式斗五升六合

門照寺
神七

(中略)

十四間 下畑 永ふ 二セ拾歩

神左衛門

廿八間 下畑 八セ廿歩歩
取式斗六升壹合

今こほり
神衛門

拾間 下畑 式セ廿歩
取八升

新兵衛

拾四間 下畑 三セ壹歩
壹反八セ十六歩也

神左衛門

表付十六枚也

下畑四町仁反壹畝拾式歩

取合十二石六斗四升式合

此外

不畑 沓反仁セ式歩

当ふ

取三斗六升式合

下畑 沓反仁十式歩 永ふ

屋敷分二〇筆の名請人は一九人（うち三人は寺）である。だから一人で二筆の屋敷をもっている場合が一名（神衛門）いるわけである。

また、右の末尾部分に「下畑四町仁反沓畝拾式歩」とあるのは、この第二冊目に下畑が合せて四町二反一畝一歩記載されていることを示す。さらに「此外」として「下畑 沓反仁セ式歩 当不」（取三斗六升式合）、そして「下畑沓反仁十式歩 永不」とある。しかし、これらは「此外」ではなく、「取合」のなかに含まれていることは、集計作業によって確認できる。ただし、「永不」には石高の表示はなく、面積のみが記載されている。だから「永不」は村高には算入されていない。当不とは当年不毛Ⅱ当年不作のことであり、永不とは一応、永久的不毛Ⅱ永久的不作のことである。参考までに谷津村の検地帳の第一冊目部分の集計個所を次に示してみよう。

上田仁町五反六世歩

取廿八石四斗

中田式町七反沓世沓歩

取廿式石五斗式升四合

下田四町九反九世六歩

取廿四石九斗四升四合

上畑沓反仁セ六歩

第三章 近 世

三七六

取壱石九升八合

中畑壱世六歩

取七升貳合

下畑七世拾五歩

取貳斗貳升五合

田畑合拾町四反七世四歩

取合百七石貳斗六升三合

此外

下田五反壱世八歩 当不作

取三石五斗八升九合

(マ)
田九反壱世仁十五歩 永不作

下畑壱世十貳歩 当不作

取四升貳合

先御縄

三枝 源三

萩原惣兵衛

渡辺 兵助

(後略)

天正十九年検地帳の記載例からわかるように、「誰々分」とのみ記入してあって、田畠の所有者(登録人)と目すべき名前が記されていない場合がある。しかし、これは、「同人分」とある場合が多いから、登録人とみなしてよいで

あろう。

次に、「誰々抱」とあるのはどのように解釈したらよいであろうか。一般的には「抱」を隷属的農民とみなす場合が多い。しかし、鹿野戸村の場合、「抱」記載の農民は、屋敷地だけの登録であり、それ以外の土地は登録されていない。つまり、検地帳では彼らは屋敷地だけを所有しているわけである。ふつうには、田・畑を所有し、それが登録され、しかるのちに屋敷地登録人として認められてゆく場合が多いのである。だから、抱と記載されてある人々を隷属的農民とのみみることはできない。このような抱の実体の追究は今後の問題であろう。

天正検地帳から、今郡村、谷津村、鹿野戸村の登録農民の持高階層状況を表示したのが第2～4表である。これらの表の原型は、吉田仁・井上準之助「近世村落の一断面——天正検地帳、慶長検地帳、元禄名寄帳など——」（『東庄町史研究』第四号）所収の表であるが、それらを今回若干補正してみた。なお、登録農民の個人別持高状況については右の『東庄町史研究』を参照されたい。ところで第2表～第4表から次のことがいえる。すなわち、登録者数（直接耕作者）に比して、屋敷地所有者は少ない。たとえば第2表の今郡村の場合、登録者七四人（そのうち寺院など四を含む）のうち屋敷地所有者は三一人であって、その比率は四一・八％にすぎない。また、持高が一石（面積にしてほぼ一反歩）に達しない農民が四四・五％もいることがわかる。第3表の谷津村についてもほぼ同様のことが言える。しかし、登録農民九八人（寺院など六を含む）のうち、屋敷地所有者が一八人（一八・三％）にすぎない。だから、右に述べた今郡村より、その比率は、いちじるしく低いわけである。そして持高が一石未満の人は全体の五九・一％であって、谷津村の方が今郡村よりもその比率が高い。つまり、谷津村の方が持高の少ない人、および屋敷地を所有しない人が多いということが出来る。しかし、谷津村へは、今郡村をはじめとする他村からの入作者が多い。

ところで、今郡村と谷津村は隣りあった村なので、同一農民が両村にわたって村名の肩書きなしで登録（記載）さ

第2表 天正19年今郡村持高状況

石 高	人 数	比 率
1 石未満	33人	44.5%
1～2石未満	9	12.1
2～3	6	8.1
3～4	4	5.4
4～5	7	9.4
5～6	3	4.0
6～7	5	6.7
7～8	5	6.7
8～9	0	0.
9～10	1	1.3
10～15	0	0.
15～20	1	1.3
	計74人	100%

(備考) うち屋敷持31人。同年天正検地帳による。

第3表 天正19年谷津村持高状況

石 高	人 数	比 率
1 石未満	58人	59.1%
1～2石未満	19	19.3
2～3	9	9.1
3～4	3	3.
4～5	4	4.
5～6	1	1.
6～7	1	1.
7～8	1	1.
8～9	2	2.
	計98人	100%

(備考) うち屋敷持19人。同年天正検地帳による。

れていることも考えられる。だから、谷津村の場合には屋敷地のない農民が多く存在したとも考えられる。しかし、このような人々はそう多くはなく、他村の農民の場合、大部分の人はその村名を肩書きにつけて検地帳に登録されたものと理解しておきたい。第4表の鹿野戸村の屋敷地所有者数、そして一石未満層などについても同様のことがいえるであろう。すなわち、鹿野戸村の場合、屋敷地所有者は全体の五〇・六％で、一石未満層は三〇・三％である。同村の場合、「抱」記載が一番多い。これらの「抱」は今郡村の場合と同じく、すべて屋敷地のみの所有者である。次の第5表・6表・7表は、これらの検地帳の末尾に記載されている集計(各冊)を村ごとに総集計したものである。いわば、これは天正十九年段階での各村の田・畑・屋敷の明細表ともいえるべきものである。これらの表から次のことを一応確認しておきたい。

第4表 天正19年鹿野戸村持高状況

石 高	人数	比 率
1 石未満	24人	30.3%
1～2石未満	10	12.6
2～3	13	16.4
3～4	9	11.3
4～5	7	8.8
5～6	4	5.0
6～7	2	2.5
7～8	2	2.5
8～9	1	1.2
9～10	3	3.7
10～15	1	1.2
15～20	1	1.2
20～25	1	1.2
25～30	1	1.2
計	79人	100%

(備考) うち屋敷持40人。同年天正検地帳による。

すなわち、天正十九年の検地帳の各冊の集計によって各村の村高を確定してよい。すなわち、第5表の今郡村の村高は一九六石二斗一升二合であって、その面積は、二五町九畝歩であり、第6表の谷津村の村高は一三〇石二斗九升〇合であって、その面積は一五町八反二畝一歩であり、そして第7表の鹿野戸村の村高は二七七石三斗四升三合であって、その面積は三〇町六反三畝八歩である。このほかに、すでに若干のべたように三か村ともそれぞれ「当不」作、「永不作」がある。

「永不」は面積のみの記入であって、石高の記載はないから、村高には算入されない。しかし、「当不」は面積・石高の記入があるから、文字どおり、その年、つまり当年(天正十九年)のみの除外とも考えられる。もし、そうなら右三か村の各村高(各表では田畠屋敷の計)に、それぞれの「当不」高を加えたものが、当時の本来の村高となるであろう。すなわち、今郡村は三石一斗七升の、谷津村は三石九斗九升三合の、鹿野戸村は五石余の「当不」の石高が右の各村高に加わることになる。

次に、宮本村の天正十九年の検地帳(文化期の写)によって同村の検地をみよう。同帳の体裁については若干既述したところであるが、写のためか、記載方法の一部に省略があったらしく、田畑の縦・横の明細の記載はない。たとえば次のようになってい

第5表 天正19年今郡村土地明細表

等	級	面	積	石	高
上	田	1. 町2. 反8. 畝12	歩	19. 石 310	合
中	田	3. 5. 1. 5		42. 141	} 156. 石266
下	田	13. 5. 4. 15		94. 815	
上	畑	0. 2. 8. 12		2. 556	} 39. 石947
中	畑	0. 6. 0. 23		3. 646	
下	畑	3. 5. 4. 22		10. 642	
屋	舗	2. 3. 1. 1		23. 103	
計		25. 0. 9. 0		196.	
当不作(下田)		0. 町2. 5. 18		1. 石 792	合
当不作(下畑)		0. 4. 5. 29		1. 378	
永 不 作(田)		1. 9. 2. 30		0. 000	
永 不 作(畑)		0. 1. 0. 24		0. 000	

第6表 天正19年谷津村土地明細表

等	級	面	積	石	高
上	田	2. 町5. 反6. 畝0	歩	38. 石 400	合
中	田	2. 7. 1. 1		32. 524	} 105. 石868
下	田	4. 9. 9. 6		34. 944	
上	畑	0. 1. 2. 6		1. 098	} 24. 石372
中	畑	0. 0. 1. 6		0. 072	
下	畑	4. 2. 8. 27		12. 867	
屋	敷	1. 0. 3. 25		10. 385	
計		15. 8. 2. 11		130. 石 290	
当 不(下畑)		0. 1. 2. 2		0石 362	
当 不(下田)		0. 5. 1. 38		3. 589	
永 不(下畑)		0. 1. 0. 22			
永 不(下田)		0. 9. 1. 15			

うさぎ入
下田八畝貳歩
同 下田貳拾八歩
同 下田三畝三歩

右京之助
与七郎
彦十郎

第7表 天正19年鹿野戸村土地明細表

等	級	面	積	石	高
上	田	2. 町7. 反0. 畝7歩		40石 538合	} 233. 石 311
中	田	7. 9. 9. 6		96. 034	
下	田	13. 8. 2. 0		96. 739	
上	畑	0. 6. 6. 2		5. 946	} 44. 石 032
中	畑	0. 5. 4. 22		3. 224	
下	畑	2. 0. 7. 22		6. 232	
屋	敷	2. 8. 3. 9		28. 630	
計		30. 6. 3. 8		277. 石 343	
当	不(下田)	0. 町6. 反7. 畝29歩		4. □□8	
当	不(下畑)	0. 1. 8. 16		0. 556	
永	不(田)	1. 10. 10. 53			
永	不(畑)	0. 0. 1. 26			

末尾に「上中下田畑屋敷」、つまり総面積が一二町四反五畝一八歩半であつて、惣高(村高)は九五石三斗とある。「永不」、「当不」の記載はない。この宮本村の検地帳は写であるから、それらの記載が省略されたということも考えられる。下々田、下々畑の記載もない。これも写のゆえであらうか。第8表は同村の登録農民の持高状況である。この第8表の傾向は既述の村々のそれとほぼ一致する。

ところで宮本村には天正十九年八月三日の「下総国香取郡東之庄宮本村名寄帳」がある。これは享和四年・天保三年に作成され(写され)たもので、個人別に田畑を集計してある。むろん、天正十九年の同村検地帳(おそらくは既述の写)から作成したものである。しかし、この名寄帳の作成者側は、若干、検地帳を修正して、記録したものらしく、両帳の間には若干のズレがある。参考までに記しておく(未見であるが、宮本村には大正期に筆写したといわれる、天正十九年の宮本村名寄帳〔文政期の写〕があったという。それゆえ、天正年間に検地帳と名寄帳が同時に作成された珍しいケースであるという説が、かなり以前にあった。これについては次のように整理しておく。すなわち宮本村には天正期作成の名寄帳なるものは存在しない。大正期筆写の名寄帳とは、当時、検地帳から集計して作成したものか、あるいは既述の天正十九年八月三日「下総国香取郡東之庄宮本村名寄帳」

第8表 天正19年宮本村土地所有状況

面 積	人 数	比 率
1反未満	4人	20%
1～2反未満	5	25
2～3	0	0
3～4	0	0
4～5	1	5
5～6	2	10
6～7	0	0
7～8	2	10
8～9	1	5
9～10	1	5
10～15	2	10
15～20	2	10
計	20人	100%
うち屋敷持11人		

(備考) 宮本村名寄帳による。

△享和四年・天保三年写した旨明言してある▽に依拠して作成したものゝと断定してよい。

以上、天正十九年の検地について、今郡村、谷津村、鹿野戸村、宮本村の場合を述べたが『千葉県香取郡誌』（二二ページ）によると、新宿村にも「天正十九年辛卯検地帳」があり、それには郷枝新宿村と記してあったと理解してよい記述がある。これによって、その内容は不明であるが、新宿村にも天正の検地帳が存在していたことがわかる。

これらの検地帳から共通していえることは（新宿村は除く）、それらの登録農民（記載農民）名が、江戸時代初期後半以降の農民の襲名的な名前とは違う場合が多いということである。つまり、天正期の農民名（登録名）は、近世の農民名とは異なる場合が多い。このことは、天正検地当時の村落状況を一部物語るものであろう。

次に慶長期の検地について述べよう（この検地の前に文禄検地があったが、これは、下総の成田、佐倉附近に集中しているといわれる。東庄町の地域には文禄検地帳は現存していない。また、同検地に言及した史料もないようである）。

下総における慶長検地については、慶長四年夏の佐原附近に集中している矢作領の鳥居元忠（四万石）の検地がよく知られている。

東庄地域の大友村では慶長九年（一六〇四）に検地があった。同年八月二十一日の「下総国香取之郡東之庄大友村御縄打水帳」（大友区有文書）がそれを物語っている。この記載方式は、次のように簡単になっている。

むしな作

下田 五畝九歩

平右衛門

同所 四畝四歩

帯 刀

同所 式反五畝六歩

平右衛門

同所 中田 式反七畝廿六歩

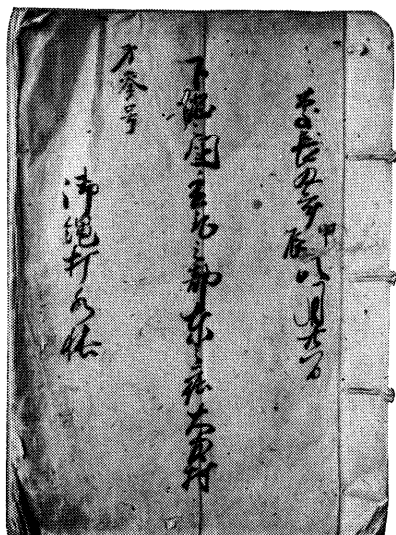
帯 刀

同所 中田 式反八畝拾八歩

喜兵衛

このように、天正期の検地とくらべると慶長期のそれは字、等級、地目、面積について簡単になっている。この記載は、東庄町東部に隣接する同じ郡の香取郡宮原村（現銚子市宮原）の慶長五年八月（関ヶ原の戦で家康が勝ったのは同年九月）の検地とくらべると、面積の表示についてその簡単さが

わかる。宮原村の場合、次のようである（後筆と思われる部分は省いた。これは後年の写しと断定できるが、原本にそってかなり忠実に写されたものと思う。



慶長9年の大友村検地帳

上 廿九間 式反拾九歩
拾九間 式石五斗九升五合

太郎右衛門

上 廿九間 八畝廿七歩
九間 式石三斗五合

平右衛門

上 廿六間 三畝廿七歩
四間三尺 五斗八升五合

新三郎

上 廿貳間 六畝拾八歩
九間 九斗九升

か め

大友村と宮原村の記載の差違は、慶長九年と同五年という年月の差のほかに、大友村の検地帳は同年の控(写)であって、正式な原本がほかにあったという推定で説明できるのではあるまいか。大友村の慶長検地の場合、石盛りは既述の他村の天正検地とまったく同じであるが、下々田、下々畠の記載はない。だから「永不」はない。「当不」もない。慶長検地は徳川独特の施行基準によつていて、概して農民にとつてきびしい検地であつたといわれる。大友村の場合、慶長九年という検地施行の時期が、徳川家の覇権確立後であることに留意すべきであらう(前述のように関ヶ原の戦は慶長五年であつた)。

なお、慶長検地としては慶長四年夏の下総の佐原附近の検地がよく知られている。次の史料(『千葉県史料』近世篇下総国上 三三ページ以下)をみたい。慶長検地のきびしい状況の一端を物語るものであらう。

当国此節ヨリ権現様御料国ニ成、関東 御入国被為遊候由、当国岩ヶ崎之城地へ、鳥居彦右衛門殿御在番ニて、郷村之儀へ、御代官吉田左太郎殿并小見川粟飯原左衛門殿、御差添被改候由、慶長四亥年矢作領、御検地被成候処ニ、世間之積リより高石過半不足ニ付、一倍五割之増盛ニて、四万石之高ニ御結ヒ被成候由、此年より矢作領鳥居彦右衛門殿被致拜領、岩ヶ崎之城主ニ被 仰付候由、城御再興御企被成候処ニ、鳥居殿御儀は、伏見之御城代被成候、慶長五庚子年石田治部少輔逆心ニて、鳥居彦右衛門殿、伏見之於ニ御城ニ打死被成候、忠として御子息鳥居左京殿、慶長七寅年御加増ニて、奥州岩城へ御所替被 仰付候、岩ヶ崎城普請半故、廢城ニ罷成候由、郷村之儀ハ再ヒ吉田左太郎殿御代官所ニ成、同十巳年替り、青山播磨守殿御頭ニて、中根七藏殿御代官所ニ成、慶長十三申年春、矢作領御簾本衆小給所ニ割渡り、七藏殿より御引渡有之由、当村谷地之儀は、御料所ニ相殘、中根七藏殿御代官所ニて御座候事

第9表 慶長9年大友村土地所有状況

面 積	人 数	比 率
1反未満	1 人	6.6%
1～2反未満	3	20.0
2～3	0	0
3～4	0	0
8～9	1	6.6
9～10	0	0
10～15	6	40
15～20	4	26.6
計	15人	100%

(備考) 同年大友村検地帳による。

古暦御改扣書之覚

一 抑々、天正拾八年酉年、^(寅)関東筋国郡御改置、御觸出有之、翌年三月七日、爲御改縄、谷儀右衛門様御廻村御陣宿也、爲御案内、村役人御迎対、即田畑屋敷合入会迄、明細ニ御見分、御棹先、無緩、御見分にて候処、古領古例通ニ無相違、村方式百九拾八石余、本辻御上納可仕候、蒙仰渡猶又、野原山林大筋之御見分有之、古例之通り御見流蒙仰、冥加至極難有御請書、村内一統水吞ニ至迄連印奉差上候則御治世天御領御支配所

天正拾九年三月七日

下総国香取郡東庄今泉村

右は佐原の慶長検地および当時の領主などについて述べたものであるが、代官中根七蔵とは、後年の寛永十二年、須賀山村(分給、後述)・大友村の領主として登場してくる中根伝七郎家のことではなからうか。

ところで、大友村の慶長九年の検地にもどらう。第9表は同検地帳による持高状況である。登録農民一五人のうち屋敷持農民は七人であって、それは土地所有面積の多い者で占められている。第10表は右検地帳の末尾部分の集計を表にしたものである。

以上、主として、現存する天正・慶長の検地帳について述べた。次に、検地帳の現存していない今泉村の天正検地について述べてみよう。次の史料はむろん後年に書かれたものであり、その点、若干検討を要する箇所もあるが、ある程度正確な記述と思われる。

第10表 慶長9年大友村土地明細表

等級	面積	石高	石盛
上田	1. 町0. 反8. 畝29歩	16. 石 345	15
中田	4. 5. 9. 28	55. 192	12
下田	6. 8. 7. 16	48. 127	7
中畑	0. 7. 9. 22	6. 584	6
下畑	2. 0. 5. 29	6. 179	3
屋敷	0. 2. 0. 21	2. 070	10
六口合	15. 6. 2. 25	132. 石 697	

つまり、代官領としての今泉村は天正十九年三月七日の検地によって二九八石余が打出されたところ。なお、右の史料にみるように「古領古例通……」猶又野原山林大筋之御見分有之、古例之通り……」とあり、天正検地以前の打出しのごときものを推測させるが、これは言葉のあやであつて後年の書上げの文言の一例とも考えられる。次の史料も右と同じ一連のものであるが、右の事情を物語っている。参考までに記しておこう。

頃は往暦天正拾八年、関八州国御改国御治世ニ相成 御政徳之御代奉崇敬、且国々御改縄御出役様方御廻村之砌、今泉村御再縄入、田畠結高古領之通無相違、高貳百九拾八石余、貫高之御上納、猶又、野原秣場山林、大筋之御見分、古例之通ニ被仰渡、難有御請仕度候、天 御領加治源左衛門様之御支配所東之庄今泉村也、然ニ文禄三霜月十一月廿日相成候所、当宿御元祖様御来臨也

御浪士御忍供ニて御案内中被爲入、客亭ニ御休息暫之御逗留也

ここに加治源左衛門という人物は幕府代官である（『諸家譜』による）。右の引用によって、幕府領としての今泉村が天正検地をうけていたことがわかる。なお右の引用の末尾にある文禄三年（一五九四）の「御先祖様御来臨也」

名主 年番
☐ 左 ☐ 右
 市右衛門
 （以下略）



東今泉にある石河政教氏の墓

とは、旗本石河勝政家の登場のことを指しているが、このような一連の書上げは、後の諸記録（たとえば同家の家譜類）によったものとも考えられる。

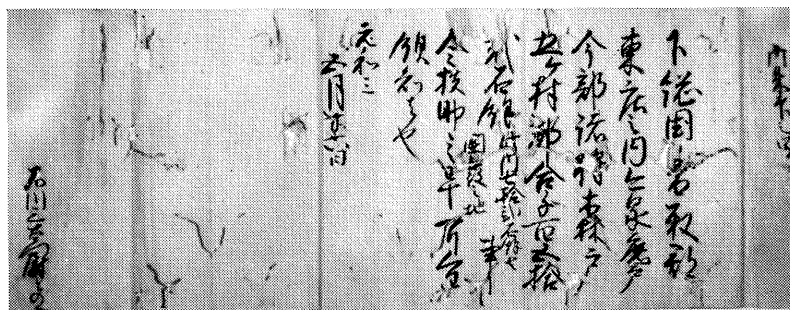
後述するところであるが、石河家は関ヶ原の戦い以前から、今泉村、その他を領し、明治期にいたるまで一貫して今泉村おそびその周辺村々の領主であった。幕末の弘化二年（一八四五）生まれの石河政教氏は、維新以後の大正十二年旧十一月、今泉村（当時、橋村今泉）で逝去し、その墓が橋駅近くにある。いわば旗本石河家終えんの地が今泉村である（むろん、同家の菩提寺は東京都文京区東片町の大円寺である）。

(三) 元和・寛永期の村々の状況

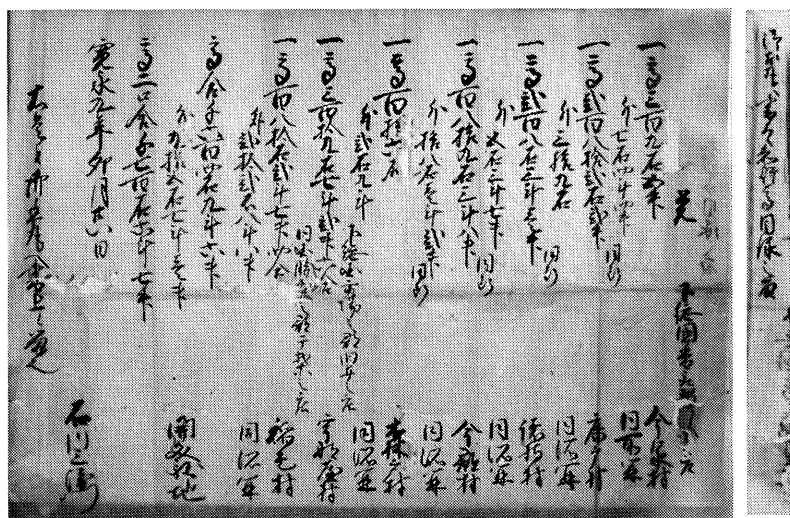
ここで述べる元和期・寛永期、とりわけ元和期という時期は徳川家が大坂の陣で豊臣家を倒して、文字どおり天下を握った直後の時期であった。むろん、すでに慶長の関ヶ原の役で徳川家が覇権をほぼ手にしていたことはいうまでもない。

元和三年（一六一七）の次の史料（日本歴史学会編『演習 古文書選』近世編所収の写真版）をみられたい。

下総国香取郡東庄之内、今泉、鹿戸、今部、諸將、森戸、五ヶ村都合千五百五拾貳石余
此内七拾貳石領は 事、令扶助之畢、可令領知者也
 開發之地



東今泉（青柳富男家文書）に現存する秀忠の朱印状控



寛永9年、石河家知行の書上げ（控）

元和三
五月廿六日
(徳川秀忠朱印)

石川三右衛門尉とのへ

これと同一の形態のものが現在、今泉村に保存されている（写真参照）。この史料は今泉村、鹿戸村、今郡村（以上、現東庄町）、諸持村、森戸村（以上、現銚子市）の五か村の一一五二石余が、既述の石河家に与えられたことを示している。石河家については、後述するところであるが、右の元和三年にひきつづき、寛永七年（一六三〇）、下総国千葉郡内において五〇〇石余（『諸家譜』五巻一四二五ページ）の加増をうける。次の史

料によつて、右の五か村の各村高および加増の明細がわかる。

(この史料も元和三年の場合と同じ『演習 古文書選』所収の写真版であつて、その控が今泉村に現存する)。

覚

一	高三百九石五升 外七石四升	下総国香取郡東之庄 今泉村 同所開
一	高貳百八拾貳石貳斗貳升 外三拾九石	同断 鹿戸村 同所開
一	高貳百八石三斗壹升 外五石三斗七升	同断 諸持村 同所開
一	高百八拾九石三斗八升 外拾八石壹斗貳升	同断 今郡村 同所開
一	高百拾六石 外貳石九斗	同断 森戸村 同所開
一	高三百拾九石七斗貳升六合	(目) 下総国市場之郡旧井之庄 宇那屋村
一	高百八拾石貳斗七升四合 外貳拾貳石八斗四升	同国勝鹿之郡千葉之庄 稲毛村 同所開
一	高合千六百四石九斗六升 外九拾五石七斗壹升	開発地
一	高二口合千七百石六斗七升	

(二)
寛永九年卯月廿六日

右是は御本丸へ書上候留也

石川三衛門

これによって、先述した寛永七年の加増の五〇〇石余というのは千葉郡宇那谷村（現千葉市）と稲毛村（現千葉市、おそらく分給）の計五〇〇石と稲毛村の「開」（新墾田）の二二石八斗四升のあわせて五二二石八斗四升であることがわかる。さらに、右の「覚」は元和三年の「東庄之内」の五か村の村高（高」と「同所開」〈新墾田〉の合計）のほぼ全容を伝えてくれる。なぜなら既述の元和三年の場合、その村高の明細はわからないとしても、五か村（今泉、鹿野戸、今郡、諸持、森戸）で一五二石余（開墾地——新墾地のこと——もふくむ）であった。そしてその一五年後の、右の寛永九年（同七年分ともいえよう）の「覚」から五か村の村高を集計してみると一一七七石七斗九升（「開」分もふくむ）となる。だから、元和三年（一六一七）と寛永九年（一六三三）の五か村の村高総計をくらべてみると、その差は約二五石ほどにすぎないといえる。これによって、右の寛永九年の「覚」から元和三年の五か村の村高の明細を知ることができるといえる。そして、さらに森戸村（下森戸村）は、おそらく元和三年の場合から分給支配（相給支配のこと。領主が石河家以外にもいること）であることを後年の記録から確認できる。また、寛永七年から石河家の領地になった千葉郡稲毛村も分給支配であった。右の「覚」にはそのことを明記してはいないが、後年の記録から天正期より約一八石余の村高の増加である。

鹿野戸村の場合、第7表でみたように天正検地の打出し高（この場合各冊の集計高）は二七七石三四三合（当不五石余はふくまず）であり、寛永九年の場合は三二二石一二二合だから、両時期の間には四三三七七九合の増加があったわ

けである。むろん、この増加のもっとも多かったのは、天正期から元和期にいたる時期と推定できる。前述したように元和三年と寛永期との間には村高の大幅な増加は考えにくいからである。

今郡村の場合、天正期一九六石二二二合（当不三石一斗余はふくまず）であって、寛永九年は二〇七石五斗である。この二〇七石五斗は、③「高」一八五石三斗八升と同所の④「開」一八石一斗二升から成り立っている。つまり同村の③「高」は、天正検地の打出し高（ただし、検地帳の各冊の末尾の集計による。他村も同じ）より約一一石八斗余少なくなっている。寛永期の今郡村の場合、分給支配は考えられないから、「開」高があつてこそ、天正検地の打出し高を越えることができるといえる（前述の鹿野戸村にも寛永九年「開」が三九石あるが、「高」が天正期の打出し高を五石余り越えているので、つじつまは合ひ、問題はない）。右のような今郡村の場合、史料が信頼できるものだけに、この時期の、いわゆる開発地（開）について一つの事例を示すものであろうか。

元和期の状況を知る史料として、右の五か村のほかに須賀山村の「元和七年反別帳 百性持高之メ高巳写し置 小見川領之節」（仲内 多田庄兵衛家文書）がある。表紙に須賀山村とは明記してないが、記載人名や、小字名などから、それが同村のものであることがわかる。「巳写し置」の「巳」とは元和三年（一六一七）のことであろうか。この元和七年（大坂の陣が終つて六年後）の反別帳（持高之メ帳）には一一人（うち寺など一〇をふくむ）の記載がある。その土地所有状況を整理すると第11表のようになる。残念なことに総集計の明記はない。しかし、総集計をしてみると、九六一石四斗八升四合八勺となる。これが当時の村高あるいはそれにほぼ近いものであろうことは、後の種々の記録から推定できる（だが、後述するように、同村の土地状況は複雑であつて、その一つとして「土城帳」という沼田窪地一〇四石余〓面積一四町九反余があり、それは村高には入っていないようである。ただし、これは寛永八年三月の「須賀山村御縄先地水帳之面奥書」〓根方 前田アサ家文書〓などによっている）。

第11表 元和7年須賀山村持高状況

石	高	人 数	比 率
1石未満		19人	16.8%
1～2石未満		8	7.0
2～3		7	6.1
3～4		4	3.5
4～5		7	6.1
5～6		9	7.9
6～7		7	6.1
7～8		10	8.8
8～9		6	5.3
9～10		4	3.5
10～15		17	15.0
15～20		4	3.5
20～25		2	1.7
25～30		7	6.1
45～50		1	0.8
60～70		1	0.8
計		113	100%

(備考) 同年反別帳による。

は太郎右衛門分に便宜上、統一した。このような例はもう一人の名主長兵衛にもある。しかし、この二例のみである。

ところで、この反別帳の表紙にある「……小見川領之節」とは、須賀山村が当時（元和七年）小見川の領主土井利勝の領地であったことを示す。土井利勝は慶長七年（一六〇二）、小見川において一万石を与えられたが、同十五年、小見川から佐倉に移され、加恩があつて三万二四〇〇石となる。むろん、土井家による須賀山村の支配はつづく。

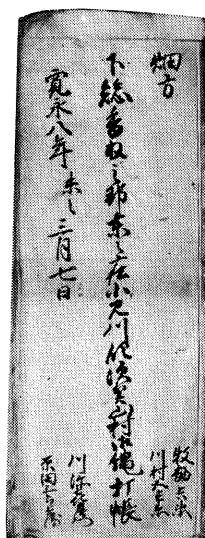
ところで、元和時代の次の寛永期に須賀山村では三〇石二斗余の石高分が天領（幕府直轄領）として存在している。この天領分が元和期にはすでにあったかどうかは不明であるが、寛永期には「笹川治郎右衛門分」あるいは「御領地所」として記録されている。もしそれが元和期から存在しているとすれば、右の土井家の領地とは別である（この三〇石二斗余はやがて石河家の領地となり、後年笹川組あるいは笹川村と称される）。

さて、第11表によると、持高一石未満層は一六・八％である。一石～五石未満層は三九・八％を占める。最高の石高所有者（おそらく一番多く田畠面積をもつ人）は名主長兵衛分の六一石二六九合である。もう一人の名主太郎左衛門分が四九石一六一合余で、それに次いで持高が多い。ほとんどがこのように誰々分とあり、「新田 甚六」のような人は約一〇名（全体の八・八％）にすぎない。なお、名主「太郎右衛門分入作」などの農民

右の元和七年から一〇年後の寛永八年（一六三二）に須賀山村で検地が行われた。同年三月の田方、畑方それぞれの「下総国香取郡東之庄小見川領須賀山村御縄打帳」（多田庄兵衛家文書）によってそれがわかる。この検地は土井大炊頭利勝の行ったもので、この地域の佐倉藩領一帯の検地であったことを推定できる。たとえば上代郷（船戸村、桜井村、神田村、和田村、大久保村）でも土井大炊頭の検地が行われたという。文化期ごろの作成と思われる村鑑帳ともいふべき「下総国香取郡神田村、同国同郡和田村、同国上代三ヶ村一駄之部火」（稻荷入 上代和男家文書）によると上代郷でも検地が行われたとある。

さて、先述の寛永八年の須賀山村の縄打帳（検地帳）の田方、畑・屋鋪方分記載の合計を集計（二冊分）してみると一一八九石四六五合（一五六町二反二畝二二歩）となる。このうち「先縄打出シ」が一九四石三七七・五合であるから、残りが九九五石八八合となる。「先縄打出シ」とは、比較的新しい打出し高であろう。同帳の登録人（記載人）は一六九人（うち、寺、神社など一五をふくむ）である。そのうち一三人については名前がほかの人と同じであるから、重複している場合も一、二はありうる。これは地元側の調査によっても、そのような可能性は否定しきれない。同帳の土地明細の状況が第12表である。そして各人の持高状況が第13表である。これらによって田方が全体の面積の七三％を占め、石高にすると八三％を占めていることがわかる。また屋敷を所有しない人は全体の一六九人のうち約三三・一％余の五六人である。土地所有については一反未満層が全体の一九・五％を占めている。

この検地の二年後の寛永十年（一六三三）四月に佐倉藩主土井利勝（十四万二千石）は、十六万石余となって下総古河に移封する。だから、須賀山村も上代村（船戸村、桜井村、神田村、和田村、大久保村）も寛永十年から領主が変わったことになる。須賀山村の新領主については、寛永十年四月から同十二年十二月十三日まででは不明である（代官領であったことも考えられる）が、寛永十二年十二月十四日に旗本松平伊昌（外記）の子弥三郎（外記）と旗本中根正成（伝七



須賀山村の寛永8年検地帳

郎、大隅守)の二人が領主になった。このほかに、すでに述べたように天領部分三〇石余がある。これは、右の二人の新領主と同じく、a寛永十二年からか、あるいはbそれ以前からであったかは不明である。

須賀山村の新領主松平家(四〇〇〇石の加恩で六〇〇〇石)と中根家(二〇〇〇石の加恩で五〇〇〇石)は入封の約五年九か月後の寛永十八年三月に検地を行っている。佐倉藩の前述の検地より一〇年後である。この寛永十八年の検地帳である「下総国香取之郡東之庄須賀山村御縄打之水帳」の末尾近くに次のようにある。

- 中根大隅守内
- 荻野六右衛門
- 松平外記内
- 小野清右衛門^印
- 中根大隅守内
- 桑原清兵衛
- 松平外記内
- 根本次右衛門^印
- 同
- 榊原彦左衛門

第12表 寛永8年須賀山村土地明細表

等	級	面	積	石	高	石盛
上	田	10. 町7. 反6. 畝28歩		161. 石	540 合	15
中	田	19. 3. 0. 1		231. 604		12
下	田	81. 5. 2. 2		570. 644		7
田	合	111. 5. 2. 2		963. 788		
				(うち先縄打出し, 174石266合5)		
新	田	2. 5. 0. 0		17. 500		
本	田	114. 9. 0. 1		981. 288		
新	田					
本	田					
新	田					
本	田					
新	田					
本	田					
上	畑	1. 8. 9. 24		17. 082		9
中	畑	13. 3. 8. 16		80. 312		6
下	畑	21. 3. 7. 13		64. 123		3
屋	敷	4. 6. 6. 18		46. 660		10
畑・屋	敷	41. 3. 2. 11		208. 177		
	合			(うち先縄打出し, 20石111合)		
(全集計高)		156. 2. 2. 12		1189. 465		

(備考) 同年検地帳による。全集計高は、こちらで集計したものである。

この検地帳には、田・畑・屋敷の集計が第14表のよう
に示されておりながら、各筆の記載は、畑方がすべて田
方となっている。つまり、集計とは異なり、畑方をすべ
て田方と記したものと考えざるをえない。しかし、この
集計(第14表)の数字はかなり正確なものであろう。こ
の表から寛永十八年の検地をみよう。畑・屋敷分につい
ては、前述の寛永八年検地(第12表)とくらべると、面
積、石高ともまったく同じであり、田方分のみにつき一
七石余の増という若干の差があるのみである(この田方
分は面積については三町四反三畝二〇歩減っている)。当然
のことながら石盛り(斗代のこと、生産力を示す)は寛
永八年の検地と同じである。同帳の集計の末尾に次のよ
うにある。

高惣合千貳百七石五斗八升八合

内 九百七拾七石五斗八升八合 先高
貳百貳拾九石四斗四升壹合 已ノ打出シ

第13表 寛永8年須賀山村土地所有状況

面 積	人 数	比 率
1反未満	33人	19.5%
1 ～ 2反未満	8	4.7
2 ～ 3	10	5.9
3 ～ 4	16	9.4
4 ～ 5	10	5.9
5 ～ 6	10	5.9
6 ～ 7	10	5.9
7 ～ 8	10	5.9
8 ～ 9	4	2.3
9 ～ 10	4	2.3
10～15	23	13.6
15～20	15	8.8
20～25	6	3.5
25～30	5	2.9
30～35	3	1.7
35～40	0	
40～45	1	0.5
45～50	0	
50～55	1	0.5
計	169人	100%

(備考) 同年検地帳による。

郎である。

この検地の結果、須賀山村の支配状況はどのようになったであろうか。第1図に示すのは最近、発掘できた正保二年六月二十六日のカラーの村絵図(多田庄兵衛家文書)の記載によるものである。周知のように正保の絵図は、諸国郷村高帳・国絵図として知られている。この須賀山村の村絵図もその一環として作成されたものであり、寛永十八年の検地に依ったものである。

下総国香取郡東ノ庄須賀山村

但町見村中ヲ打申候
東西拾四町四拾貳間
南北拾三町四拾間

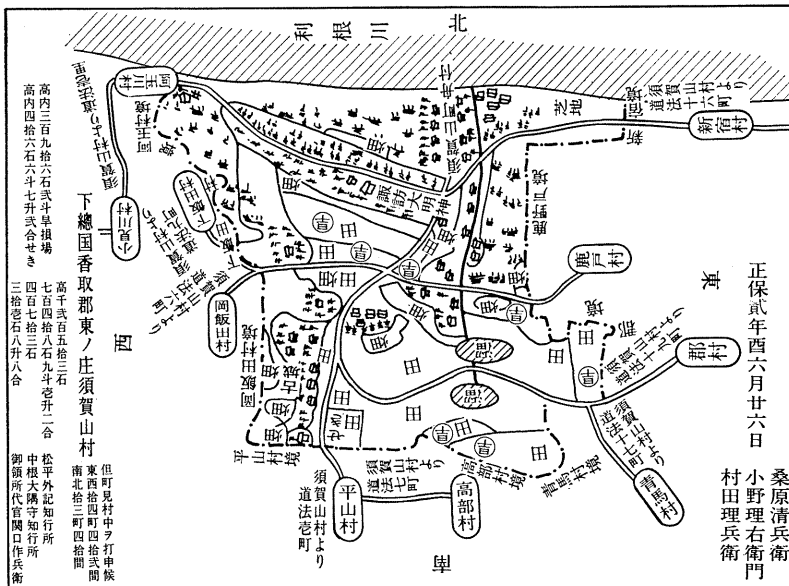
高千貳百五拾三石

右にいう「先高」とは、もともとこれらの田畠であって、同帳の「先縄打出シ」分を差引いた、村高を指すものとみてよからう。そして「已」の打出しとは、寛永十八年(巳年)の打出し、つまり新しい打出しのことであろう。同帳の「掉取り」(検地作業に協力した村の人)は甚兵衛、甚左衛門であり、「案内者」(ほぼ同じ)は長兵衛、庄八

第14表 寛永18年須賀山村土地明細表

等 級	面 積	石 高	石盛
上 田	16.町2.反6.畝14歩	243. 石 970合	15
中 田	15. 8. 8. 3	190. 572	12
下 田	73. 9. 1. 2	517. 375	7
田 (関内)	5. 4. 0. 22	46. 935	
田 四 口 合	111. 4. 6. 11	998. 852	
畑 屋 敷 合	41. 3. 2. 11	208. 177	
高 惣 合		1. 207. 029 977. 石 588 先高 229. 441 已ノ打出シ	

(備考) 同年検地帳による。



第1図 正保2年の須賀山村絵図(多田庄兵衛家文書)より作図、原図はカラー。
(図中の⊗は旱損地を示す)

高内三百九拾六石貳斗肆損場 七百四拾八石九斗壹升貳合 松平外記知行所

高内四拾六石六斗七升貳合せき 四百七拾三石

中根大隅守知行所

三拾壹石八升八合

御領所御代官関口作兵衛

これによって、右の寛永十八年の検地分には、天領分はふくまなかったものとみてよいのではないか。須賀山村は検地高のほかに、あるいは正式な村高のほかに年貢対象地が、年によってはあったものと思われ、若干、複雑な土地状況を示す（後述）。

右の寛永検地の前年の寛永十七年の須賀山村の松平外記知行分の年貢割付状（多田庄兵衛家文書）によると、松平分の村高は七四八石九一三合（後述）とあり、右の絵図の記載と一合だけの違いである。だから、中根家の知行分はその時期（寛永十七年）、四七三石、天領分は三二石八升八合とほぼ確定できる。

（右の絵図の「御領御代官」関口家は、その子八関口作左衛門。椿海新田代官で登場の代の延宝五年七月二十六日、関口の孫二人とともに切腹、断絶となる。）

右の検地高および割付状の高は、拝領高であって、いわゆる実質的年貢対象高とは違うこともある。参考までに寛文十一年（一六七二）の「須賀山村田畑名寄帳写、但シ筆苦ニ付、百性持高メる已写置也、是は松平外記様、中根様、御料所之節、松平外記様御知行所之方也」には松平外記領地分と思われる惣高合九一二石九斗余（あるいは「残テ」八九一反八斗余）の一一八人分が記載されている。ここでいう「惣高」とは種々の要素の高をふくむものである。この時期の須賀山村の他の領主（中根家と幕府）の名寄帳は現存していない。

第二節 各村々の生活と領主支配

ここまで、天正、慶長、寛永の各期の状況について、検地帳を主体として述べてきたが、以下では各村々のそれ以降の生活の状況と領主の支配状況などについて説明したい。

(一) 笹川地域

1 須賀山村

同村については元和七年（一六二二）の反別帳および寛永十年、十八年の検地帳などによって若干述べたところである。ここではそれらもふくめて話をすすめよう。

同村の東浜にある八坂神社（牛頭祇園）についての記録「牛頭天王祇園之事」は、慶長十六年（一六二二）から明治四十五年（一九二二）まで、ほぼ連年、その祭礼に関することを記してある。最初は簡単な記事であるが、後年になって詳しい書き込みもある貴重なものである。連年書きついでいったものであろう。冒頭のごく簡単な部分を紹介しておく。

第三章 近 世

慶長拾六歲辛亥六月日
牛頭天王祇園之日記

座本

新蔵

下向

清右衛門



柘沼近くの八坂神社（昭和52年、約20メートル移動させた）

上宿

惣右衛門

味

彦左衛門

上宿

新太郎

右之通まうし失念有間敷、仍如件

慶長十七壬子六月十六日

牛頭天王（祇園）祇祭

はなわ

孫三郎

座本

多賀

甚四郎

万三郎

左衛門



八坂神社の慶長16年「牛頭天王祇園之日記」

弥四郎

右毎年之ことく、すこしも失念有間敷候

仍而如件

そして、次の慶長十八年の項には座本らしい上宿の三郎右衛門が筆頭で、末尾には「右毎年之ことく、少も御失念有間敷并酒米八升宛々、飯米七升ツ、仍如件」とあり、慶長十九年の項には、座本らしい「さゝ川」の新兵衛が筆頭で、さらに「同（飯米）藁五両宛之、仍如件」とある。この史料は、後年になるにしたがって若干の書きこみが加ってくる。これらについては後述する。

さて、須賀山村は元和期の反別帳に小見川領とあったことから、当時土井利勝の支配下にあったことが推定できる。それは、土井の小見川一万石拝領の慶長七年からであったか、あるいは小見川から、三万二四〇〇石となって佐倉にうつった慶長十五年（一六一〇）からであったのかは、明言できない。しかしおそらくは後者であろう。土井利勝は、やがて寛永十年（一六三三）四月、下総佐倉から同国古河（現茨城県古河市）へ一六万石余となって転封する。その二年後、寛永十二年十二月十四日、松平外記（弥三郎）と中根伝七郎（のち大隅守）が須賀山村の領主となる。しかし、このほか代官領があり、同村は寛永年間、三給であるとの説が早くからあった（「心得書」、根方 高木堅吾家文書）。この説が幕末の記録によっているということは別

として、一つの典拠は、土井移封の寛永十年四月から同十二年十二月までの二年八か月の間、支配関係が不明確であったということにもよるのであろう。だから、この二年八か月という年月は幕府直轄領（天領Ⅱ代官領）であったという推定も可能である。しかし、寛永十二年以降は、①松平家、②中根家、③天領の三給支配であったことを確認できる（これについては、既述の第一節の「(2)元和・寛永期の村々の状況」を参照されたい）。右のうち①は「中内方」、②は「小門方」、③は「御領地所」（笹川 治郎右衛門分）と、それぞれ呼ばれていた。③の松平家領は年貢割付状からは七四八石九一三合、②の中根家領は、元禄期の場合、四七三石余、④の天領は三〇石二五七合の石高であった。そして、元禄地方直しによって、元禄十一年三月、松平家（分家を出したため五五〇〇石余）は忠明の代るとき、遠江国敷知郡のうちに移され、須賀山村を去る。しかし、中根家は移動せず、明治期までその支配がつづく。

元禄十一年以降、須賀山村の領主は、旧来の中根家（四七三石八三〇合）と、新領主川口源左衛門家（三七四石五升六合五勺）、同石河土佐守（三二七石五三四合。彼はすでに「東庄」五か村の領主である）、同石尾織部（四六石九三合四勺）、そして天領（笹川あるいは西、あるいは林治郎右衛門分と称される。三〇石二五七合）の五給支配であった。五給支配とは五人の領主支配をいう。須賀山村の村高は一二五二石五斗余となる。元禄の郷帳には一二五四石八七五合とある。

ところで右の中根家の石高については、寛永期から元禄五年まで五六四石九六七・二合であったが、元禄五年に四七三石八三〇合になった。その理由は、旗本中根が駿府へ加番として行ったので「竿先高」を引いて、竿先高の宥免があったという（既述の前田家文書）。

右の五給支配は、時期は不明であるが、四給支配に変わる。天領分三〇石余が石河家にくり入れられるからである。この三〇石余は笹川組（あるいは笹川村）と呼ばれた。残念ながら、それがいつ石河家の領分に入ったのか不明であるが、天明三年（一七八三）の記録からは確認できる。これについて『諸家譜』の石河家の項には記載はない。幕末期の

支配状況を示す『旧高旧領取調帳』には、石河家は、元禄十一年ごろの三二七石五三四合プラス天領三〇石九二二合余であるところの、三五九石七五五・七合とある。それは寛政五年の須賀山村明細帳（多田庄兵衛家文書）からも確認できる。石河家が右のように天領分をとりいれた以外、元禄十一年以降、ほかの領主支配は変動することなく明治期を迎える。だから、宝暦十一年（一七六一）の書上げ（実際は元禄期のことを書上げたとの説もある）「下総国各村級分」（『改訂房総叢書』第五輯）で、須賀山村（二五四石八七五合）の領主を御料所、中根大隅守、川口源左衛門としてあるのは再検討を要する。

同村の新領主のうち、石河土佐守は既述したように今泉村、鹿野戸村などの領主であった。おそらくこの時点で千葉郡宇那谷村（寛永九年「覚」参照）は石河家から離れ、やがて元禄十四年と思われる時期から佐倉藩領になったものとみてよい。元禄十五年の佐倉藩領知郷村高辻帳にその記載があった（和田茂右衛門『千葉市の町名考』六三ページ）。また佐倉藩主によって宝永四年（一七〇七）、宇那谷村の新々田の検地があった（『千葉市史』史料編2近世）。むろん、右の推定が正しければ佐倉藩へ移る前の元禄十一年から同十四年までの間は幕領であったということも考えられよう。

須賀山村の孤敷新田は宝永五年（一七〇八）に羽計村（郡村とある）一二人の一町四反一〇歩と、鹿野戸村の長福寺をはじめとする同村一人の一町六反九畝二四歩（総集計で三町一反四歩）の年貢賦課（高、目せんの宝永四年半年貢金三分六二八文、同五年金一両三分九六文の「二ロメ」二両二分七七八文）によって成立したものと思われる（宝永五年十月写「下総国香取郡須賀山新田薦鋪」、羽計 羽計致昭家文書）。同新田は中根家領分にあり、同じ領分に「念能古新畑」・「同所新畑」などもある。

2 鹿野戸村

同村の天正十九年（一五九一）の約二七七石三四三合（別に当不五石余）の検地、元和三年（一六一七）の旗本石河家への二八八石二斗二升（外に三九石の開）分記載の朱印状、寛永九年（一六三二）の「覚」の三二一石二斗二升（同所開三九石を含む）についてはすでに述べた。

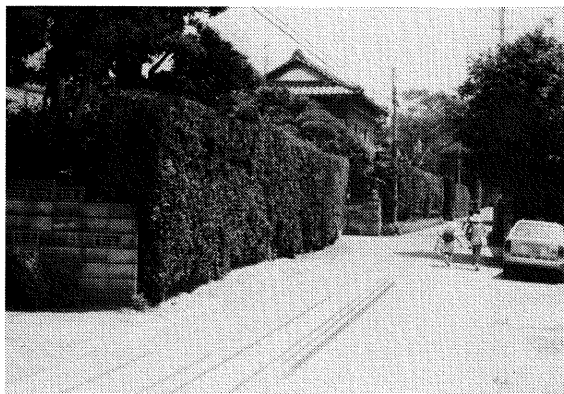
同村は天正期は別として、慶長期以降、明治期まで旗本石河家の一給支配（領主が一人）であった。東庄地域では、このように長い間領主が一人であった村は、ほかに今郡村が一村あるのみである（今泉村もほぼ同様であるが、幕末時、一部が幕領となり、分給支配となった）。

鹿野戸村の村高は正保三年（一六四〇）、村高三二七石二九五合であり（同年「定」鹿野戸区有文書）、その後、延宝七年・元禄五年の各「改出新田」によって二三石一九合余（大部分が延宝期）が加わり、村高は三五〇石となる。この「新田改出」とは延宝九年（一六八二）の四九軒、元禄五年（一六九二）一軒の「新居屋鋪」分の打出しを指すものである。延宝七年の四九軒分の屋敷高とは次のような事情によって成立したものである。

右当村山川野地無之、度々之日損、人馬共ニ及飢ニ候故、往古より捨リ有之深砂所、其時之地頭、石河政房頃、家人窺、其上ヲ見立ヲ以、寛文十一年辛亥三月、彼地ヲ惣百性へ割渡シ、爲扶百性、居跡之地ヲ爲令耕作、其上新地をも十ヶ年、右之高石ヲ除、延宝七年未ノ十一月、畝ヲ改、下畑井ニ壁ヲ除、三斗之斗代ニ究之、延宝九年酉ノ秋より其高掛ケ而物成、令取納者也

延宝九年辛酉八月七日

三沢惣兵衛
塩谷庄左衛門



鹿野戸村の家並み

すなわち、寛文十一年（一六七二）、右の四九軒の屋敷地が成立（移動を指す）したことがわかる。石河家の家臣の三沢、塩谷の記述によると、領主石河が鹿野戸村の日でり、飢饉をみて、その（屋敷地が）移動を手配したという。旧来の屋敷地は耕作地となり、新屋敷地は一〇年後の延宝九年に年貢（一反につき三斗）が賦課された（延宝七年／寛政十三年の写）「惣百性新居屋鋪畝数高石之帳」鹿野戸 石毛太郎右衛門家文書）これらの新屋敷地は「深砂所」であったため、年貢は低かったのである。

村民たちが新屋敷へ移る前に住んでいた所（居跡之地）とは、現在の鹿野戸南方の水田部分（現桁沼耕地）の外縁部であるといわれ、小字名の「東屋敷」「居屋敷」「古屋敷」がその名残りをとどめている。この水田は二度にわたる耕地整理によって立派な土地になっている。

現在、鹿野戸村の新屋敷は、整然と区画された家並みで知られている。

これらの家々の敷地は間口一五間、奥行き四二間の場合が多い。伝承によると、右の移住当時、全部で四二軒であったために、それを記念して奥行きが四二間にされたという。しかし、当時の記録（右の「惣百性新居屋鋪畝数高石之帳」）によると、前述のように新屋敷は全部で四九軒である。だから四二軒が主体で、他の七軒はその親戚的（血縁者的）な人々か、あるいは、移住の寛文十一年から延宝九年までの間に七軒が、地続きの場所に入村して増えたとも考えられる。

(二) 橘地域

1 新宿村

この村は鹿野戸村の東隣りにあり、河岸（のち新宿河岸）に近く、いわば東庄地域の繁華街的村であったためか近世史料の消滅が激しかった。

すでに述べたように『千葉県香取郡誌』に新宿村にも「天正十九年辛卯検地帳」がかつて存在し、それには「郷枝新宿村」（ここでいう「郷」については後述）と記してあったと理解してよい記述があった。これによって同村の幕領検地を推定してよいであろう。

確認できる最初の新宿村の領主は、寛永期からの旗本小沢牛右衛門忠秋家である。『諸家譜』（一一九〇ページ）に「寛永八年父が遺跡の内五百石の地を分ちたまひ、十年二月七日二百石を加へられ、すべて七百石余を知行す。そのときの国郡詳ならず。いま相模国高座、下総国香取、常陸国鹿島三郡のうちを所務す。」とある。地元に残存する若干の史料から、享保期から幕末まで新宿村は小沢家の所領（一給）であった。むろん、それ以前も小沢家の支配であったことは確実である。その点では鹿野戸村と似ている。

右の小沢牛右衛門忠秋が、父忠重（一五〇〇石、寛永八年逝去）の遺命で、長子でありながら五〇〇石のみを継ぎ、弟重長が一〇〇〇石を継ぐことになったのは、忠秋が父の心に背いたからであったという。しかし、長子忠秋の五〇〇石とは「よき所にて」、つまり、よい土地をとという遺命であった。父は長子忠秋に対しては石高は少なくとも、よい土地を

与え、それによってあるていどの平等を期そうとしたのであろうか。しかし次子（弟重長）は、自分が家督をとったのであるから、自由にできるとして、兄長秋に「あしき地」すなわち悪い土地を与えたため、兄弟間で激しい争いがおきた。そして、幕府の決裁によって、寛永九年七月、弟重長は伊豆大島に遠流となった。彼は慶安元年（一六四八）に赦免されるから、一八年間大島にいたことになる（前掲『諸家譜』、『徳川実紀』二一五五ページ以下）。彼の子は四〇〇俵取りとなるが、孫の代で、不行跡によって断絶する。

弟との争いに勝った小沢牛右衛門忠秋は寛永十年の「地方直し」によって二〇〇石を増加され、七〇〇石となり、既述の『諸家譜』に「そのときの国郡詳ならず。……」とあるが、その領地は相模国高座郡芹沢村のうち二五〇石——父忠重の領地——、常陸国鹿島郡棚木村二〇〇石、東庄の新宿村二五一石一斗七升の計七〇一石余を推定できる（「鹿嶋領地頭御分地高帳」茨城県神栖町 沼田兵庫家文書、『神奈川県史』資料編8「元禄郷帳」など）。この領知形態は幕末までつづいた。

幕末・維新期、新宿村は二五二石四一九合余である。なお、羽計村、新宿村、石出村、谷津村、今泉村、今郡村の六か村を郡郷と称し、羽計村を除く右の五か村を郡郷枝何々村、たとえば郡郷枝新宿村と称したという。そして羽計村は郷郡の中心であった（『千葉県香取郡誌』一八ページ、二二二ページ以下）。

2 石出村

この村には、大正二年（一九一三）の「石出村沿革歴史」という記録（石出 保立正雄家文書）がある。これは同村（当時橋村石出）の保立喜三郎氏が書いたものであって、今日ではわれわれの見ることでできない史料に依拠したもの

らしく、かなり正確な記述である。

(前略)

一 天正十九年、辛卯七月廿一日、吉田作太郎代官所ト成、耕宅地縄受、手代渡辺源代、石毛主膳正検査(其当時ノ宅地、今畑ニシテ古屋敷と唱フ)、民家三十六戸、繩外寺院二ヶ所(慈眼院、地藏院ト称シタリ)、御蔵屋敷一ヶ所

一 元禄十丙丑年三月、古川三良右衛門代官所ト成リ、民家二十八戸ヲ増殖ス、芝地ヲ開墾シテ家敷ト定メ、村民住居ヲ移ス(屋敷坪数各々差アリ)、今ノ宅地是ナリ、同年下利根川沿岸ヘ本村小民六戸ヲ移ス、名主ヲ鈴木作右衛門ト称ス、今ハ其形跡ナシ

元禄十一年七月、大岡仁右衛門、天野三郎兵衛知行所ト成リ、両給ニ分ツ

一 享保二十乙卯年、浜田字禾野ニ於テ四町步余ヲ開墾シ、田トナシ之ヲ春溜ト称ス

右のように、天正検地の打出し高は不明であるが、屋敷数を指すと思われる「民家数」(三十六戸)はわかる。かつて同村に天正検地帳が存在したのであろう。また、元禄期に二八戸が増加したとある。そして元禄十一年七月、旗本大岡家と同天野家の二給支配になったとあるが、これは両家が年貢収納を石出村で開始した日付けとみるべきである。『諸家譜』によると、両家はその一年前の元禄十年七月二十六日に下総国匝瑳、香取、伊豆国加茂の、三郡のうちをもらっていることとある。元禄地方直しによる石出村への入封である。右のうち、香取郡のうちには、両家とも石出村のことを指していることは明らかである。元禄の郷帳によると石出村の村高は二九五石七四五合であるから、両家の同村の領地高はまったく均等の一四五石八七二・五合ずつであったろう。後年の諸記録はそれを物語っている。

元禄の地方直しによって、天野康命家は従来の二〇〇石をあわせて一〇〇〇石取りとなる。そして大岡家は八〇〇

石取りとなる。同家は、のちの享保十年（一七二五）、二〇〇石（香取郡の分はふくまない）の分家を出し、六〇〇石取りとなる。

ところで右の天野家（石出村領主）は三河譜代の最古参であって、五か国時代に三河三奉行がおかれた時もその一人に選ばれた由緒ある家柄である。そのような天野家が元禄期に一〇〇〇石にすぎない知行取りであるのはなぜか。それは、あまりにも有名な天野康景（天野三郎兵衛の曾祖父）逐電一件に由来する。天野康景が慶長十二年（一六〇七）三月、駿河国興国寺城主（一万石。そのほか二万石をあずかる）の地位を捨て去って逐電したのは、彼の足輕が、竹木を盗みにくる天領（幕領）の農民たちと争い、やむなく殺傷事件にいたったことに端を発する。

右の事件がおきた時、幕府代官側、さらには家康側近の本多正信らは、天領の民を傷つけたのは、その罪輕からずとして天野の足輕の首を差し出すことを要求した。怪我をした農民たちは自分らの行為を棚にあげて、家康に直訴したという。天野康景は「罪のない足輕の首を切ることはできぬ。といって公威を傷けるのも政道の妨げとなるから責任は自分が一身にひきうけよう」と言つて長子康宗（天野三郎兵衛の祖父）を連れて逐電したのである（『徳川実紀』『諸家譜』）。しかし、二一年後の寛永五年（一六二八）、長子は赦免され、一〇〇〇俵の廩米取りとなる。元禄十年以降、石出村領主の移動はなく、明治期を迎える。

前記の「沿革歴史」をさらにみよう。

- 一 寛政七乙卯年七月ヨリ溜井扶食トシテ玄米四俵、知行ヨリ年々被下賜リ、同年大ニ溜井ヲ修繕ス
- 一 文化二乙丑年、本村利根川沿岸ノ荒蕪地ヲ開キ、船入場ト爲ス
- 一 文政十二巳丑年、谷地式町余ヲ開墾シ田トナシ試作米トシテ壹石六斗ヲ上納ス、今ノ字名ヲ川田ト稱、壹番割、貳番割、三番割ト区域アリ、明治十年地租改正地押検査ニ際シ開墾、残ハ官有地トナリ、明治十五年五月皇宮地ハ被属、明治十六年一月、

又官有地ニ歸ス

- 一 天保七丙申年、累日ノ霖雨、穀菜不熟、同丁酉年、上農者ヨリ扶喰トシテ米穀若干ヲ貧民ニ分与セリ
- 一 安政二年、中堰大ニ修繕ス
- 一 本村ハ字西十六町、南北凡十八町、地形少シク坂路アリ、西ハ新宿、羽計、谷津、今郡、山林ニ接シ、南東今泉山林ニ接シ、東北下利根川ニ沿ヒ常陸ニ界ス

(中略)

(元)

- 一 万延庚申年三月、村民扶喰ヲ村吏ニ乞フ、村吏、上農者ト相諮リ玄米七石九升ヲ配当セリ
- 一 慶応元乙丑年六月、村民、寺院ニ嘯集シ米穀ヲ借ラントシ村吏ニ迫ル、村吏説諭ニ苦シム、既ニ旬余ニ及ブ、岩田藤兵衛外三名ニ於テ其情況ヲ察シ、一人ニ付玄米一斗七升、粟二斗三升、金若干ヲ分与セリ
- 一 慶応三丁卯年三月、村民又寺院へ集合スルヤ村吏苦心、其原由ヲ探ルニ慶応元年度ノ如シ、集詰解ケズ、共有ノ樹木ヲ伐採スルニ至ル、其慘狀見ニ不忍、岩田藤兵衛外四名ニ於テ玄米四十俵ヲ村吏ニ下与シ(村吏其配当ニ困ム)而シテ農事ニ就カシム
- 一 明治元年七月、柴山文平支配所トナル
- 一 明治二年二月、宮谷県管轄トナル
- 一 明治二年四月、慶応年度ノ如ク扶喰トシテ一人ニ付キ玄米三升八合宛ヲ分与セリ
- 一 明治三年、台畑五町式反歩ヲ開墾ス、但シ素山林(素山林)ニシテ六畝山ト稱シ今之ヲ毛無ト稱ス

(中略)

宝曆五年、石出百姓分

石出、田畑反歩調、寛政五年也

享保八年卯二月、石出村百姓反別名所調石出村ノ内
(石出村の半分の高)
 高百四十七石八斗七升式合五勺

壹石三斗三升壹合五勺 無地高
内 壹石貳斗五升 浦役高入

壹石三斗三升七合五勺

萱野錢、柑子役錢、網代役錢、百姓山錢、川岸屋敷高二入ル

此反別

(石出村の半分の面積であらう)
拾六町貳反七畝廿三歩

内 田方拾貳町三反四畝廿六歩
畑方三町九反貳畝廿七歩

右のうち夫食(扶喰とある)あるいは寺院への集合の件の部分は、その史料が現存しないだけに貴重なものである。残念なことに、これらの諸件が大岡家領分、天野家領分のいずれにおきたかについては明記してない。

末尾近くに「……柑子役錢……」とあるが、もし実際に植付けされているとすれば、この周辺では数少ないケースなのではあるまいか。あるいは名目的賦課だけが残ったのであろうか。ところで、元和三年十二月「下総国御柑子木数御帳」(『旭市史』三卷、原本は小見川町 谷本嘉規家文書)によると、

石出之郷

壹本 長福院ちやうふくいん

壹本 助右衛門尉

壹本 二良右衛門尉

壹本 源右衛門尉

壹本 甚右衛門尉

宅本 藤左衛門尉
 宅本 かれ 地藏院ちそういん

とある。右帳によると元和三年、東庄町ではそのほかに、宮本(村)一本、泉今(今泉)村二本、今郡(村)八本、やつ村四本、須賀山(村)一〇本、あわのゝ村七本、こをり(羽計か)村三本の柑子の植付けがある。この内容を細かくみると比較的寺院分の植付けが多い。柑子みかんは、家康が下総の土地を巡見したさい、小見川の岡飯田で柑子を賞味したことによって、その栽培の庇護と特権が与えられたといわれる。その範囲は小見川から銚子にかけての利根川の沿岸と、八日市場から太田郷、井土野、泉川郷、川口郷(以上、現旭市内)にわたった。しかしながらこのような柑子みかんは、元禄期ごろからその大部分が消えていったようである。

3 今泉村

この村については、天正検地(検地帳は現存せず)の二九八石余の打出し高、そして元和三年(一六一七)の、石河家宛の秀忠朱印状(五か村、一一五石余)のなかに同村分があった。そしてそれとあまり差がないと思われる寛永九年の「覚」(七か村、一七〇〇石六斗七升)に三一六石九升(うち七石四升の同所開を含む)とあった。同村は石河家支配の中心的存在であった(同家は寛永十年、河内国河内郡の内において一〇〇〇石の加恩があり、すべて二七〇〇石余となる)。

たとえば元禄三年の石河家の代官塩谷庄左衛門の「元禄元年戊辰御物成請取写 下総国七ヶ村納方之帳」(青柳富男家文書)によって、石河家が今泉村、鹿野戸村、今郡村、諸持村、森戸村、宇那谷村、稲毛村の年貢皆済の明細(物成

諸取亨)を今泉村に出していることを推定できる。おそらく、宇那谷村、稲毛村を除く五か村分の年貢を今泉村で送ったものであろう。やや後年の記録になるが、安永六年(一七七七)十一月の今泉村割本平右衛門の「当西ノ御歳貢米八ヶ村皆済目録之扣帳」によると、今泉村と阿玉川村から東八か村の年貢米を船積している。東八か村とは、宇那谷村が消えて、須賀山村のうち、阿玉川村のうち、桐谷村のうちが入ったもので、この時期は元禄十年か十一年かと思われる。石河家の記録(『諸家譜』)にはこれは記していない。記入を省略したのであろう。ところで「割本」とは割本名主のことで、東八か村の総代表的役割を果たす。次の史料(青柳家文書)は東八か村の年貢の一部の納入を示すもので、今泉村平右衛門の役割を示すものである。

覚

但シ四斗入

今泉村

一 米六拾五俵
内餅米七俵

一 同七拾八俵
内餅米七俵

鹿戸村

一 同三拾五俵
内餅米六俵

今郡村

一 同三拾五俵
内餅米七俵

諸持村

一 同拾八俵

下森戸村

一 同五拾四俵三斗
内餅米六俵三斗

須賀山村

一 同三俵七斗
内餅米七斗

笹川組

第三章 近 世

一 同拾四俵

阿玉川村

一 同拾俵

桐谷村

惣ノ三百拾三俵

内餅米貳拾八俵

右は当戌年御年貢米差船、無相違請取申候、以上

安永七戌年

九月

病氣引込ニ付印形除

熱田利助

伊藤新兵衛[㊦]

松田市右衛門[㊦]

今泉村

平右衛門殿

また、次の史料（同前）は、諸持村のおそらく前年度分の未納年貢米八俵のうち、積落し分二俵についての差延し許可証ともいうべきものであつて、今泉村平右衛門の責任者的立場を示すものである。年号の明記はないが、署名者の名前などから推して明和と安永期のものであらう。

覚

一 米六俵

但四斗納

右は諸持村古味進米、此度八俵上納ニ付、送状之表ニも有之候得共、出舟之節、積落シ候由ニ而船頭跡舟迄、二俵願ニ付、指延遣候以上

伊藤常八[㊦]

午

六月八日

小森忠兵衛[㊤]
松田市右衛門[㊤]
小林与右衛門[㊤]

今泉村

平右衛門殿

右の署名者のうち、小森家は後年の寛政六年（一七九四）に、不正を理由に追放され、石河家の筆頭用人の地位を失っている（川村優「旗本石河氏の財政再建築——寛政・享和期を中心とする家政改革の方向とその本質」『九十九里史学』二号）。同論文は多田庄兵衛家文書を多数使って、享和・寛政期の石河家の家政の問題点を追究している。

現存する他の史料などから今泉村の有力農の平右衛門家が割本名主に代々任命されてきたことを推定できる。しかし、天明期になると——正確に言えば天明六年——、須賀山村の多田庄兵衛家が東八か村の郷代に任命され、代官的役割を果たすことになるので、今泉村平右衛門家の立場は若干後退する。

今泉村の村高は寛永九年、三二六石九升であったが、享保期（享保六年）以降の割付状などでは三四八石一升四合となる。しかし、安政六年（一八五九）に、五二石七升六合五勺四才が上知（返還）になって天領となり、今泉村の石河家領分は二九五石九斗三升七合余となる。同時に石河家の香取郡阿玉川村分、同郡桐谷村分、同郡諸持村、森戸村分、千葉郡稲毛村分も上知になり、石河家は二七〇〇石から二〇〇〇石になっている。これは種々の史料から確認できる。

今泉村は万延元年、これに反対する嘆願書を提出している（『乍恐以書付奉願上候」、青柳富男家文書）。石河家の所領削減は勤役中、勤方がよろしくないとの理由によるが、幕末の複雑な政治情勢も影響したのであろう。石河家は天保十四年から安政二年までの一一年一か月の間、勘定奉行であった。

4 宮本村

この村は天正十九年に検地があり、村高九五石三斗の打出しがあった。元禄郷帳によると同じく村高は九〇石三斗である。

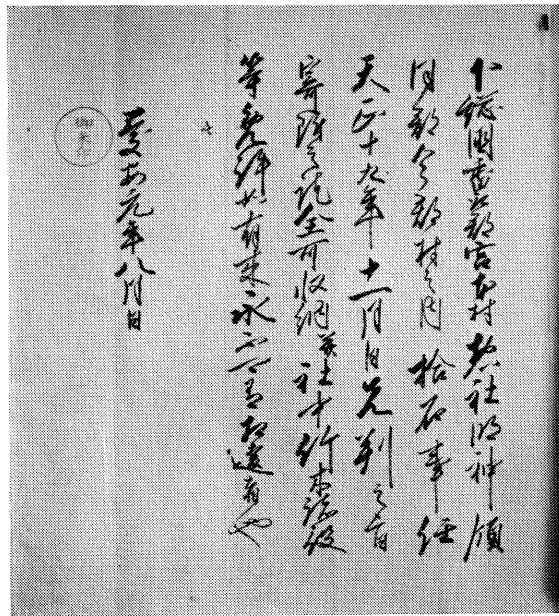
『千葉県香取郡誌』(一二二ページ)によると、宮本村は「今郡区人郡氏蔵永禄三年辛酉東勝秀文書に宮本と記し天正十九年辛卯徳川家康寄附状宮本郷に作り同年検地帳に村とす、本区は古へ青馬と一村にして東大神鎮座近傍の地を指して宮本と称せしを、後分て二村と爲りしものゝ如く、尚ほ香取神宮、松沢熊野神社、所在地を宮中又は宮本と曰ふか如し」(説点を多くするなどの補正をした)とある。

もし、かつて宮本村が青馬村と同一村であったとするなら、「古へ」ともあるようにそれはかなり以前のことであろう。ともかく東大社が存在したことによって宮本村となったという説は、根拠があるといえよう。

ところで、東大社のすぐ傍に湧水点(さかつきの井戸)があり、そこからコンコンと湧く水は今泉・諸持・桜井・宮原の四か村の稲作用水として重要であった。もし、この用水がなければ、これら四か村の稲作生産は困難であったといつてよい。諸持村は、当時の今泉村と同じく石河家の一給支



東大社そばの「さかつきの井戸」



東大社への三代將軍家光の慶安元年朱印狀（写）

配（支配する領主が一人のこと）領である。諸持村には他村への分水地点の「弁財天」があり、この配水をめぐって争論がしばしばおきている（後述）。

これらの事実によって、東大社の成立そのものが、この用水源の存在と深くかわっていたものと考えたい。

さて、東大社には、後年の写しではあるが、天正十九年十一月の徳川家康の朱印狀（宮本 飯田真也家文書）があり、それには「下総国香取郡宮本郷之内、拾石之事、右令寄附訖、弥可抽武運長久之清誠者也」とある。これによって石高一〇石の朱印地が東大社に与えられたことがわかる。この朱印地は今郡村に存在する。同朱印地は明治初期の記録である

「記録簿」（今郡区有文書）によると、一町三反一五歩あって、東大社の神主家は享和元年（一八〇一）二月の火事によって、多くの史料を焼いたため、古いものには写の史料が多い。慶安元年（一六四八）八月の徳川家光（三代將軍）の朱印狀（同上家）に「下総国香取郡宮本村総社明神領、同郡今郡村之内拾石事、任天正十九年十一月日先判之旨、寄附之訖、令可收納并社中竹木諸役等免許如有来、永不可有違者也」とある。そして以後の現存する朱印狀にも「今郡村之内拾石……」とあ

る。

天正期、代官領であったと思われる宮本村は、寛永十六年十二月、内田信濃守正信の支配下に入ったものと思われる。なぜなら寛文四年（一六六四）の「寛文印知集」に、内田家の領分であったことが記されているから、すくなくも寛永十六年からの同家の支配を推定してよいのではなからうか。そして元禄十年（一六九七）七月、元禄地方直しによって、旗本堀長郷家（五〇〇石）の支配下に入る。これ以後、明治期まで、堀家の支配がつづく。享保六年（一七二一）三月の「下総国香取郡東之庄宮本村」の「村指出」（飯田真也家文書）によると、「家数貳拾五軒、人数八拾人、内女三拾五人、馬拾三疋」とあり、また「御年貢米津出場半日□除」とある。幕末・維新期の村高は堀銃三郎分九五石三斗、代官支配所分一八石九斗八升である。ここでいう代官支配所分の実体は不明である。

5 青馬村

この村の支配の変せんについては次の延享三年（一七四六）の史料（青馬 河津貞夫家文書）がかなり正確なものと思われる。

乍恐以上書申上候

一 下総国香取郡青馬村惣高三百四拾貳石貳斗六升貳合、前々は内田出羽守様御知行所ニ而御座候、寛文拾壹年、同拾貳子之年迄兩年、野村彦太夫様御支配所ニ罷成り、延宝元丑年、御三給ニ分申候、

但

△A√高三拾石七斗四升は

筒井内蔵様御知行所ニ渡ル

△B▽高百貳拾五石九斗七升は

宮城三左衛門様御知行所江渡ル

△C▽高百八拾五石五斗五升貳合は

野村彦太夫様御支配所、其後熊沢武兵衛様御支配、其後、万年長重郎様御支配、又大久保平兵衛様御支配所ニ罷リ成候
処、元禄十一年寅年ニ佐野右衛尉様御知行所ニ罷成ル

右宮城三左衛門様御知行所ニ而百貳拾五石九斗七升之所、元禄十壹年寅年役本喜兵衛様御支配所ニ相成、同年山田長右衛門様御知行所ニ被仰付候、先達而申上候通、先年武州武蔵野御用ニ付……

これによると青馬村は前々は内田出羽守知行所とある。寛文印知集によっても同村は寛文四年、内田出羽守正衆（下野鹿沼）の領地になっている。おそらく寛永十六年十一月から同家の支配下に入ったものであろう。同年同月、同家は下総国香取、常陸国鹿島両郡で八二〇〇石の加増をうけ、合計一万石となる。この加増のなかに先述の宮本村も青馬村もふくまれていたことを推定できる（そのほかに平山、窪野谷、高部、谷津、下桜井、粟野、小南の七か村も同じ事情を推定できる）。

さて、青馬村は下野国鹿沼藩領であったが、寛文十一年（一六七二）同十二年までの間に幕領になる。そして翌延宝元年（一六七三）から三給、つまり△A▽旗本筒井家、△B▽の旗本宮城家、△C▽の幕府の支配となる。これは延宝元年から、幕領青馬村の四五・七%が旗本領になったといった方が正しい。ところで△A▽の部分については次のような説がある。寛文十年（一六七〇）に、下総椿海（椿新田）開発のため、筒井家の上代郷のうち二六石九斗五升余が新田御用のため召上げられたので、三年後の延宝元年に△A▽の青馬村の三〇石七斗四升を与えられた。その差額三

石七斗八升三勺が「込高」となったという（上代和男家の村鑑帳による）。これは筒井家が分家を出す以前のことである。

そして、元禄の地方直しによって、青馬村の残りの幕領部分、すなわち△C▽の部分（一八五石五二合）も元禄十一年（一六九八）、旗本佐野家の支配となった。つまり、同村は元禄十一年、すべて旗本領となったわけである。

しかし、同年五月、宮城家の部分△B▽は、いったん、幕領になる。そして、それは同年十一月、旗本山田家の所領となったのである。宮城家は四〇〇〇石取りの、そして山田家は三五〇石取りの家柄である（宮城家は『諸家譜』一〇—三二〇ページ、山田家は同一五—三九九ページによる）。

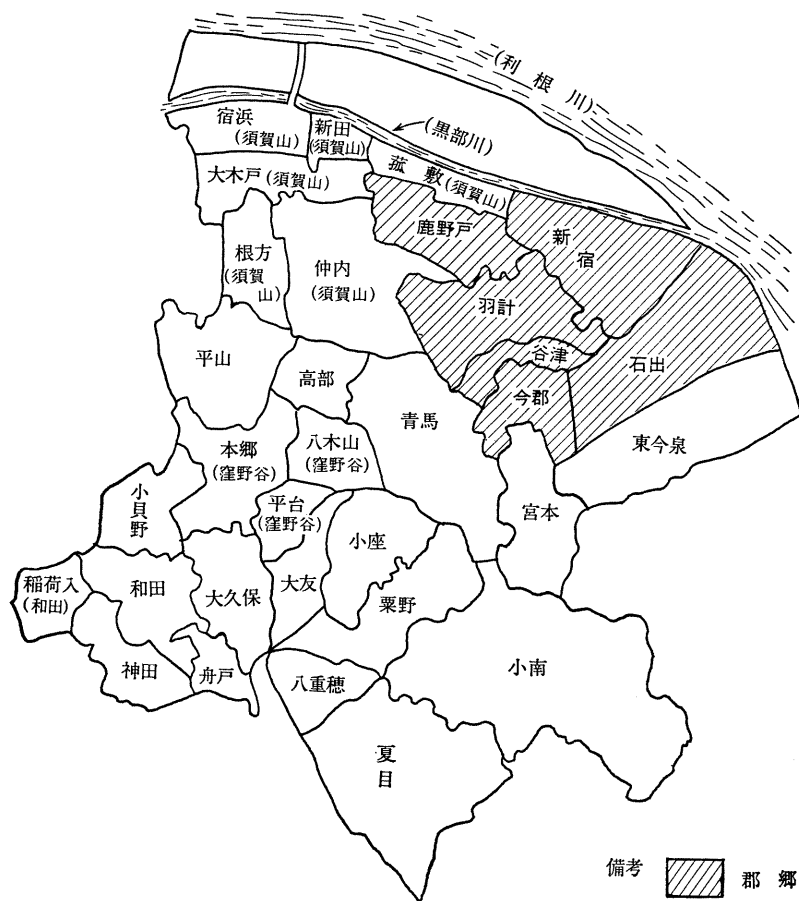
だから青馬村の元禄十一年以降の領主は、筒井家、佐野家、山田家の三家となり、まさに三給となる。幕末・維新期の支配状況は次のようになる（『旧高旧領取調帳』）。

佐野 欽六郎 一八五石五斗五升七合、山田 万助 一三二石二斗六升五合、筒井 主殿 三〇石七斗四升

6 今 郡 村

すでに述べたように、今郡村は天正十九年の代官領としての検地で一九六石余の村高が打ち出された。そして元和三年（一六二七）の朱印状によって、同村が同時期すでに石河三右衛門（のち土佐守）の領地であることを確定できた。

このことは、文禄三年（一五九四）からの同家の支配をも推定できる。この推定の根拠の『諸家譜』（五一—四二五ページ）の中の記述を引用しておく。微妙な表現ではある。文禄「三年めされて台徳院殿に附属せられ、下総国香取郡のうちをいて采地をたまはり、慶長五年信濃国上田城を攻めたまふによりしたがひたてまつり…」とある。



第2図 郡郷といわれた6か村

寛永九年（一六三二）の村高は二〇七石五斗（うち一八石余は「開」であった。元禄郷帳によると村高は二一七石五〇七合である。天保期の年貢皆済目録によると、村高は二一石四斗一升（二八町四畝歩）で、そのほかに新畑八畝歩がある。むろんこの新畑は村高には入らない。この村高は『旧高旧領取調帳』の記載と一致する。

今郡村にはこのほかに宮本村の東大社領一〇石がある（幕末には八合増える）。これは宮本村の項のところで述べた朱印地一〇石のこと

である。今郡村のうちに、朱印地が設定されたのは、何らかの理由があったのかどうかははっきりしない。

今郡村の村名については、郡郷、あるいは郡之郷（いずれも羽計村、石出村、新宿村、鹿野戸村、谷津村、今郡村）の「郡」を分けて「今郡村」としたとする説が地元では有力である。同村には近世文書が多く保存されている。これらについては後述したい。

なお、今郡村の領主石河氏は、おそらく文禄三年——元和三年からは確實——から、明治期にいたるまで移動することはなかった。それは鹿野戸村の場合と同じケースといえよう。

7 谷津村

天正十九年の代官領としての検地の打出し高は、一三〇石二斗九升（一五町八反二畝一一歩）である。この村高は幕末まではぼ一定であったことは名寄帳類などから確認できる。そして、維新时期は『旧高旧領取調帳』によると、一四四石九斗九升一合となっている。

天正期以後の支配状況について述べておこう。同村は寛文印知集に寛文四年、内田家の領地であることが明記されているから、寛永十六年十一月からの内田家の領地であったことを推定できる（後述）。そして元禄十二年三月、旗本久世三之丞が領主となる。

『諸家譜』（二六一七四ページ）には、「元禄十二年三月二十九日父が遺領下総国香取郡の内にいて五百石の地を分ち賜ひ、寄合に列し、四月十五日はじめて常憲院殿に拝謁す」とある。（網註）

右のうち「父が遺領」の父とは、内田出羽守正衆（一万五〇〇〇石、前述の青馬村の項参照）のことであるから、谷津

村が青馬と同じように寛永十六年十一月から内田家の領地であったと考えてよい。ただし、青馬村（同村の前記の記録が正しいとすれば）の場合とは異なり、前述したように谷津村は寛永十六年十一月から元禄十二年三月まで、一貫して内田家の領地であったといえる。

久世三之丞は内田正衆の四男（だから当主の叔父にあたる）で、母方の祖父久世大和守広之に養育されたため、久世を称した（久世大和守はいわゆる『佐倉義民伝』で、鴛籠訴をうけたとされる老中である）。久世三之丞家の領地五〇〇石とは、谷津村のほかに、窪野谷村の一九二石余（分給。明治初年の記録）下桜井村の一九〇石余（時期は同上）であることを確認できる。

谷津村の村名の由来は、伝承によると次のようである。すなわち羽計村と今郡村の間に谷があり、かつて分村前は、字谷と称していたためであるという。分村前とは、郡郷（あるいは、羽計郷）のなかに谷津村があった時の天正以前のことを指すものであろう。

なお谷津村には明治十六年（一八八三）に書かれた、「千葉県下総国香取郡羽計村、谷津村、今郡村沿革歴史」（今郡多田和夫家文書）があり、若干訂正を要する部分があるとはいえ、次の箇所は参考となろう。

而シテ村名谷ノ原因ハ故老ノ伝ル処ニヨレバ羽計村ト今郡村ノ間、谷アリ、往古、分村ノ以前ハ字谷ト称シタルヲ以テ分裂ニ際シ村名ニ改正シタルナラント言フ、尤モ現村ノ地形ヲ見ルニ該故老ノ口碑疑フ処ニアラス、然ルニ方今、谷津村ト書スルハ他ニ原因アルニ非ス、谷ツ村或ハ谷津村ト記シ、津ノ字ヲ助辞ニ用ヘ来リ、年月ヲ経ルニ従ヒ自然ニ谷津村ト記スニ至ル

谷津村は元禄期の久世家支配以降（あるいはそれ以前から）、明治期にいたるまで、領主の変動はなく、一給支配がつづいた。同村には土地所有状況を示す史料がかなりある。これについては後述する。

8 羽計村

前述の「千葉県下総国香取郡羽計村、谷津村、今郡村沿革歴史」に次のようにある。これは天正検地のところで述べたものとはほぼ同一見解のうえにあるといえよう。

一、本村(羽計村)ノ創始ハ不詳ト雖モ今マデ経ル事五百年前、此ノ古書ヲ見ルニはぐかりむらと記シアリ、又天正十九年辛子八月(卯)中御代官吉田佐太郎ノ調査セシ検地帳ニ下総国香取郡東庄郡郷野帳ト之レアリ、則チ大名ナルヘシ、其小名はぐかり郷ハ往昔ヨリノ名ニシテ、分郷石出村、鹿野戸村、今郡、谷津村、新宿村、此ノ五ヶ村分裂シタルモ又年代不詳ト雖モ、天正十九年該村々ノ検地帳ニ郡郷枝何村ト記載アリ由之觀、之ハ全ク本郷ノ分村ト言ザル可カラス、而シ谷津村、今郡村ノ検地帳ヲ通覽スルニ繩受人はぐかりむらノ某々トアルヲ見レハ元來はぐかり郷ト唱シタル一証ナリ……

つまり郡郷のなかに羽計村が早くから存在していたという。この羽計村が郡郷の中心であったとみてよい。しかし、この筆者は、「下総国香取郡東庄郡郷野帳」については、それを「大名」つまり郡郷(谷津、今郡、鹿野戸、新宿、石出)の検地帳とみているようだが、それは羽計村の検地帳とみるべきであろう。右の筆者の文意がはっきりしないところもあるが、いずれにせよ、それを羽計村の検地帳とみるのが正しい。

ところで『千葉県香取郡誌』(二二二ページ)には、羽計村について「郡郷の本土なりしを以て分村の時郡村と称せしか尋て羽計に改む」とある。しかし、羽計村の名称はかなり早くからあったものとみてよいであろう。なお、郡村の名称は、羽計村の別称として、後まで使われていた。

天正十九年の代官領以後、羽計村の領主はどのような人になったであろうか。知りうる範囲で述べてみよう。

一番明確なのは、幕末・明治初期の支配状況であって、それは次のようになる『旧高旧領取調帳』。①安中藩 三五石九斗余、②兼松平太郎 一七六石四斗余、③内藤彦次郎 一五〇石、④揖斐与右衛門 二五石六斗余、⑤多田三八三〇石、⑥多田左衛門 二〇石、そのほかに⑦吉祥院除地 一二石。

これらの石高を集計してみると四五〇石五升五合となる。これが当時の羽計村の村高といえよう。右の六人の領主のうち、一番新しい領主は①の安中藩である。すなわち、明和四年（一七六七）、安中藩々主板倉伊予守勝清が下総の匝瑳、香取、海上の一萬石の加増によって三萬石となったさいに、羽計村の領主になった。おそらく石高は三五石九斗余であろう。この部分はそれまで天領であったものと思われる（後述）。安中藩以外の五人の領主はそれよりずっと以前から羽計村の領主であった。②、③、④、⑤の領主および⑥について述べてみよう。

②兼松家について。旗本兼松正寔^{たね}が元禄十年七月、廩米をあらため、香取郡のうちに采地三〇〇石（このなかに羽計村があつたのは確実であろう）をもらい、すべて一二〇〇石取りとなる。だから、兼松家は元禄十年から羽計村の領主になったといえる。その石高はほぼ一七六石四斗余であった。そして享保九年（一七二四）七月、正寔の孫正尹は、彼の弟正僚^{まさとも}（吉五郎）に三〇〇石を分けている（『諸家譜』四―三九三ページ。以下、これによるところが多い）。この三〇〇石のうち羽計村があつたことは確実である。ところで、同村（兼松家分）の享保九年の田畑名寄帳（羽計致昭家文書）の末尾に次のようにある。

惣高合

百七拾六石四斗五升三合

右は羽計村高百七拾六石四斗五升三合、兼松吉五郎様江御知行御渡り候ニ付、高反別、以高割前、大小百姓立会無相違、吟味仕差上申候、以上

享保九辰年八月

兼松吉五郎様
清水勝右衛門殿

名主

助右衛門

ここにいう「御知行御渡り」とは、兼松正尹から兼松正僚への知行分け（分与）を指している。

◎内藤家について。『諸家譜』（四―一九三ページ以下）の記載によると、この内藤家の羽計村における領主としての歴史は古い。旗本内藤長教は、かなり早くから八〇〇石（香取、海上郡など）を知行して万治二年（一六五九）八月に死んでいる。この八〇〇石のなかに羽計村があったことは確実である。残念ながら八〇〇石の知行取りとなった年月、すなわち羽計村の領主になった年月は不明である。『諸家譜』に「……後、大坂兩度の役に供奉す。其後道奉行を勤め、これよりさき、たまふところの食祿に加恩ありて、上総国武射、下総国香取、海上、常陸国真壁四郡のうちに在いて、すべて八百石を知行す。万治二年八月十三日死す」（傍点、引用者）とある。「これよりさき」が、「たまふところの食祿に」にかかるのか、あるいは「加恩ありて」にかかるのか微妙である。しかし、内藤長教が道奉行になったのは、『徳川実紀』（三一―一二ページ）によると寛永十五年九月十二日であるから、八〇〇石になったのはそれ以前ということになる。とすれば「たまふところの食祿に加恩あり」とは、寛永十年二月のいわゆる「寛永の地方直し」のことを指すのではないのか。だから内藤家が羽計村の領主になったのは、寛永十年（一六三三）としてよいのではないだろうか。

内藤長教の孫品寛しなあきは寛文四年（一六六四）、遺跡八〇〇石のうち、三〇〇石を弟長就に分ける。そのなかに羽計村が入っていた（後述）。

④揖斐家について。旗本揖斐家は羽計村の領主のうちでは、石高は少ないが（二五石六斗）、一番古いのではなからうか。『諸家譜』（五—二〇ページ以下）によると、海上郡のうちの五〇〇石取りの揖斐政景は、元和元年（一六一五）から元和七年までの間に新恩二〇〇石（香取郡、武蔵国橋樹郡のうち）を加えられるが、そのなかに羽計村分があったことは確かであろう。なぜなら元和七年七月、小田原の町奉行となった時、新恩二〇〇石（相模国大住郡のうち）を与えられ、計九〇〇石取りが確定するからである。

つまり、元和元年から同七年にいたるまでの間に、揖斐家（本家）が羽計村の領主になったことを推定できる（ただし、『諸家譜』の編さん者は時折、海上郡と香取郡をとり違えたりすることがあるから注意を要する。できうれば他の史料などで補う必要がある）。

⑤多田三八家（明和期の名を便宜的に使っておく）について。この多田家は①の多田正信家の本家にあたる。

多田三八の祖正長（三八郎）が羽計村に入った時期を確定するのは困難であるが、二代將軍秀忠の時（慶長十年〜元和九年。実質的には家康没後の元和二年以降）に三〇〇石、そして寛永十年（一六三三）の地方直しによって二〇〇石の加恩があつて五〇〇石取りとなる。この五〇〇石（上総国市原・長柄郡、下総国香取郡のうち）のなかに羽計村分があつたことは確実であろう。

おそらく、右の羽計村の多田家分の石高は、①の多田左衛門家分もふくんでいたものであろう。

なぜなら、多田正長の二男多田正信は寛文二年（一六六二）十二月、「父正長が遺跡のうち上総国市原、長柄ながは、下総国香取三郡かとりのうちにして、二百石をわちたまはり小普請」〔『諸家譜』五—七八ページ〕となつた。この時、正信は一

二歳であった。つまり、㊦多田正長の領地の一部は、寛文期に分家され、㊧の多田正信家分が成立したことになる。前述したように幕末・維新期の記録によると前者が三〇石、後者が二〇石となったものとみてよい。

㊨の吉祥院は元禄九年（一六九〇）七月の「下総国香取郡東庄羽計村吉祥院地領之高帳」などから、一〇石九斗の領地であることがわかる。同院の寛政四年（一七九二）八月の「寺領名寄帳」によると、同院の領地高は一石五斗六升余りで、農民六四名で所持している。

（三）東城地域

1 小南村

すでに述べたように松平定勝（徳川家康の異父弟）は、天正十八年（一五九〇）九月十日、小南において三〇〇〇石、すなわち小南周辺三〇〇〇石を領し、一一年後の慶長六年（一六〇二）二月に転封し、遠州の掛川城主（三万石）となる。残念ながら右の三〇〇〇石の領地の範囲は不明である。しかし、粟野村はそこの中にくまれていたといわれている。

地元側の記述、あるいは伝承によると、小南村は、慶長六年からの、小見川領の㊩青山忠成、そして元和五年からの㊪土井大炊頭利勝、寛永十年からの㊫三浦志摩守正次、寛永十六年からの㊬幕府代官一色忠次郎、寛永十七年からの㊭内田信濃守正信、の領分となっている。そして、寛文十一年（一六七二）以降は代官領（代官は八木仁兵衛、熊沢武兵衛、高室金兵衛、設楽勘左衛門へと交代している）となり、そして宝永二年（一七〇五）、旗本佐野信濃守の領地となる、

とある。

右のうち、①をのぞく②～⑤までは小見川領の支配下という意味であろう。②の青山忠成は『諸家譜』によると、慶長六年二月三日、上総・下総のうち一万一〇〇〇石の加恩によって一万六〇〇〇石になるが、小見川領主であるという確証はない。③の土井は慶長七年から小見川領一万石であるから元和五年とするのは無理な気がする。④の三浦正次(その母が土井の娘)は寛永十三年から小見川大和田五〇〇〇石を領する。⑤の内田信濃守についてはほぼ正しく、寛永十六年に小見川を領した(しかし、小見川藩主ではない。元和五年同藩は廃藩となっている)。

小南村にのこる領主名の記述類あるいは伝承類は、城主名・藩主名に後年の事項を混同している点などに若干問題があるが、これらの記述を一つのデータとして使うことはできるであろう。

既述したように天正十八年から慶長六年までの一一年間、松平定勝が小南村の領主であった。そして、寛文四年の寛文印知集によって、同村が内田家の領地であることがわかるから、すでに寛永十六年から同家の領地であったことを推定してよいのではなからうか。だから、慶長六年から寛永十六年までの領主は現在まで確認できないといえよう(むろん、先述の②～⑤の領主名の確率は高い)。

さて、小南村は、宝永二年(一七〇五)三月、佐野信濃守勝由の領地となる。彼の小南村の領地高は五一一石一斗余(幕末期)である。これは小南村の全部ではない(元禄郷帳によると、同村は五八三石六九九合。もう一人の領主については後述)。佐野は小南村の領主になる八年前の元禄十年、青馬村(分給)の領主になっている。

宝永二年、佐野家は小南村分などの二〇〇〇石の加増分をあわせて三〇〇〇石の知行取りとなる。この加増は五代將軍綱吉の生母桂昌院の要請によったものという。有名な生類憐みの令は桂昌院の勧めによるところが大きいといわれる(佐野家は後年の安永三年、さらに加恩一〇〇〇石があり、四〇〇〇石取りとなる。ここでの佐野家についての記述の多くは

『諸家譜』によっている。

内田家支配以後の小南村のもう一人の領主は、享保十四年（一七二九）三月からの旗本藪忠通である。藪忠通の自家は四〇〇石取りにすぎないが、分家の彼は三〇〇石取りからスタートして、一代で五〇〇〇石取りという出世ぶりを示している。

藪忠通の小南村の領地（六八石一斗二升。幕末期）は、内田家の旧領分であり、享保十四年当時は幕領ではなかったかと思われる。藪家の小南村への入封（分給）は、それより五年前の内田家（居所は鹿沼）の減封↓長子正親（一五歳）の小見川への入封、と関係がある。この減封一件は、享保九年、鹿沼藩主の「正偏失心せしといひながら、その妻女を疵けしことにより、領地のうち三千石をけづりて下総国香取、下野国都賀両郡のうちにをいて一万石の地を正親にたまひ、香取小見川^{せみがな}を居所とす。」（『諸家譜』一六―七三ページ）となる。

このように、享保十四年からの藪家の小南村の新領地は、内田家が減封によって幕府領（代官領）になった分であるという推定で理解はつく。しかし、宝永二年の、佐野家の場合はそのようにはゆかない。その時期前後、内田家側には『諸家譜』などをみるかぎりではそのような記述はない。しかし、宝永二年の佐野家の新領地分は、内田家領（あるいは内田家領↓幕府領）であったものとみないわけにはゆかない。もし、そうでなければ寛永十六年以来からの小南村の相当の部分は幕府領（あるいは他領）であることになる。

いづれにせよ、ここでは宝永二年の旗本佐野家、享保九年の旗本藪家の入封を確認しておく。

小南村はこの二人（佐野家、藪家）の領主の支配が明治期にいたるまでつづく。ところで、小南村下に棒海新田の一つである夏目村が成立し、元禄八年（二六九五）に検地をうけている。棒海新田工事は寛文七年（二六六七）の測量から始まり、同十年に完成している。

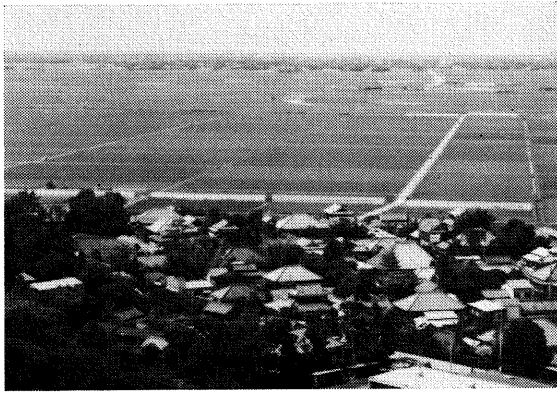
2 夏目村

右にのべたように小南村の村下に夏目村が寛文十年に完成した。そして元禄八年三月、検地が行われた。同年の二冊の「下総国香取郡小南村下椿新田検地水帳」(夏目 向後彰家文書)によると、同村は上田(石盛は一石四斗代)、中田

(一石三斗代)、下田(一石二斗代)、下々田(一石代)、悪地下々田(七斗代)、中畑(一石代)、下畑(八斗代)、下々畑(六斗代)、砂畑(四斗代)、屋鋪(一石代)、松芝間(三斗代)、芝間(三斗代)からなり、「田畑屋鋪合」一四六町七反式畝廿七步(分米一四八三石九合Ⅱ村高)とある。このほか「溜井」一六町三反歩、そして除地として「右衛門抱」名儀の八幡宮鋪三步と神明宮鋪九歩がある。

右の夏目村の村高は以後、変ることなく明治期を迎える。ところで、右の元禄期以降から宝暦十三年(一七六三)まで同村は幕府直轄領であった。

宝暦十三年五月の内容の夏目村の明細帳(野村兼太郎『村明細帳の研究』所収)によると同年まで「分ヶ郷無御座候」とあり、全村幕府領であったことがわかる。野村氏はこの明細帳について「……本文最後には、宝暦拾三年は何を意味するか不明である」と添書きしていられるが、これは宝暦十



椿海新田の夏目村

三年に領主が一部変ったために村側で書上げたものを、安永二年に写して書いたものと理解すべきであろう。だから、その内容は、宝暦十三年とみるのが正しい。

宝暦十三年五月、夏目村の一部を旗本榊原政武が領有する。『諸家譜』によると石高は、上総国武射郡のうちの采地（彼の祖父の代の慶安三年のさいは二〇〇石）分である。この榊原の夏目村の新領地分はおそらく二五一石五斗余ではあるまいか（彼の家はそのほかに粟米一〇〇俵の扶持がある）。それゆえ、夏目村の残りの部分、すなわち幕府領部分は一二三一石五斗余であると推定できる。

右の幕領部分は、明和四年（一七六七）七月に安中藩（藩主板倉伊豫守）の領地となる。これは羽計村のさいと同様に板倉が西城の老職就任のさい一万石加増（香取・海上・匝瑳の三郡のうち）となって三万石となった分のうちにふくまれる。このようにして夏目村は旗本榊原家、安中藩の、二給支配のまま明治期を迎える。

ところで宝暦十三年の状況を示すと思われる前述の村明細帳によって、田畑のこやしは「馬屋こひ土こひ」共に、一反につき二〇駄ほどであり、干鰯は一俵あるいは二俵ずつ必要であることがわかる。稲の品種は、京早稲、金沢、きの国（以上、早稲）、「大部」「かさいろこふ」（以上、中稲）、「あかなヲ」（晩稲）である。そして、畑方では、あわ、ひえ、きびなどを多く作っているとある。

なお、同帳には、家一一八軒、そのうち一八軒が水呑・小作百姓で、惣人数五七七人（男二八六人、女二九一人）とある。そして村高一四八三石九合のうち越石・持添の高は五四三石余で、その内訳人数は、小南村百姓三二人、上永井村百姓一人、永井村百姓二人、今郡村百姓四人、宮本村百姓二人、荒野村百姓一人、栗野村百姓一人である。

話が前にさかのぼるが、正徳二年（一七二二）に夏目村市郎右衛門と八重穂村源右衛門が訴訟をおこして、棒海一八か村各村の検地帳所持を要求している。その結果、同五年、割元名主（四名）制が廃止される。そして一八か村へ検

地帳が渡され、各村に名主が置かれることになる。右の夏目村市郎右衛門と八重穂村源右衛門も名主になっている。市郎右衛門（現在の掛巢市郎右衛門△鬼石▽）家には椿新田の覚書など若干の史料が現存している。

3 八重穂村

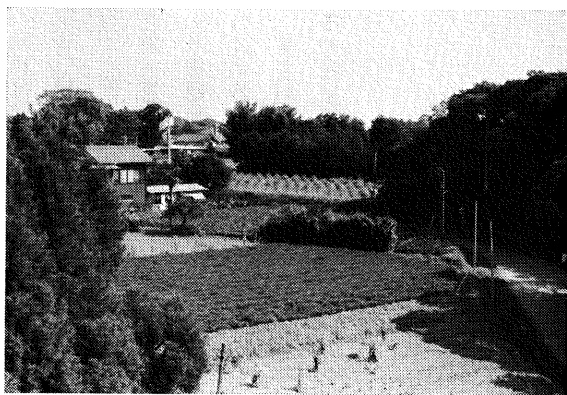
同村は前述の夏目村と同じように粟野村下に椿海新田の一つとして元禄八年に検地をうけて成立した村である。同年の二冊の「下総国香取郡粟野村下椿新田検地水帳」（八重穂、高橋正雄家文書）によると同村の村高は三八九石一八五合で、面積は四一町一反二七步である。石盛りは前記の夏目村とほとんど同じであるが、夏目村のような、砂畑、松芝間、芝間はなく、かわりに、悪地下々田（七斗代）がある。夏目村には上田があつたが八重穂村にはない。

八重穂村は、夏目村と同じく明和四年から安中藩の領地となる。しかし夏目村と違って同藩の一給支配である。それは明治期にいたるまでつづく。

夏目村の項で述べた、正徳二年一件の訴訟のさい、夏目村市郎右衛門とともに知られている八重穂村源右衛門家のその後については不明である。

4 栗野村

この村は、小南村の項で一部述べたように天正十八年九月の、松平定勝の小南三〇〇〇石領に入るといわれている。伝承によると、以後、同村は小南村と同じように、青山忠成、土井大炊頭、そして寛永十年の三浦志摩守正次、寛永



栗野村の風景

十六年の一色忠次郎の支配となるが、しかし、寛永十七年からは、旗本宮城三左衛門家の支配となったという（小南村は同年から内田家領となっている）。そして元禄期（元禄十年・十一年が正しい）に、旗本青木家（一七〇石余、同中川家（一三四）一五〇石三斗六升余）、同杉田家（一三四石七斗余）の三給支配となったという。

だが、右のうち、すくなくとも、寛永期以降の若干については、疑問がある。すなわち、寛文四年（一六六四）に栗野村（その一部という可能性もある）は、小南村などと同じく、内田家（一万五〇〇〇石）の支配になっているからである（『寛文印知集』）。その点では小南村の場合と同じである。

元禄十年の杉田（五〇〇石取り）、中川（二〇〇〇石取り）、元禄十一年の青木（四〇〇〇石取り）の三給支配がつづき、明治期を迎える。村高は元禄期四三九石五斗八升八合であり、幕末期四五五石二四九三合である。

5 小座村

『千葉県香取郡誌』（一二三ページ）に、「天正十八年北條氏の亡ぶるや千葉氏の宗族亦離散し徳川家康関東を領し其族松平定勝を小南に封し近傍三千石を領す小座は別に海上郡網戸の領主木曾義就（一に義昌）の所管たり慶長以後青山忠成小見川に在り此地方を領し尋て佐倉城主土井利勝古河城主三浦正次の所領と爲り後ち諸侯又は旗下の采地代官の支配地等数次の更迭あり」とある。このうち、小南村の項で述べた、同村の地元側の伝承・記述に似ている点は、

青山忠成、土井利勝、三浦正次（古河城主であったことはない。彼は土井の甥である）の領主名についてである。だから、最初の本曾氏を除くと、三浦氏までは小南村と同じ領主であったことになる。

小座村側の地元の記録によると、三浦氏以後は、寛永十六年、同村の一部は旗本小笠原氏の知行、一部は幕府直轄領（代官一色忠次郎）となったという（粟野村もこの時、一色忠次郎が代官であった）。その後、小座村は旗本小笠原家と幕府直轄領（代官八木仁兵衛→高室四郎兵衛→設楽勘左衛門）となるという。この小笠原家というのは一貫して同じ家（ある



小座村の風景

いは分家）を指すかどうかははっきりしない。しかし、宝暦期の書上げとされる（元禄期の状況を書上げているともいわれる）『下総国各村級分』によると当時同村は、二一石九升九合で「御料所」と「小笠原彦三郎知行」とある。そして弘化二年（一八四五）の記録（『千葉県香取郡誌』）によると、代官高木清左衛門支配一一石九斗九升、小笠原采女知行二〇〇石とある。幕末・維新时期は、代官所一一石三九合、小笠原政太郎二〇〇石とある（『旧高田領取調帳』）。これらによって、寛永十六年の場合はともかくとして、ここでいう宝暦以降の小笠原家とは、小笠原政登家と、その分家のことである。同家は寛延元年（一七四八）六月二十三日、香取郡のうちに三〇〇石を加えられ、五五〇〇石取りとなる。この三〇〇〇石のうちに小座村があったことは確実である。そして寛延元年から一〇年後の宝暦八年十二月に右の小笠原政登の四男政孝が父の采地香取郡のうちに五〇〇石をうけとり、そのなかに小座村があったものと考えてよいのではな

だろうか。

さて、この項の最初に出てくる木曾家について述べておこう。天正期、小座村の領主だったといわれる木曾義就（彼は木曾義仲の後裔といわれる）は下総国海上郡網戸村を本拠としたが、嫡子義利の代の慶長五年（一六〇〇）春、徳川家康によって追放され、同家は滅亡している（『旭市史』二卷、四ページ）。

（四） 神代地域

1 和田村

神代地区には、徳川時代、上代五か村あるいは上代三か村と呼ばれる村々があった。これらについて若干の整理をしておこう。

まず上代五か村というのは、現東庄町の舟戸村、和田村、神田村、大久保村と、現千潟町の桜井村（上代桜井村）の五か村を指すものであって、それが本来の上代郷、あるいは上代村であると思われる。

文禄元年（一五九二）二月十九日、武州埼玉郡忍城々主（一万石）であった松平家忠は同地を去って「香取郡上代」の領主になる。そして約二年後「上代を転じて」、香取、上総国長柄・武射、山辺、望陀五郡、同国吉倉・平川両郷のうちに移され、香取郡小美川（小見川）城主となる（『諸家譜』一一一五八ページ）。家忠の新領地の香取郡には上代はふくまれていなかったとみるべきであろう（単に居所を移したという見解も否定しきれないが）。

上代村はその支配の始まりは別として寛永十年四月まで、すなわち佐倉城主土井利勝が古河へ去るまでの時期のか

なり長い間、土井の支配がつづいたものと思われる。土井は慶長七年（一六〇二）から小見川一万石の領主、そして慶長十五年、佐倉の領主となっている。上代村がいつから土井の支配に入ったかは確言できないが、慶長十五年からの可能性がよい。寛永八年には土井の検地があった。

土井利勝が古河へ去って、以後九年間の領主名は不明である。そして寛永十九年五月、筒井忠重が「香取郡のうちにをいて、千二百石の地を賜ひ、すべて千四百二十石を知行す」るのである（『諸家譜』一七七八四ページ）。ここである「千二百石」とは大久保村をのぞく上代四か村を指していることは明白である。

筒井忠重（内蔵）は、その祖父（忠正）も父（忠次）も戦死している三河譜代の旗本である。彼の子供の忠助の代（天和二年（一六八二）、上野国、下野国のうちにおいて五〇〇石の加増があり、一九二〇石取りとなる。そして天和三年、その子（忠重の孫）忠清は、その弟重^{しげあき}曰に四二〇石を分与する。すなわち分家の創設である。この四二〇石（ただし、幕末期四一九石三斗余）は和田村の一部（半分近い）と舟戸村の全部である。この結果、本家分は一五〇〇石分となり、香取郡については、その領地は和田村の一部（半分を若干越える）と、神田村・桜井村の全部、計七四一石三斗余（ただし幕末期の石高）となる。つまり、上代郷の大部分は次のようになる（大久保村はすでに他領主（幕府領か）である）。

筒井（本家） 和田村（分給） 一三五石余、神田村二四五石余、桜井村三六〇石余
筒井（分家） 和田村（分給） 一二一石余、船戸村二九八石余

この結果、筒井家（本家、分家）支配という意味での上代三か村（和田村、神田村、桜井村）の名称も便宜的に使われるにいったのである。むしろこの場合、筒井本家が主体である。村明細帳あるいは村鑑帳ともいべき史料「下総国香取郡神田村、同国同郡和田村、同国上代三ヶ村一駄之部」（上代和男家文書。以下村鑑帳と略称する）には神田、和

田、桜井の三か村のことが記されており、それらの村々を上代三か村と称している。これにはむろん分家分の和田村についてもふれている。つまり、新しい意味での上代三か村、あるいは上代村の名称の成立ともいえようか。しかし、後年になってであるが、幕府にとって上代村の名称は理解しにくい点もあったらしい。右の史料によると、文化二年十二月、勘定奉行所は分家筒井平右衛門側に問い合せている。幕府の問いは、上代郷舟戸村・和田村というのは、上代村という村があって、その中から、舟戸村、和田村が分れてできたのかどうかということであった。筒井（分家）側の回答は『千葉県香取郡誌』の要約によると、幕府の問いに次のように否定的である。同郡誌の執筆者は右の史料（上代家文書）を調べたものであろうが、前半の部分は同執筆者の見解も若干加っているようである。

「大久保以下五区及び溝原を称して上代郷と総称せしか安永三年（明和七年）分て五村と爲すと曰ふ東和田上代氏蔵郷村鑑に曰く上代と名乗り申候村は六ヶ村に御座候而惣名に御座候六ヶ村とは和田神田桜井舟戸大久保溝原に御座候百年以前椿新田御開発に付万歳村関戸村二ヶ村へ出百姓仕り上代郷に加はり只今にては上代八ヶ村と惣名を名乗り申候而村々は上代郷之内小名に而候云云」

ところで右の筒井家の回答は、和田村・舟戸村の村役人の書上げによっている。しかし、右の引用にあるような、六か村から五か村へ、そしてそれが安永三年の時とするのは、若干再検討を要する記述である。安永三年説は村方側の書上げにもないようである。そして前述したように本来の上代村は大久保村以下五か村であって、溝原村は入れない方が無難であらう。

なお、この上代三か村（神田、和田、桜井）の鎮守神は舟戸村（筒井分家領地）の左右大明神である。これは右の四か村のほか、万歳、関戸、大久保、溝原の、計八か村の氏神である。種々の事情を考えると、この八か村が中世の上代郷であったのかもしれない。

既述したように和田村は寛永十九年、筒井忠重の領地となった。四一年後の天和三年、分家の創出があり、分給となり、二給支配となる。以後、幕末までその支配形態がつづく。同村の年貢米は両給分ともいっしょに送ったものらしく、そのさい本家分、分家分の俵に印をつけて区別して送っている。ただし、これは既述の村鑑帳の記録によっている。その始期については明言できない。

和田村には、稲荷入という場所がある。そこは万治二年（一六五九）、五左衛門（寛永期に、上代郷の草分け案内をし、地代官であったといわれる）らが新田開発をして開いた場所である。五左衛門は「家元本郷」へ二男を残してここに来たという。和田本村より五左衛門ら六人、神田村から六人が来て、合せて一二軒の新百姓ができたという。

和田村のうち筒井本家分の領地一八町三畝一〇歩（二三九石余）のうち、田方面積分は、全体のうち八二・五％を占めている。田方分のうち下田面積は七八・四％を占めている。

和田村のうち本家分百姓は二三軒であり、分家分百姓は一六軒である。

ところで、昭和二十六年の関東地方史研究会『平山家史料集』（四六ページ以下）の享保二十一年（元文元年）の「預り申金子之事」の「上代村、舟渡村」の上代村とは、舟渡村^(舟)の村名から、そして筒井半蔵の領主名からもわかるように、分家側の和田村分（分給分）であることは明白である。

また、同史料集（四九ページ以下）の宝暦七年（一七五七）の鐫木村平山家と上代村との間の流質地出入一件——これは幕府評定所にまで争いがもちこまれた——訴状の「一、上代村百姓共申上候、当村之儀高八百石之所……」とあるのは、上代郷の筒井本家分（筒井内蔵分）の和田村（分給）、および神田村、桜井村の三か村を指すものであろう。しかし、この三か村で七七六石二斗余（幕末期の場合）である。その点問題はあはれ。筒井本家の青馬村三〇石七斗余も計算に入れてしまったのであろうか。たとえば、後年の史料に「上代三ヶ村青馬村共惣代」あるいは「上代三ヶ村青馬村



第3図 家康が書いた戯画

共高辻之事」のように区別しない場合もあったのではなからうか。

ところで和田村の上代和男家には、既述の筒井忠重（内蔵）が家康に書いてもらった天狗と忠次の戯画（第3図）および家康下賜の鞍鐙（下巻の写真参照）などが保存されている。これらは、筒井忠重のひ孫忠雄が享保十九年、八代將軍徳川吉宗の「台覧」に供したことも知られている（『諸家譜』一七—八四ページ）。これらの品々は明治期以降、筒井家から上代家へ譲り渡されたものである。しかし、有名な「稲切り」の刀は現存しない。同刀については、右『諸家譜』の次の箇所（筒井忠次）を一部、参考までに引用しておく。

天正十年甲斐国新府にをいて北條氏直と御対陣のとき敵陣より、輕卒を出して稲を刈しむ。既にして負ひ去んとす。ときに忠次仰をうけて後へより走りより刀を抜てこれを斬殺す。東照宮御感ありて其刀を稲切と号けらる。右にいう東照宮とは家康のことである。「忠次仰をうけて」とは、忠次が家康の命をうけて、という意味である。

2 神田村

同村は上代神田村とも称され、前述したように、和田村と同じく、

文祿元年、松平家忠の領地となる。そしてそれ以後の領主の支配の変せんは和田村と似ている。

しかし、和田村が天和三年（一六八三）から本家と分家の分給支配となるのに対して、この神田村は一貫した支配、すなわち、寛永十九年から明治期まで簡井本家の支配下にあった。

神田村の総面積二九町四反三畝二歩（二四五石一斗余）のうち、田方分は七八・七%を占める。田方分のうち、下田分は六八・五%を占める。これは文政期のもものと思われる、既述の神田村・和田村の村鑑帳によっている。同帳によると、同時期、神田村の家数は三七軒、馬一疋である。平均持高は六石六二五合余となる。

なお、寛政二年（一七九〇）神田村百姓大勢は、和田村百姓大勢とともに、両村名主跡役任命に反対のため、地頭屋敷へ門訴したことでもよく知られている。これについては第六節の（三）農民騒動を参照されたい。

3 舟戸村

舟戸村の名称について『千葉県香取郡誌』には、「一に船渡と曰ひしと往古の樺海渡津の址なり」とある。船渡村^{（ふなこ）}という呼名も多く使われている。

舟戸村の領主の変せんは、既述した和田村と同じである。天和三年以降は、簡井分家分、すなわち和田村の分給分と同じである。簡井分家の領地



神田村の風景

は和田村（分給）と、この舟戸村の二村のみである。

村鑑帳などで、上代四か村とある場合、それは和田村、神田村、舟戸村、桜井村のことで、筒井の本家、分家の領知の村々のことを指している。舟戸村の村高は幕末期二九八石一六五合余である。

4 大久保村

大久保村は、既述したように徳川時代の上代五か村のなかにふくまれている。だから文禄元年（一五九二）から同三年まで松平家忠の所領であったことは確実である。その点では、途中まで和田村、神田村、舟戸村などと同じ領主の支配下にあったのである。すなわち、右の村々と同じく、大久保村も慶長期から寛永十年まで、土井利勝の領地であったものと思われる。すくなくとも大久保村の一部についてはそれを確言できる。既述したように上代郷一二〇〇石は大久保村の一部が入らなければ成立しない。むろん、「上代村高千弐百石共土井大炊頭様御領分之節、寛永八末年御領分之内、……」とある記述（村鑑帳）は、後年のものであるから土井領の時は一二〇〇石には達しないかもしれない。

さて、右のことが正しいとすると土井利勝が佐倉を去った寛永十年以後、元禄期までははっきりしない。幕府領であった可能性もつよい。しかし、その一部は元禄十年（二六九七）七月にいたって、旗本山崎正純（九〇〇石取り）の領地となる。その石高はほぼ一一四石九斗余であったものと思われる。そして同村の残りの一一一石余についての領主は不明であるが、幕府直轄領であった可能性がつよい。

そして右の一一一石余は、明和四年（一七六七）、安中藩の領地となる。これは既述したような夏目村、八重穂村、

羽計村が安中藩の領地になったのと同じケースである（ただし、八重穗村は一給支配である）。

だから、明和四年以降、大久保村は、安中藩（板倉伊予守）と旗本領の二給支配となって、以後、変動はなく明治期を迎える。

5 窪野谷村

同村は小南村、谷津村、栗野村などと同じく寛永十六年以降、内田信濃守の領分であった。寛永二十一年の訴状（窪野谷区有文書）にも内田信濃守知行とある。

そして、その一部（幕末の記録では一八〇石余）が元禄十二年三月に久世三之丞（内田出羽守正衆の四男）に分与される。既述の谷津村のところを参照されたいが、この時、谷津村の全部と窪野谷村の一部と下桜井村の全部の計五〇〇石が久世家の領地となる。

また、同じ元禄十二年三月、久世三之丞の兄内田正長（内田出羽守正衆の三男）に窪野谷村の二〇八石八斗余（幕末の記録）が分与される。彼は一五〇〇石取りになる。

そして同村の残りの一九石五斗余が本家の内田信濃守正偏の領分として残る（彼は右の久世三之丞と内田正長の甥にあたる。後年の享保九年、妻に疵をつけ、減知の原因をつくる）。だから寛永十六年から内田家の支配下にあった窪野谷村は元禄十二年から内田家一族の三給支配になったといえる。いうまでもないことながら内田家はこの時は下野鹿沼藩の藩主である。小見川藩主となるのは、後年の享保九年の減知からである。

ところで前記の寛永二十一年の訴状（「乍恐以書付申上候」、窪野谷区有。これは写である）には、それ以前（寛永二十一



平山村の風景

わずかな石高とはいえ、そしてわずかな年限（推定では七年間）とはいえ、このような領地の移動は、すなわち窪野谷村の小見川藩分の移動は、同藩にとってどのように受けとめられたのか。また幕府はどのような措置を小見川藩に講じたのか。残念ながら、これらについての記録は発見できない。

ところで同村（本郷）の東南部にある八木山は一つの集落をなし、本郷の分郷的部落である。その南部にある平台も同様の部落である。

6 平山村

この村は内田家（のち小見川藩）の所領という点で右の窪野谷村のケースと似ている。平山村は、既述の寛文四年の「寛文印知集」の内田家領九か村のなかに入っている。だから、寛文十六年から天保期まで一貫して内田家領（享保九年から小見川藩領と称する）と推定してよいであろう。そして弘化二年に同村は水野越前守とあるから（『千葉県香取郡誌』）、そして明治初年、小見川藩領とあるから、窪野谷村の例と同じように、天保九年、小見川藩から、いったん水野越前守領になり、そして弘化二年、ふたたび小見川藩領になったものと思われる。

平山村は、窪野谷村とは異なり、近世を通じてほとんど一給支配であったと思われる。



高部村の風景

以上は推定をまじえた寛永十六年以後の状況である。ではそれ以前はどうか。残念ながらそれを解明するデータに乏しい。村高については元禄の郷帳によると、三五六石四二三合であって、幕末は三五七石七八三合である。平山村の近世文書は同所ではほとんど現存していない。

7 高 部 村

同村は地元近世史料がほとんどないため当時の状況をつかむことがかなりむずかしい。しかし、高部村も平山村、窪野谷村、青馬村、谷津村、宮本村、栗野村、小南村（以上、現東庄町）、上代桜井村（現千潟町）と同じく、寛文四年の「寛文印知集」によって内田家の当時の支配を、そしてさらに寛永十六年からの支配を推定できる。しかし、後述するようにかなり早い時期から青山成重家が領主（分給か）となっていた可能性もある。

若干、問題のある資料、たとえば「下総国各村級分」も使ってあるが、次に示す高部村の領主名はほぼ大筋において間違いないと思う。ただし、疑問符のあるところは推定である。

（寛永・寛文期）

（元禄・宝暦期？）

（弘化二年）

（明治初年）

① 内田家
成瀬家（？）
青山家（？）

↓ ②

成瀬（小三郎）
青山（七右衛門）

四二五石三三〇合 ↓ ③

本目（賀八郎）
青山（七右衛門）

三九七・九四〇合
二八・八八〇合

↓ ④

本目（万之助）四二
八石四合

右の④から⑧への移行の時期、つまり内田家が高部村の領主でなくなるのは、同家の減知一件のあった享保九年（一七二四）からという推定ができるが、しかし、⑧（これは「下総国各村級分」によっている）の旗本成瀬家の高部村への入封を確実につかむことはむずかしい。『諸家譜』によると同家は寛永十年以降、寛政期まで領地の移動はないことになっている。同家は天正十八年、香取・印旛両郡のうちに五〇〇石の知行をうけ、そして寛永十年に常陸国において二〇〇石の加増があり、一二〇〇石取りとなっている。以後寛政期ごろまでは移動あるいは加増の事実は確認できない（寛政期以後は不明である）。だから、④からの登場も否定しきれない。

④においては確認できないとしても、⑧からはほぼ確認できるところの旗本青山七右衛門について述べよう。同家は三河譜代青山忠世（老職青山忠成の叔父にあたる）を始祖とし、その子成重は香取郡および下総内で計一万石を領するが、慶長十八年の大久保忠隣一件に連座して七〇〇石を削られ、香取郡の采地に「屏居」する。そして慶長十九年の大坂の陣に出ようとして咎められている。残り三〇〇石の実質的没収に近いのではなからうか。翌元和元年、彼は香取郡飯田（おそらく下飯田）で死んでいる。その子成次も父と同じく大久保一件で連座するが、元和元年、赦免、大坂の陣の戦功で、父の采地香取郡で一〇〇〇石取りとなる。種々の記録から推してこの采地の一つが下飯田であることは確実である。「下総国各村級分」⑧に登場する青山七右衛門とは四代目の青木成存（なぐさむね）のことで、彼は安永六年、勘定奉行にすすんでいる。

◎の本目家は、成瀬家に代って登場したことを推定できる。本目家がいつから高部村の領主になったのかははっきりしない。同家は高部村の村高の大部分（九三・二％）を占めるが、明治期を迎えたさいには、同村全部を支配してい

る。つまり、弘化期から明治初年までの間に青山家は高部村の領主ではなくなったのである。

ところで、右の本目家は、弘化期の場合、香取郡下小川村・鐺木村の領主の本目隼之助家のことではなく、同郡清久島村の領主と同一家であることがわかる。両家は如何なる間柄にあったのか。宝永期に生まれ、天明元年、七十七歳で死んだ本目親英（本家）は、隼人とも称し、その長子親豊も隼人と称したことがある。これらからみて、幕末期の高部村の本目家というのは親英家の加増もあつて分家した家ではないかと思う。

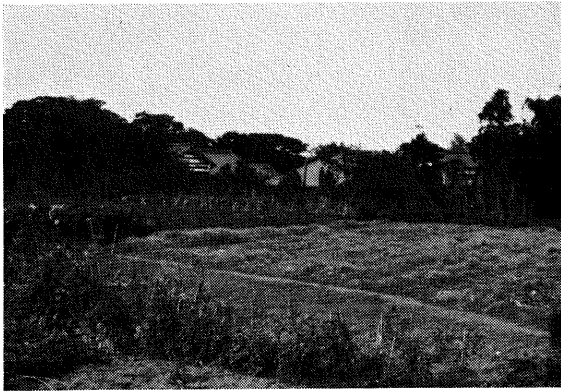
8 大友村

同村の慶長九年の検地の詳細については既述したからここでは省略する。

慶長九年検地による打出し高一三三石六九七合は、寛永八年（一六三二）の新田反畝歩改、元禄七年の新田畑検地改、その他によって宝暦期には一四一石八四四合と増え、そして弘化二年には一五九石五合七勺（家数は二〇軒）となっている。

大友村の領主については、寛永十二年（一六三五）以前ははっきりしない。しかし、寛永十二年十二月、旗本中根伝七郎が大友村の領主となる。同村は一給支配である。彼は同時に須賀山村の領主（二人、分給）のうちの一人となっている。中根は、これらの領地をふくむ二〇〇〇石の加増をうけ、五〇〇〇石の知行取りとなっている。以後、同家は天和二年（一六八二）に新恩一〇〇〇石があり、六〇〇〇石の知行取りとなる。大友村は中根家の一給支配がつづき、明治期を迎える。

9 小貝野村



小貝野村の風景

明治期になって書かれたと思われる「下総国香取郡小貝野村誌」(小貝野 林元晴家文書)によると、年号不詳と断つたうえで同村が土井利勝の領地、そして香取郡多古藩松平家への領地となったとある。「惣村高」は一九三石二斗何合であった。そして嘉永年中、藩で預っていた異国人通辞の脱走による領知替え(減知)で、嘉永三年(一八五〇)幕領(天領。代官岩田鋏三郎)となる。そして、同六年、御三卿の一家である清水家領(同代官伊藤庄蔵)となり、そしてふたたび幕領(代官佐々木道太郎)となったという。この時から七か年経って大政奉還とあるから、幕領に復したのは文久元年(一八六一)か、万延元年(一八六〇)とみなしてよいであろう。

右を整理してみよう。小貝野村が土井利勝の領地になったのは、土井が小見川領一万石拝領の慶長七年(一六〇二)からであったのか、あるいは三万二四〇〇石となって小見川から佐倉に移封した慶長十五年(一六一〇)からであったのかは、明言できない。土井利勝は寛永十年(一六三三)四月、佐倉から古河へ一六万石余となって転封する。小貝野村も、須賀山村同様、この時から土井の領分ではなくなったものであろう。以後、寛永十二年まで領主名は不明であるが、幕府領であった可能性もつよい。そして寛永十

二年十一月九日、父の勝政の遺跡を継いだ松平勝義（八〇〇〇石）は「このとき」駿州から上総、下総へ転封となり、小貝野村の領主になっている（松平外記家と中根伝七郎家が須賀山村の領主になるのは既述したように寛永十二年十二月十四日であった）。以後、松平勝義家は幕末の嘉永三年（一八五〇）まで同村を支配する。松平家は小貝野村の領主となった時、香取郡多古を居所とするが、多古藩の立藩（成立）は、同家が正徳三年（一七二三）の加増によって一万二〇〇〇石となった時とされている（多古藩は慶長五年、藩主保科正光△三代將軍家光の異母弟▽の信濃高遠への移封によっていったん廃藩になっている）。

松平勝義家の祖父松平勝俊（同家の始祖）は、「小南三千石」の松平定勝の兄にあたる。両者とも徳川家康の異父弟である。

さて、多古藩の嘉永三年の異国人通辞の脱走による領知替えについては、その「異国人云々」についてはそれを確認することはできないが、同藩の下総香取・葛飾、上総の武射・長柄・山辺郡内の内高（実高）一万四三〇石余を、陸奥国樽葉・石川二郡内の八三二八石余に領知替えされていることは、すでに知られている事実である。表高（公称高）は変らないが、実質的には二〇〇〇石の減封と同じである。

この移封によって、当然のことながら小貝野村は多古藩からはなれ、幕領となったのである。以後については、前述の「下総国香取郡小貝野村誌」の記述が正しいのではなからうか。『旧高旧領取調帳』によると明治初年は代官支配所となっていて一九三石二四三合とある。また、多古藩時代の弘化二年の記録（既述）によると、同年、一九二石三一〇合で、家数は二九軒である。幕末期の年貢割付状（小貝野区有文書）などによると、田畑屋敷面積は二四町二反三畝一七歩で、そのうち田の面積は八三％の二〇町一反三畝四歩を占めている。

第三節 農業生産と共同体

(一) 農業生産と年貢の納入

1 農業生産について

徳川時代の農業生産を知りたい場合、年貢納入の史料を調べることによって、それが良くわかることが多い。むろん、農業生産そのものを示す史料があれば一番よいが、それが不在場合がある。ここでは枚数の制限もあるので、両者をあわせて述べることにする。

徳川時代（近世）の村々は、第二節で述べたように、同一村であっても大名領、旗本領、あるいは幕府直轄領（天領、あるいは御料所ともいう）に分れていたりする場合が多く、そのうえ、それらの領主たちがさらに移動したり、領知高が変わったりする場合があるので同一条件を基礎とした史料の少ないことが多い。そのため、一村一村の状況をつかむことがむずかしい場合がある。このような徳川時代にくらべて、明治期以降は、一村ごとの記録・集計・統計が作成される。分給支配ではないから、一村ごとの状況が数字でかなりはっきりする。だから明治初期の史料をみることによって、徳川時代の状況をさぐることができるから、第四章の近代、第五章の現代の項を、特に明治期のところを参照していただきたい。

さて、既述したように、東庄地域における近世は、天正期の検地によって始まったが、小農民が自立的に農業経営をできるようにする時期、すなわち、いわゆる小農自立の時期は、それよりかなり後の時期であらう。

従来の複合大家族の農業経営から単婚小家族的農業経営への移行、つまり小農自立成立の時期は、ふつう元禄期前後とされる（この単婚小家族的農業経営という「単婚小家族」とは、現代のいわゆる「核家族」とは異なる）。標準的な小農経営は、つまり本百姓経営は、持高一〇石（面積一町ていど）であるといわれているが、実際にはそうでない場合も多い。

次の15〜18表は、鹿野戸村、今泉村、谷津村、今郡村の四か村の土地所有状況である。これらの村々は一給支配である。しかし、今泉村は万延期に一部が分給（一部が天領）となったため、万延元年以降の集計は除外してある。これらの村々の持高状況をみると元禄期五石〜一〇石未満層が比較的多い。以後、しだいに三石未満層の人々がふえる一方、二〇石〜三〇石層の人々があらわれてきている。いわゆる農民層の分解がすすんでゆく。また、この表の村々には限らないが、文政・天保期を中心に、一時、家数の減少傾向がおきている。

ところで、領主側にとっては標準的本百姓経営——この定義は、かならずしも一定はできないが——が、維持されることが望ましい。だから、幕府は分地を制限している。延宝元年の有名な分地制限令には「名主式拾石以上、百姓拾石以上、夫より内、持候ものは石高猥に分申間敷」とある。

右の法令そのものについては、若干史料の吟味が必要であるが、今泉村では延宝五年（一六七七）領主石河土佐守の家来四人の署名捺印の「覚」（青柳富男家文書）が出されている。これは幕府法令とされている、いわゆる右の分地制限令より長い。また石高などの具体的な規定はない。「覚」は若干破損のある史料であるが、これによると、惣領一人に田畑を譲るべきであって、二、三男に分けてはいけなないとしてある。「末々迄わけとり」したりすると「弥高減少、百姓及困窮、御年貢皆済難成、かまどをつふし候族唯今迄間々有之候」としている。百姓から年貢をとる領主

第15表 鹿野戸村持高推移状況

石 高	寛文 5 (1665)		元禄 4 (1691)		宝暦 5 (1755)		慶応 3 (1867)		明治 6 (1873)	
	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率
1 石未満	3人	6.6%	6人	9.0%	17人	24.6%	18人	24.0%	21人	25.6%
1 ～ 2 石	2	4.4	3	4.5	7	10.1	14	18.6	11	13.4
2 ～ 3	0	17.6%	9	13.6	2	2.8	10	13.3	13	15.8
3 ～ 4	0		8	12.1	8	11.5	5	6.6	7	8.5
4 ～ 5	3	6.6	13	19.6	5	7.2	3	4.0	2	2.4
5 ～ 6	9		7	10.6	9	13.0	5	6.6	4	4.8
6 ～ 7	8	17.7	10	15.1	8	11.5	3	4.0	1	1.2
7 ～ 8	5	11.1	4	6.0	2	2.8	5	6.6	5	6.0
8 ～ 9	2	4.4	0	36.2	3	4.3	3	4.0	2	2.4
9 ～ 10	7	15.5	3		3	4.3	4	5.3	4	4.8
10 ～ 15	4	8.8	1	1.5	4	5.7	4	5.3	6	7.3
15 ～ 20	2	4.4	2	3.0	0		0		0	
20 ～ 25	0		0		0		0		0	
25 ～ 30	0		0		1	1.4	0		0	
30 ～ 40	0		0		0		1	1.3	1	1.2
40 ～ 50	0		0		0		0		0	
計	45人	100%	66人	100%	69人	100%	75人	100%	82人	100%

(備考) 名寄帳、高帳などによる。

第16表 今泉村持高推移状況

石 高	寛永20 (1643)		明和 4 (1767)		寛 政 年 中		文 化 年 中		文政12 (1829)	
	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率
1石未満	11人	18.0%	30人	32.9%	23人	24.4%	29人	28.1%	19人	20.8%
1～2石未満	1	1.6	14	15.3	17	18.0	14	13.5	18	19.7
2～3	1	1.6	13	14.2	17	18.0	13	12.6	15	16.4
3～4	13	21.3	7	7.6	10	10.6	14	13.5	8	8.7
4～5	5	8.1	8	8.7	2	2.1	9	8.7	11	12.0
5～6	8	13.1	6	6.5	8	8.5	8	7.7	5	5.4
6～7	8	13.1	4	4.3	5	5.3	5	4.8	3	3.2
7～8	4	6.5	2	2.1	5	5.3	4	3.8	4	4.3
8～9	4	6.5	2	2.1	4	4.2	4	3.8	1	1.0
9～10	2	3.2	1	1.0	1	1.0	0	0.	1	1.0
10～15	0		4	4.3	2	2.1	3	2.9	5	5.4
15～20	1	1.6	0		0		0		1	1.0
20～25	0		0		0		0		0	
25～30	0		0		0		0		0	
30～40	0		0		0		0		0	
40～50	0		0		0		0		0	
計	61人	100%	91人	100%	94人	100%	103人	100%	91人	100%

(備考) 同村名寄帳, 年貢帳, 高帳などによる。

第17表 谷津村持高推移状況

石 高	元禄15 (1702)		天明 3 (1783)		寛政 8 (1796)		文政 4 (1821)		弘 化 期	
	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率
1石未満	2人	6.0%	12人	27.9%	13人	29.5%	24人	40.6%	23人	45.0%
1～2未満	6	18.0	6	13.9	10	22.7	13	22.0	10	19.6
2～3	5	15.1	11	25.5	7	15.9	10	16.9	12	23.5
3～4	6	18.1	2	4.6	4	9.0	6	10.1	2	3.9
4～5	4	12.1	7	16.2	5	11.3	1	1.6	2	3.9
5～6	5	15.1	2	4.6	1	0.2	2	3.3	0	
6～7	3	9.0	0		2	0.4	0		0	
7～8	1	0.3	0		0		0		1	1.9
8～9	1	0.3	1	2.3	0		0		0	
9～10	0		0		0		1	1.6	0	
10～15	0		2	4.6	1	0.2	1	1.6	1	1.9
15～20	0		0		0		0		0	
20～25	0		0		1	0.2	0		0	
25～30	0		0		0		1	1.6	0	
30～40	0		0		0		0		0	
40～50	0		0		0		0		0	
計	33人	100%	43人	100%	44人	100%	59人	100%	51人	100%

(備考) 同村名寄帳、高帳などによる。

第18表 今郡村持高推移状況

石 高	元禄14 (1701)		宝暦13 (1763)		寛政11 (1799)		文化7 (1810)		嘉永3 (1850)	
	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率	人数	比 率
1石未満	2人	5.4%	2人	5.1%	10人	22.7%	10人	23.2%	11人	28.2%
1～2石	3	8.1	5	12.8	9	20.4	8	18.6	8	20.5
2～3	3	8.1	6	15.3	6	13.6	4	9.3	2	5.1
3～4	4	10.8	4	10.2	3	6.8	6	13.9	3	7.6
4～5	8	21.6	4	10.2	1	2.2	1	2.3	3	7.6
5～6	4	10.8	6	15.3	3	6.8	2	4.6	0	
6～7	4	10.8	4	10.2	2	4.5	1	2.3	0	
7～8	3	8.1	1	2.5	2	4.5	5	11.6	1	2.5
8～9	2	5.4	1	2.5	3	6.8	0	0.	2	5.1
9～10	3	8.1	2	5.1	1	2.2	3	6.9	3	7.6
10～15	0		2	5.1	2	4.5	1	2.3	2	5.1
15～20	1	2.7	2	5.1	1	2.2	1	2.3	3	7.6
20～25	0		0		0		1	2.3	0	
25～30	0		0		0		0		0	
30～40	0		0		0		0		0	
40～50	0		0		1	2.2	0		1	2.5
計	37人	100%	39人	100%	44人	100%	43人	100%	39人	100%

(備考) 同村名寄帳、高帳などによる。



石河家が今泉村に出した延宝5年の覚（分地制限令）

にとつては、その田畑が細かく分けられることは困るのである。むしろこの石河氏の布令は、幕府の何らかの法令、たとえば既述の延宝元年の、いわゆる「分地制限令」、あるいは、幕府の意向を受けていたのかもしれない。しかし東庄の地域、あるいはその周辺地域では、このような史料（「覚」）は、発見できないようである。

さて、既掲の15・18表のうち、今郡村の分をとり出し、各農民の田・畑（むしろ屋敷地もふくむ）の持高の状況、変せんを示したものが第19表である。この表の農民名は、史料的には元禄期以降、ほぼ、襲名的な名前であつて、元禄・宝暦・寛政・文化・嘉永期と順次つながる。この表の史料の子細な検討によつても、今郡村以外の他村からの入作農民は、宝暦期までは、まったくない。以後のデータを若干欠くが、史料的には寛政十一年（一七九九）になつて入作人が現われている。同時期ごろには農民の持高の階層の交代がある。すなわち四石・一〇石未満層が減り、持高の少ない層が増加している。特に村外の人、すなわち入作人が現われ、持高を増やしてゆ

第19表 今郡村の個人別持別推移状況

	元禄 14 (1701)	宝暦 13 (1763)	寛政 11 (1799)	文化 7 (1810)	嘉永 3 (1850)
清 右 衛 門	石 歩 7.367	石 歩 8.766	石 歩 7.222	石 歩 7.222	石 歩 7.141
助 左 衛 門		4.865	5.193	3.173	1.186
太 郎 右 衛 門	8.943	5.400	1.379	2.220	1.764
四 郎 右 衛 門	8.210	4.936	1.331		
新 右 衛 門		2.836			
久 左 衛 門		0.294	2.335	0.706	
又 左 衛 門	1.900	1.915	0.456	0.456	0.413
治 兵 衛	3.510	3.510	0.598	0.615	0.300
彦 右 衛 門	3.634	3.634	0.884	0.601	
甚 左 衛 門	7.646	6.996	6.284	6.284	1.412
源 五 左 衛 門	6.392	6.392	1.168	1.168	1.348
八 郎 兵 衛	4.198				
与 惣 左 衛 門	3.371	2.788	0.249	0.249	
孫 兵 衛	4.312	15.061	9.561	9.792	16.887
惣 左 衛 門	4.067	4.498	2.987	3.861	0.330
四 郎 兵 衛	7.103	6.000	1.473	1.473	3.416
五 郎 右 衛 門	4.394	5.649	8.001	7.757	9.822
与 右 衛 門		3.035	0.150	0.150	
清 兵 衛			2.199	2.349	0.897
助 右 衛 門	2.150	1.785	2.528	3.823	0.522
与 惣 右 衛 門	6.355	9.801	4.777	5.806	1.838
治 右 衛 門	4.858	7.385	15.950	9.356	17.601
五 郎 左 衛 門	6.827	5.439	5.168	5.168	8.134
平 左 衛 門	2.577	1.349	0.552	0.548	0.480
五 左 衛 門	4.277	2.169	1.606	1.291	0.092
惣 右 衛 門	3.561	2.288	2.451	2.450	1.999

清	左	衛	門	4.797	2.749	1.273	1.273	
弥	右	衛	門	5.773	5.773	8.654	9.110	8.596
利	右	衛	門	15.030	17.556	7.410	7.410	17.364
四郎	左	衛	門	9.907	11.501	12.459	10.311	0.833
彦	左	衛	門	9.798	11.886	8.241	7.789	9.893
長	左	衛	門	5.208	5.028	5.071	3.835	4.552
平	右	衛	門	2.852	2.851	1.009	1.009	
源	右	衛	門	5.321	5.321	6.556	7.290	9.161
源	兵	衛		6.950	6.421	0.733		
右			京	9.160	9.168	2.858	2.858	4.602
利	兵	衛		4.195	4.591	3.902	3.904	2.499
三	左	衛	門	0.885	3.443	0.867	1.084	0.737
新	右	衛	門	5.025				
阿	弥	陀	院	1.578	1.578	3.840	3.984	4.079
宝	藏	院		1.746	1.746	1.746	1.791	1.746
長	福	院		0.363	0.458	0.645	0.645	1.422
羽斗勘	左	衛	門			41.090	29.258	42.416
宮	本	主	膳					10.185
羽斗	周	伯						3.997
谷津治郎	左	エ	門			3.144	4.959	2.125
宮	本	嘉	兵衛			11.172	19.844	
宮	本	勘	左			1.823		
村	外	佐	兵衛					3.456
村	外	又	右衛門					0.475
村	外	治郎	兵衛					14.492
夏	目	嘉	兵衛				1.826	
天			神			0.138	0.138	0.170
村			地				0.776	

(備考) 田畑名寄帳, 軒別高帳, 御高帳などによる。

く。嘉永期にはその傾向が進んでいることがわかる。入作の羽計村勘左衛門は、その持高をふやし、寛政期と嘉永期には今郡村の総村高の五分の一の石高を所有するほどになっている。

ところで、今郡村の家数は、元禄十四年（一七〇二）、三七軒であって、宝暦十三年（一七六三）、三九軒であった。そして文化十年（一八一三）は三四軒と減り、文政六年、三三軒となり、以後、天保六年から安政七年まで三一軒である。そして、万延二年（文久元年）、はじめて二軒の分家があって三三軒となり、さらに文久三年（一八六三）には一軒の分家があって三四軒となり、文化十年（三四軒）と同じ家数になる。第20表は今郡村の田畑名寄帳、宗門人別

第20表 今郡村の戸数・人口の推移

	戸数	男	女	計	馬
元禄14 (1701)	37				不明
宝暦13 (1763)	39	人	人	人	〃
文化10 (1813)	34	72	61	133	〃
文政 6 (1823)	33	69	66	135	〃
天保 6 (1835)	31	76	70	146	〃
〃 10 (1839)	31	75	66	141	〃
〃 11 (1840)	31	76	68	146	〃
〃 13 (1842)	31	78	70	148	〃
〃 14 (1843)	31	79	67	146	11
〃 15 (1844)	31	92	83	175	12
弘化 2 (1845)	31	96	88	184	9
〃 3 (1846)	31	96	92	188	11
〃 4 (1847)	31	102	93	195	10
〃 5 (1848)	31	99	94	193	10
嘉永 2 (1849)	31	96	87	183	9
〃 3 (1850)	31	93	90	182	11
〃 4 (1851)	31	92	95	187	10
〃 5 (1852)	31	91	97	188	12
〃 6 (1853)	31	94	96	190	13
〃 7 (1854)	31	98	97	196	14
〃 8 (1855)	31	101	97	198	16
安政 3 (1856)	31	101	99	200	16
〃 4 (1857)	31	104	98	202	16
〃 5 (1858)	31	105	98	203	16
〃 6 (1859)	31	104	100	204	15
萬延元 (1860)	31	110	107	217	15
〃 2 (1861)	33	114	107	221	15
文久 2 (1862)	33	115	112	227	15
〃 3 (1863)	34	118	111	229	17
元治 2 (1865)	34	121	109	230	17
明治 9 (1876)	34	116	107	223	
〃 16 (1883)	34	126	124	250	
昭和54 (1979)	47	119	111	231	

（備考） 同村宗門人別書上帳などによる。

第21表 今郡村家族人員数の推移

	1人家族	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族	8人家族	9人家族	10人家族	11人家族	12人家族	13人家族	14人家族
文化10	戸2	戸3	戸5	戸7	戸7	戸5	戸2	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
文政6	2	1	5	3	11	6	2	2						
天保6	0	0	4	6	6	6	4	0	1	1				
〃 15	0	1	2	2	6	6	3	2	4	1	1			
嘉永3	0	1	2	4	3	3	5	6	1	0	3			
安政7	0	1	2	0	2	5	3	5	4	2	1	1	0	2
慶応元	0	1	2	1	4	5	3	5	2	3	1	3	1	
明治9	2	0	1	3	5	4	6	3	2	5	0	2		
(昭和55)	0	2	4	9	12	8	3	3	1					

(備考) 同村宗門人別書上帳などによる。

書上帳(いづれも今郡 宮口祥男家文書)を整理したものである。この表から、人口そのものは、家数の場合とは異なり、増加の傾向にあることがわかる。すなわち、文化十年(一八一三)に一三三人であったのが、年ごとに増加して安政七年(一八六〇)には六三%増の二一七人となっている(現代の昭和五十四年、同村八東庄町今郡の人口は、江戸時代末期と同じ人数であることが20表からわかる)。

次に今郡村の家族構成をみるために、第21表を作成した。これによって文化十年には家族人数の一番多い家は七人どまりで、しかもそれが二軒しかないことがわかる。四人、五人、六人の家族構成の家が大部分を占めている。このような家々の農業経営が当時の今郡村の標準ともいえるのであろう。やがて、天保六年(一八三五)には一〇人家族が出現、天保十五年(弘化元年)には一人家族が出現するなど、しだいに大家族の家が増加している。安政六年には一人家族が二軒もでてくる。そして八人以上の家が半数を越え、人口が増加したことを物語っている。家数の減少、そして、その固定化という事態と照らし合わせると興味ある事例である。しかし、万延期から二軒、そして文久三年からさらに一軒ふえている。

さて、東庄地域をふくむ上代三か村(和田村、神田村、桜井村)の

農業を示す記録がある。既述の村鑑に次のようにある。

上代三ヶ村田畑仕附方仕法之事

一 正月十一日、蔵開キ、種都合致、正月節下旬ニ種かし、二月節下旬ニ至、引上ケ日干俵かわき候節、水ニ而すゝき、又晴天
ニ一日、干わらとむしるとに包煎シ、三月上旬ニまき四月節中迄、四十二日ニ至ルが定式也、夫より過、植初メ、半夏五、七日
前ニ仕付終ルカ往古より之定式也

二番種

二月節上旬ニ至とかし二月節末ニ引上ル仕法、右之通

三番種

一番種引上ル時、入替ニかし蒔時節ハ四月中、四、五日前ニ蒔仕法壹番之通

麦仕附時節

秋土用入ルと日背ノ畑より蒔初メ段々仕附十月節中迄麦仕付時節也

一 早稲、中稲、晚稲刈時節、八月節中、九月節中、十月之節中也

徳川時代は旧暦であるので、現在とはその日月が若干異なるが、当時の農業仕付の一端をうかがうことができる。

2 鹿野戸村の年貢

次に年貢の納入について具体的に述べよう。次の史料（鹿野戸区有文書）は鹿野戸村の一番古い年貢割付状である。



鹿野戸村の正保3年「定」(年貢割付状)

定

一 高三百三十七石斗九升五合

物成五百八拾四俵七升七合

本高ニ六ツ武分四リン七毛□ □

右本田畑并新開、其外小物成共ニ毎年蔵入之分也、先年之書物
破損ニ付、重而改之通書付鹿野戸村百姓中遣者也

土佐◎

正保三年

戊□月十四日

庄屋

作右衛門

惣百姓中

署名者の「土佐」とは領主の旗本石河土佐守のことである。一俵が三斗五升入り（四斗入りではない）であるから、物成（年貢）五八四俵七升七合は二〇四石四六二合と確定でき、それは本高（村高）にまさに「六ツ武分四リン七毛」余、すなわち六割二分四厘七毛余にあたるのである。このように六割二分四厘七毛から、そして三斗五升入りから確定できる、この二〇四石余とは「右本田畑并新開、其外小

物成」である。「新開」とは既述した寛永九年の「覚」の「同所開」の三九石分の年貢のことであり、「其外小物成」とは雑税のことである。だから、年貢率六割二分四厘七毛余（二〇四石余と確定した）とは、本米（本年貢。あるいは本途物成米）および雑税をふくんだものをいう。それにしても重税である。この年貢米は、残っている鹿野戸村の史料から判断するかぎりでは徳川時代、最高の重さとなっている。しかし、次に掲げる寛文八年（一六六八）の史料（同右文書）から、この年貢量の賦課が長期間（すくなくとも二三年間）つづいたことを推定できる。

覚

一 高三百貳拾七石貳斗九升貳合 鹿戸村

此定免五百八拾四表七升八合

内五百六拾九表六升七合ハ 日損皆無残テ拾五表壹升ハ 当年可納見立

右此村当年別而日損、百姓困窮仕ニ付而見立之年貢、如此有之候得共、村中江被下置候間、大小之百姓立合、無高下致配分、頂戴可仕者也

田寺三太夫[㊦]

寛文八年

申九月十六日

鹿戸村

庄屋

年寄

惣百姓中

「此定免五百八拾四表七升八合」とは、二三年前の正保三年の「物成」と同じ量の年貢米である。すくなくとも正

保期以降から、この寛文八年までの間、同じ量の年貢米であったとの推定も成り立つ。ここでいう「定免」とは、つまり近世初期ごろの定免とは、年々賦課の年貢量（あるいは年貢率）が一定であることを示すものにすぎないものであらう。おそらく、享保期以降の定免法のように、年限内（通常は五年）、三割以上の減収のあった場合は破免するが、三割以内の減収の場合は破免しないで規定どおりの年貢量（年貢率）が賦課されるというような厳密なものではなかったであらう（破免とは、規定の年貢率を破棄することをいう）。

当然のことながら、初期の定免であっても減収が見込まれる場合、年貢の減免が行われる。右の寛文八年の場合「日損」つまり日であり、実に九七・四三％の減免となっていることがわかる。このため一五俵一升（三斗五升入りだから五石二斗六升）のみの年貢となっている。この年の夏、全国的な日でありであった。第22表は鹿野戸村の年貢量を集計したものである。近世初期は年貢が重いいえる。俵の中味（内容）については、宝暦八年（一七五八）までは三斗五升入りであって、翌九年から四斗入りになっている。しかし、同じ領主の今泉村では、宝暦三年から、すでに四斗入りになっている。

鹿野戸村の場合、享保期から定免制が始まっている。そして幕末までそれがつづいている。しかし、今泉村は元文元年（一七三六）から定免が始まっている。天明三年（一七八三）八月の「八箇村反別改帳」（東今泉 青柳富男家文書）によると、同時期、今泉村と鹿野戸村は定免制であるが、今郡村と須賀山村（分給）は定免制の明記はない。これらの村々は同一領主（石河土佐守）でありながら、このような差があったのである。

第22表 鹿野戸村年貢取米の状況

年 別	年貢取米	年 別	年貢取米	年 別	年貢取米
	石 合		石 合		石 合
正保 3 (1646)	204. 477	寛延 4 (1751)	91. 505	文化 7 (1810)	110. 649
寛文 8 (1668)	5. 260	宝暦 2 (1752)	96. 759	〃 8 (1811)	〃 〃
延宝 2 (1674)	101. 767	〃 4 (1754)	91. 505	〃 11(1814)	〃 〃
宝永 4 (1707)	70. 238	〃 5 (1755)	104. 559	〃 13(1816)	〃 〃
〃 5 (1708)	42. 185	〃 6 (1756)	104. 559	〃 14(1817)	〃 〃
〃 7 (1710)	40. 485	〃 7 (1757)	104. 559	文政 3 (1820)	〃 〃
正徳元(1711)	31. 498	〃 8 (1758)	99. 750	〃 11(1828)	〃 〃
〃 4 (1714)	40. 209	〃 10(1760)	94. 120	〃 12(1829)	〃 〃
享保元(1716)	92. 774	〃 11(1761)	102. 000	天保 2 (1831)	〃 〃
〃 5 (1720)	92. 774	〃 12(1762)	101. 700	〃 3 (1832)	〃 〃
〃 6 (1721)	80. 271	〃 13(1763)	110. 900	〃 4 (1833)	90. 240
〃 7 (1722)	87. 2□1	明和 2 (1765)	96. 849	〃 5 (1834)	82. 649
〃 8 (1723)	52. 005	〃 4 (1767)	110. 689	〃 6 (1835)	110. 649
〃 9 (1724)	52. 591	〃 5 (1768)	110. 649	〃 7 (1836)	69. 709
〃 10(1725)	64. 235	〃 6 (1769)	〃 〃	〃 8 (1837)	101. 849
〃 13(1728)	73. 075	〃 7 (1770)	〃 〃	〃 11(1840)	110. 649
〃 14(1729)	59. 083	〃 8 (1771)	96. 545	〃 13(1842)	〃 〃
〃 15(1730)	57. 565	〃 9 (安永元)	110. 649	嘉永 2 (1849)	98. 649
〃 16(1731)	63. 475	安永 2 (1773)	〃 〃	〃 3 (1850)	110. 649
〃 17(1732)	80. 569	〃 3 (1774)	〃 〃	〃 4 (1851)	〃 〃
〃 18(1733)	80. 581	〃 4 (1775)	〃 〃	〃 5 (1852)	85. 449
〃 20(1735)	80. 706	天明 7 (1787)	106. 829	安政 2 (1855)	110. 649
元文元(1736)	88. 946	寛政 2 (1790)	97. 513	〃 3 (1856)	106. 649
〃 2 (1737)	88. 947	〃 4 (1792)	98. 185	〃 5 (1858)	110. 649
〃 4 (1739)	90. 938	〃 5 (1793)	110. 689	〃 6 (1859)	64. 249
寛保 2 (1742)	〃 〃	〃 6 (1794)	97. 589	万延元(1860)	94. 550
〃 3 (1744)	〃 〃	〃 7 (1795)	102. 499	文久元(1861)	97. 849
延享元(1744)	〃 〃	〃 9 (1797)	110. 649	〃 2 (1862)	110. 649
〃 2 (1745)	〃 〃	〃 10(1798)	〃 〃	〃 3 (1863)	110. 649
〃 3 (1746)	〃 〃	〃 12(1880)	〃 〃	元治元(1864)	88. 150
〃 4 (1747)	79. 580	享和元(1801)	〃 〃	慶応元(1865)	110. 649
寛延 2 (1748)	82. 353	〃 2 (1802)	〃 〃	〃 2 (1866)	110. 649
〃 3 (1749)	91. 505	文化 3 (1806)	94. 552	〃 3 (1867)	110. 649

(備考) ①鹿野戸村の年貢割付状(正保期から文化期まで)と年貢皆済目録(文政期から慶応期まで)によった。減免分などを差引いた年貢取米(口米をふくむ)を抽出した。延納米分などは調整して正確な年貢量の把握につとめた。②割付状(文政期以前)記載の年貢量は、減免される場合があり、その点、限界がある。

3 須賀山村の年貢

次に掲げたのは須賀山村のおそらくは三給時代の、松平外記分の一番年代の古い年貢割付状である。当時の他の二給分、すなわち、中根家分と天領分の年貢割付状は現存しない（中根家分については後年の年貢割付状がある）。

須賀山村辰年御年貢可納割付

一 高七百四拾八石九斗壹升三合 田畑辻

此取

米貳百六拾五石四斗九合

内七拾八石三升六合 日損ニ可引

以上

右之通、大小百性寄合割仕、霜月廿日以前ニ皆納可致候、若其過、於無沙汰は、可爲曲事者也、仍如件

寛永拾七年

辰十月七日

本多四郎兵衛[㊦]

小野清右衛門[㊦]

惣百性中

いうまでもないことながら、この史料は須賀山村において一番古い割付状である。署名者の本多と小野は松平家の家臣で、おそらく用人であろう。年貢割付高二六五石四斗九合は、村高（分給、松平分）の三五・四三％にあたるが、

第23表 須賀山村のうち松平外記分年貢取米

年 別	年 貢 取 米
寛永17 (1640)	187石 433合
〃 20 (1643)	141. 244. 9
慶安 3 (1650)	307. 054. 3
〃 4 (1651)	318. 288
寛文13 (1673)	323. 530 (内, 口米 8 石750合)
元禄 8 (1695)	187. 424. 98 (外に 4 石304合余)

(備考) 各年の須賀山村年貢割付状による。

旱損のため、七八石三升六合の差引きがあったことがわかる。だから実際の年貢納入は、一八七石三七三合となるはずである。この地域が日でありであったことがわかる。そして、その三年後の寛永二十年の割付状には一四一石二四四合余の年貢量が記載されておりそれはかなりすくない。この前年の寛永十九年は全国的な冷害・凶作であったので、その影響を受けたものである。松平外記領地分の須賀山村の年貢量を整理すると第23表のようになる。これを見ると慶安三、四年の年貢が三〇〇石代に達し、寛文十三年（一六七三）には九二四俵余（三三三石五斗三升余）となっていることがわかる。この寛文十三年の場合、年貢高に口米二五俵余（九石余）が含まれていることが明記されている。元禄八年（一六九五）の場合も割付状の末尾近くに外ニ拾五俵壱斗四合九勺九才」とあり、それが口米らしきものを思わせる。いず

れにせよ、年貢状は年を追って詳しく記載されてゆく傾向がある。たとえばこの元禄八年の場合、村高から「当不作引捨」分の差引きが明記されているのち、年貢率「貳割七分」が賦課されていることが明記されている。

松平外記家は元禄十一年、遠江への転封によって須賀山村を去る。それによって須賀山村は旧来の中根家分と天領分のほかに、あらたに川口源左衛門家、石尾織部家、石河甚太郎家が領主となる。石河家はすでに今郡、今泉、鹿野戸の各村の領主である。川口家については『諸家譜』から領地移動の事実をほぼ確認できるが、石尾家と石河家については、それを確認できない。しかし、それは『諸家譜』の側に書き落しがあったのであろう。

だから、松平外記分のはば旧領地分に三人の新領主が入封したものとみてよい。

しかし、この時期については、元禄十一年と明示してある川口家を除いては明確ではない。むしろ元禄十一年から遠くはない時期であろう。

次に掲げる元禄十五年（一七〇二）の年貢割付状（多田庄兵衛家文書）は須賀山村のうち、すなわち同村の一部のものである。これは一時的に天領になった分の領地のうちのものである。

午御年貢可納割付之事

一 高三百貳拾七石五斗三升四合老勺

内五拾八石四升三合老勺当検見引

残貳百六拾九石四斗九升老合

此取米六拾七石三斗七升三合高貳ツ五分

外

一 畑三町九反六畝四歩

此取なし

一 郷藏屋敷五畝拾六歩

此取なし

一 永三百三拾貳文

米合六拾七石三斗七升三合

永合三百三拾貳文

右納次第

米六拾六石八斗八升貳合

米壹斗六升四合

第三節 農業生産と共同体

下総国香取郡
須賀山村之内
太郎右衛門組

見取

当不作

同断

但郷藏有之

網代役

米納

荏納

此荏三斗貳升八合

但米老升ニ貳升代

米三斗貳升七合

大豆納

此大豆六斗五升五合

但右同断

永三百三拾貳文

金納

右之通、村中大小之百姓并入作之者迄立合、無相違様、致割来ル極月十日以前急度可皆済者也

元禄十五年午十月

細田伊左衛門④

右村名主
惣百姓

右の史料分の領地を天領分と断定する理由は、末尾の署名・捺印の細田伊左衛門の名前によつてである。細田は幕府代官で一五〇俵取り（その子供の代に五〇〇石取り）である。だから右領地を幕府領と考えざるをえない。

さて、冒頭に「須賀山村之内太郎右衛門組」とあり、村高分三七石五斗余とある。その村高分は、後年の石河家の須賀山村の割付状の村高と一致するから、右の天領（幕領）分が、そのまま石河家に移つたものと推定できる（後述）。

右の割付状から「郷蔵屋敷」五畝一六歩の存在や、「網代役」永三三三二文の賦課のことがわかる。^{（あしやう）}郷蔵屋敷地には年貢はかからない。網代役とは利根川での漁業への賦課である。「永」とは永銭のことであつて、銭（^{びん}鏝銭）とは異なり、実態はなく換算の都合上示されるものである。永一〇〇〇文で金一両である。銭（鏝銭）の場合は四〇〇〇文で金一両である。

金納は網代役のみであつて、米納が全体の九九・二％で、圧倒的に多い。ごくわずかが荏納と大豆納になつてい

る。米一升は荏・大豆の二升分に換算されている。

この年、元禄十五年は不作の年であった。村高から五八石四升余が「検見引」となっている。そして残りの高に対して二五％の年貢率がかけられ、「此取米」（本途物成米）六七石三斗余が算出される。それに先述の網代役がプラスされる。それが年貢のすべてである。むろん、そのほかに村方で必要とする経費（村方負担分）がある。それはこの割付状にはのらない（赤穂浪士の討入りはこの年でもあった）。

須賀山村には右の天領分のほかに、もう一つの天領分の三〇石二五二合の領地があった。それは「笹川治郎右衛門分」、あるいは「西治郎右衛門分」とあり、のち、笹川組（まれには笹川村）と称され、石河家の領分にくり入れられる。しかし、これはかなり後のことである。

さて、右に掲げた元禄十五年の割付状分と同一領地の年貢割付状（多田庄兵衛家文書）を次に示そう。ただし元禄十五年から五九年後の宝暦十一年（一七六一）の石河家分のものである。種々のデータから考えると享保期ごろにこの天領（治郎右衛門分の三〇石二斗余のことではない）分が石河家に移ったものであろう。

巳年御下札

町数四拾貳町四反九畝五歩
一 高三百貳拾七石五斗壹升四合壹勺

内 訳

三町壹反七畝貳拾壹歩
高四拾七石六斗五升五合

此取米貳拾貳石五斗九升三合三勺 高ニ四ツ七分四厘一毛

下総国

須賀山村

上田

三町七畝拾老步

高三拾六石八斗八升三合五勺

此取米拾七石四斗八升七合

貳拾五町貳畝拾四步

高百七拾五石壹斗七升三合

内

(一、二行史料中欠之)

壹畝步

高七拾石

苗荒不足引

(下田)
拾五町貳畝拾四步

残毛附百五拾石壹斗七升三合

此取米四拾九石八斗六升七合

(上田、中田、下田)
貳拾壹町貳反七畝拾六步

毛附高合百八拾九石七斗壹升五合五勺

此取米合八拾九石九斗四升七合五勺四才

拾町九反五畝壹步半

高五拾三石五斗八合貳勺

(畑屋敷)
此取米拾六石五升八合

(六)(金)
二口米合百四石

此俵貳百六拾俵

中田

下田

畑屋敷

高ニ三ツ定納

但シ四斗入
延共

外ニ

一 米三石壹斗貳升

納米合貳百六拾七俵三斗貳升

一 三町九反六畝四步

此永三百九拾六文

一 永三百三拾貳文
分米壹石九升内

一 永百貳拾文

一 永貳拾五文四分

一 新畑耆町九反三畝五步
此永六百七拾六文壹分

一 永貳拾文三分

一 金壹両

合 金壹両
永壹貫五百六拾九文八分

右之通当巳年御取箇相究候、村中大小之百姓立合、無甲乙致割賦、来ル十二月十日以前急度可皆済者也

宝曆十一巳十一月

新畑

網代永

御林年貢永

右口永

須賀山村 太郎右衛門
鹿戸村 勘左衛門

右口永

夫 金

伊藤九十九^印

松田市右衛門^印

山中恵左衛門^印

下総国香取郡

須賀山村

名主

組頭

右の領地は元禄期には太郎右衛門組とあったが、ここでは須賀山村（のうち）とある。末尾の署名・捺印の三人は石河家の家臣である。

この割付状は元禄期のよりもずっと詳しく書かれてある。田と畑・屋敷分は別にしてあり、年貢率はそれぞれ異なる。田方は上、中、下と分けて、明記してある。領主林、新畑、口永、夫金などの賦課が新らしく姿を見せる。本途物成米が元禄十五年（不作の年）の時とくらべると、五五・二％もふえている。元禄期の網代役は「網代永」三三二文として金額は不変であるが、納入方法は米一石一升へと変化している。須賀山村の網代永（利根川の漁業への課税）は、この領地分（天領↓石河家）のみへの課税であり、同村のほかの領主分にはそれがないようである。

これによって元禄十五年の天領分（一時的か）三二七石五斗余（仲内、新田、大木戸などの散り懸り／＼分散／＼形態か）がそのまま石河家に移ったことを知ることができるが、そのほかの天領分三〇石二斗余は、宝曆以降から安永期にいたるまでの間に、石河家の領地となった。これは笹川組と称し、田・畑屋敷あわせて面積は三町六歩である。この領地部分は現在の延命寺附近である。

次に同じ須賀山村における旗本中根家（現根方区がその中心）分の年貢について述べよう。

同家領の年貢割付状（根方 土屋利夫家文書。以下、中根家領については注記しないかぎり同じ）は元禄十年の分が一番古い。これは前半部分が欠けているが、村高は四七三石と推定できる。これには「取米合」一五六石一八四合余（四四六俵余とあるから三斗五升入りと推算できる）と「米九俵 新畑定納」で、「惣米合」つまり総年貢米は四五五俵余（二五六石八八四合余と推算できる）となっている。この割付状の宛名は須賀山村名主豊右衛門および惣百姓となっている。

それから一二年後の宝永六年（一七〇九）の、やはりこれも前欠の、中根家領地分と思われる年貢割付状（土屋利夫家文書）がある。これには年貢対象地（不明であるが村高は四七三石余と推定できる）から一二〇石八斗七合余の「荒引」があり、しかるのち三割一分の年貢率がかけられ、結局、取米は三〇一俵三斗二合余となる。そのほかに「ねんのふ古新畑定納」九俵（元禄十年の場合、「古新畑定納」と新畑（御林跡）七町五畝三步の年貢分一七俵三升五合余が加わり、「惣米合」三二七俵三三七・七合（一一四石七八七・七合と推算できる）となっている。

次の「覚」は、右の宝永六年から一五年後の享保九年（一七二四）のものである。本高四七三石八斗三升についての銀三九匁三分式りん（金三分と錢二八文）とは国役金のことと、その他「念能古新畑」など一二町四反一畝一七歩（二三石七〇六合余）の銀一匁九分六厘余も同様ではないかと思われる。この「覚」には、本高のほかに新畑なども記されてあるから、いわゆる年貢対象地のすべてを知ることができる。

覚

一 高四百七拾三石八斗三升	須加山村
此銀三拾九匁三分式リン	
金ニシテ三分ト 錢貳拾八文	
一 下畑壱町九反貳拾貳歩	念能古新畑
分米貳石八斗六升五勺	反ニ壹斗五升取
一 下畑三町四反貳拾四歩	同所新畑
分米五石壹斗壹升貳合	反ニ壹斗五升取
一 下々畑三町壹反八畝歩	同所新下々畑

分米三石壹斗八升

反ニ壹斗取

一 八反貳畝九歩

同所新屋敷

分米四石九斗三升八合

反ニ六斗取

一 下畑貳町四反三畝貳拾三歩

こも敷新畑

分米三石六斗五升六合四勺九才

反ニ壹斗五升取

一 六反六畝歩

同所居屋敷

分米三石九斗六升

反ニ六斗取

反歩合拾貳町四反壹畝拾七歩

分米合貳拾三石七斗六合九勺九才

此銀合壹匁九分六リン七毛

此錢百七拾壹文

惣高合四百九拾七石五斗三升六合九勺九才

金メテ三分ト錢貳百三文

享保九年

辰十一月廿日

下総国須か山村

名主嘉左衛門
組頭共

この「覚」からは本高分にいての田畑面積の明細は不明であるが、後年の寛政元年（一七八九）の「寛政元歳西旱損ニ付八月改之指上候下書」によると下田面積が本高面積全体の五七・八八％を占めている。また田方面積が同じく全面積の七四・四四％を占め、田が畑より圧倒的に多い。

さて記述が若干前後するが、右の領地分と思われる、寛保三年（一七四三）十月日付けの、寛保二年分の年貢皆済証

文があるので次に掲げよう。

皆済証文之事

一 米三百七拾三俵三斗三升

田畑納辻

一 金三兩 銀百五拾文

新畑定納

右之通去戊田畑御年貢令皆済所、紛無之候、為其皆済仍而如件

寛保三年亥

十月

大半次郎[㊦]

須加山村

十郎右衛門殿

名主

吉郎兵衛殿

この史料をみるかぎり、寛保二年（一七四二）の年貢を翌三年の十月に完済したことを推定できる。寛保二年は江戸および関東各地でいちじるしい水害があった年であった。おそらく、須賀山村でも凶作であったため、年貢の減免、そしてその延納が認められたものである。末尾の「大半次郎」は略名で、中根家の家臣であろう。須賀山村の中根家分の名主は二人いる。

4 今泉村の年貢

さて、石河家の今泉村の年貢について述べよう。次の史料は同村で一番古い年貢割付状（東今泉 青柳富男家文書）である。

下総国香取郡今泉村丑御年貢可納割付之事

一 高三百四拾八石壹升四合

高辻

三斗四升

郷藏鋪引

内 六斗六升三合

溜堤堰代前々引

四拾四石八斗八升九合

当丑風損旱損引

小以四拾五石八斗九升貳合

残三百貳石壹斗貳升貳合

有高

此取米八拾三石六斗三升壹合五勺

此俵數貳百三拾九俵貳升八合八勺

延口共

但有高ニ貳ツ七分六厘八毛壹弗
本高ニ貳ツ四分三毛五弗

外

一 永三百文

野錢高

此高壹石九斗三升五合五勺

一 永貳百五拾文
此高菟石六斗貳升九合九勺

浦役高

一 永拾六文五分

右之口永

合永五百六拾六文五分

右之通大小之百姓立合、無高下致免割、来十一月中急度皆済可仕者也

享保六年丑九月

中村文左衛門[㊦]

伊崎文右衛門[㊦]

就長崎御供無加印

田寺三太夫

今泉村

庄屋

年寄

惣百姓

有高とは、年貢対象地のことであって、高¹¹村高（本高）から、「郷蔵鋪引」、「溜堤堰前々引」、「当丑風損旱損引」など四五石八九二合が差引かれたもので、この年の場合、それは三〇二石一二二合となる。そしてその年貢（取米）は八三石六三一・五合であって、それは有高（年貢対象高）に二七・六八％また本高（高¹¹村高）に二四・三五％にあたる。この年貢米のほかに、野銭高、浦役高、「右之口永」、あわせて永五六六文五分がある。浦役高（永二五〇文）とは利根川での漁業への課税である。

今泉村の二三年度分の割付状を整理したのが第24表である。これらはすべて同村一給分時代のものである。もっとも既述したように二給分時代は幕末の万延期以降である。なお、元文二年の割付状までは一俵は三斗五升入り、そし

第24表 今泉村年貢取米の状況

年 別	年 貢 取 米
享保 6 (1721)	石 合 83. 631. 5
〃 7 (1722)	93. 637. 5
〃 9 (1724)	60. 745. 2
〃 10 (1725)	80. 484. 6
〃 11 (1726)	68. 203
〃 13 (1728)	88. 697. 5
〃 16 (1731)	68. 512. 6
〃 17 (1732)	91. 226. 5
元文元 (1736)	97. 475
〃 2 (1737)	〃 〃
宝暦 3 (1753)	111. 442. 3
〃 9 (1759)	120.
〃 10 (1760)	93.
〃 11 (1761)	67. 12
〃 12 (1762)	114.
明和元 (1764)	113. 263. 35
〃 2 (1765)	95. 263. 35 (このうち 6 石 4 斗 戌 秋 迄 延 米)
〃 7 (1770)	34. 4 (うち 21 石 2 斗 御 林 代 米)
〃 9 (1772)	113. 263. 35
安永 7 (1778)	〃 〃 〃
〃 8 (1779)	〃 〃 〃
天明 2 (1782)	〃 〃 〃
嘉永 4 (1851)	〃 〃 〃

(そのほかに)

野銭高永 (300文)

浦役高永 (250文)

浦役高口永 (165文)

← (別に 8 カ村御年貢米
運賃冥加永250文)

← (別に 葭野永125文)

(備考) 同村の各年年貢割付状による。

て、宝暦三年以降では四斗入りとなっている。また幕末の嘉永四年（一八五二）には、あたらしく「葭野永」永一二五文、そして「網代永」永四〇〇文が新しく賦課されている。むろん、当初からあった「浦役高」永二五〇文の賦課は継続されている。

第24表をみるかぎり、年貢米が増えていないことに気づく。また、実質的には年貢納入米が最高の量に達するのは、幕末期をのぞいては、宝暦期であることがわかる。

5 上代郷の年貢

次は上代郷（和田村、神田村、桜井村）の寛永二十年（一六四三）の年貢割付状（東和田 上代金吾家文書）である。これは上代郷では一番古い割付状である。

未ノ年貢可納割付之事

一 高千貳百石

上代郷

内

□

□より山錢五貫

□

□

六拾八石五斗 関代ニ引

四拾七石六斗五升壹合前々より海かけニ引

残千七拾七石五斗九升九合

有 高

此取米五百拾七石貳斗四升八合但四ツ八分取

以上

右之通、郷中名主惣百性、不殘立合、高下無之様ニ割付、極月十五日以前急度^(可)皆済者也
寛永貳十年未ノ十月廿八日 内蔵印

名主惣百性中

これによって、右の五か村が上代郷として、同一条件の年貢が賦課されていることがわかる。あるいは、この時期、まさに五か村が上代郷のうちの一村として一体であったことを物語るものであろう。上代郷（五か村）一二〇〇石から、「関代」六八石五斗、「前々より海かけ」（樺海分か）四七石六五一合、その他五石二斗五升（史料破損のため推定）が差引かれ、残りの一〇七七石五斗九升余が「有高」（年貢対象高^{||}毛付高）となる。それに四八%の年貢率が賦課され、年貢米（「此取米」とある）は五一七石二四八合となる。「関代」とは、堰あるいは用水路のための土地分であろう。

6 夏目村の年貢

次に夏目村（安中藩領と旗本榊原領）の年貢を調べるために年貢皆済目録をとりあげよう。年貢割付状が年貢の賦課状であるのに対し、年貢皆済目録は年貢支払いの済み証、すなわち明細つきの年貢領収証ともいべきものである。ここで夏目村をとりあげたのは、年代が若干違いこそすれ、同一村の、他方は大名領、他方は旗本領という支配形態の皆済目録が数点ずつあるということにもとづく。

次の史料〈A〉は旗本榊原家（二〇〇石と麩米一〇〇俵）の天明七年（一七八七）の年貢皆済目録であり、史料〈B〉

は安中藩（三万石）の天保十四年（一八四三）の年貢皆済目録である。まず、それらをみられたい。

△A▽

未御年貢皆済目録

一定免

一 高貳百五拾壹石四斗七升七合

納永壹貫八百九拾貳文六分

納米貳百六拾九俵貳斗五升六合

四斗入
延口夫米共

本途口永共

下総国香取郡
夏目村

内

田反別四町三反九畝廿四歩九厘

此取米五拾三俵三斗貳升四合八勺

去寅年旱損ニ
付荒地不納

此起返取米

一 反別壹町五反
取米合

去酉年荒地起返
壹反ニ付壹斗取
当未年荒地取増
壹反ニ付五升八合取増

一 反別壹町五反
取米合

去戌年同断
壹反ニ付壹斗取
当未年荒地取増
壹反ニ付五升八合増

一 反別七反
取米合

去亥年同断
取同断
当未年同断
取五升八合増

一 反別六反九畝廿四步九厘

去子年同断
取同断
当未年同断
取五升八合增

定納

米貳百拾五俵三斗三升壹合貳勺

荒地起返当未年納

米拾九俵貳斗九升九合三勺壹才

二口ノ米貳百三拾五俵貳斗八升五勺壹才

此 訳

一 米三拾七俵

但餅米六俵

廻米ニ而上納

一 同貳拾五俵

御年賦米
当未年内渡シ

一 同壹俵壹斗

但大豆壹石納

大豆代米

一 同壹俵壹斗壹升八合

但百俵ニ付三俵半之割

運賃米被下之

一 同貳俵

名主給米被下之

ノ米六拾六俵貳斗壹升八合

引 残

米百六拾九俵六升貳合五勺壹才

御知行所ニ而御払

代金八拾四兩貳分永七拾五文六分三厘七毛五非

但金壹兩ニ付
米八斗替

一 永百拾匁文五分

小豆三斗代

一 永百文

胡麻貳斗代

一 永匁貫六百八拾文三分

金上納

但 匁兩
貳分ト永百八拾匁文匁分

一 大麦

匁斗五升定納

一 莖拾枚繩拾五把

定納

当末年

納合 米貳百三拾五俵貳斗八升五勺匁才
永匁貫八百九拾貳文六分

右之通当末年貢皆濟ニ付小手形引替証文相渡申所仍如件

榊原卯之吉内
渡辺定右衛門[㊤]

天明七末年十二月

下総国香取郡夏目村

名主

向後七郎兵衛殿

同組 頭中
惣百性

表書之通相違無之候以上

榊 卯之吉[㊤]

△B▽

卯年貢皆濟目錄

高千貳百三拾壹石五斗三升貳合

夏目村

一 米四百拾壹石四斗壹升三合

本途

一 永拾三貫八百四拾七文貳分

口米石代

此米拾壹石七斗五升五合

但_二當冬御張紙直段米三拾五石_二付三兩増共、金三拾九兩替

此斗立拾貳石四斗貳升七合

一 永八貫九百九拾七文貳分

本途

一 永貳百六拾九文九分

口永

一 米拾貳石三斗壹升五合

夫代

合 米四百貳拾三石七斗貳升八合
此計立四百四拾七石九斗四升壹合

永貳拾三貫百拾四文三分

右納次第

米百三拾三石七斗三合

御廻米

米四石貳斗七升八合

運賃

米百四拾八石

此代永百四拾八貫文

不熟米石代

米百五拾四石五斗六升

御陣屋納

米七石四斗

御褒美被下米

米貳百八拾八石貳斗六升三合
納合 永百七拾壹貫百拾四文三分

右之通令皆済ニ付、小手形引替一紙目録相渡もの也

天保十四卯年十二月

梓田三郎兵衛[㊤]

田辺周助[㊤]

右村

名主

組頭

惣百姓

△△の榊原家分については、次のことがいえる。本途物成米二六九俵二五六合（二〇七石八五六合）と口永一貫八九二文余が原則である。それは定免（一定年間毎年年貢量が同じのこと）であるが、寅年（天明二年）の旱損のため「荒地不納」五三俵三斗余が免除、つまり差引きになっている。しかし、酉年（安永六年）以来などの起返し（荒地を復活すること）のため一九俵二九合余の納入が必要となり、結局、二三五俵貳斗八升余の納入となる。

この二三五俵余の納入方法は、廻米（領主へ廻送すること）、年賦米（領主の負債）、大豆代（領主の買掛け）、米、運賃、名主給米などで、まず六六俵二斗余が支払い、つまり差引き分となる。残り一六九俵六升余（一俵はすべて四斗入）については「御知行所ニ而御払」、おそらく現地で売って金納したものであろう。米八斗で一両である。この分は金八四兩貳分余となる。これで年貢米二三五俵余の納入は決済されることになる。

そのほかに、小豆、胡麻^{（麻）}、大麦、蕤・縄などの若干の金納あるいは現物納が記載されている。この史料の末尾で領

主側は「名主向後七郎兵衛殿」とし、苗字はもちろんのこと敬称もつけ、かなり叮重である。

△B△は安中藩の皆済目録である。夏目村における安中藩の領地高は△A△の榊原家の四・八倍である。史料的には△A△より五六年後の天保十四年のものである。まず、本途物成米が、村高(夏目村のうち)一二三一石余の三三・三%余の四一二石四斗余とある。「口米石代」(口米が代金納されるという意味)は一二石七斗余のところ「計立」によって五・七%増しの一二石四斗余となる。計立とは元米、土用の減米二升(五・七%)を見込んで、三斗五升入りを三斗七升入りとしたことに由来する。

さて「計立」の一二石四斗余は張紙値段の三五石で金三五両であるが、三両増の三八両で換算すると永一三貫(金一三兩)八四七文余となる。張紙値段とはその年の幕府公定の米と貨幣の換算値段をいう。右のほかに本途物成米の付加税ともいふべき「本途」永、「口永」、そして「夫代」などが加わる。

このようにして年貢米は四二三石七斗余であるが、計立によって四四七石九斗余となる。そのほか永(金)納分は二三貫(三三兩)一一四文余である。この支払い(納入)は次のようになる。年貢米の三一・五%一三三石七斗余が廻米、その運賃が四石二斗余となる。そして一四八石が「不熟米石代」として、張紙値段による代金納の永一四八貫(金一四八兩)が納入される。さらに一五四石五斗余(三六・四%)が太田村(旭市太田町)陣屋への直接納入、そして七石四斗が褒美米となる。

このような計算によって領主側に納入されるのは末尾近くの「納合」米二八八石二六三合、永一七一貫一一四文余となる。

(二) 新田開発と村々

1 樺湖干拓について

『明治財政史』第五卷の「地租改正報告」によると明治六年（一八七三）の全国の耕地旧反別は田一七六万町歩・畑一四七万町歩で合計三三三万町歩となり、この石高三三〇〇万石と記され、一六世紀末の太閤検地では石高一八五〇万石推定耕地二〇六万町歩であるから近世における耕地の拡大は一一七万町歩で一三五〇万石となる。これが大部分新田開発のもたらしたものと考えても良いのではないだろうか。

それでは、このような耕地の拡大が近世において、どのようにして実行されたのか。当時の日本歴史全体の流れでみてみると第一回の開発の隆盛期は、寛永〜寛文期（一六二四〜一六七二）で幕藩体制の確立期に実施されている。第二回目は元禄期に畿内からはじまり、享保改革に至る期間であり、第三回目は寛政年間——安政年間（一七八九〜一八五九）である。いわゆる寛政改革から天保の改革の時期につながっている。房総では成功しなかったが印旛沼の開発などがこの時期に結びついている。

開発の対象となった土地は中流平野（河谷・扇状地・台地）が比較的早期に、湖沼干拓、デルタ開発がこれに続いている。

樺湖は九十九里沿岸平野の中に八日市場付近から半円形に西北に彎入するような形で陥没した断層線と香取郡東庄町・東小南城より東南方向の飯岡町刑部岬に至る断層線上に生じた凹処に海水がたまり、飯岡、三川、旭方面の海流が

押しあげる砂を海風が永い年月の間に吹きあげ、海岸砂丘が形成され、これがさらに海岸部の隆起運動も加わり、完全に九十九里浜と離れて、ここに湖が形成されたものである。

『榛新田開発記』などの前文の部分に、榛海というのは、大昔ここに大きな榛の樹があり、高さ数百丈にも及び枝葉はひろがり三里四方にも及んだという。この榛の大樹が倒れてそのあとが湖水となったので「榛海」というのだという土地の言い伝えが記されている。しかしその湖沼の形成は地理学的に検討すれば、前に記したようなプロセスをたどって形成されたものとみて良いであろう。

この「海跡湖」である榛湖が香取・海上・匝瑳の三郡にまたがる広大なことに着目してこれを干拓し水田にすれば莫大な新田ができあがることを寛永十六年（一六三九）幕府に進言し干拓の許可願いを差し出したのは、元和のころより鎬木（現千潟町）正賢寺に身を寄せていた杉山三右衛門という人物であった。

当時榛湖の周囲には二五の村落が点在し、ここに住む人々は、この榛湖で魚をとり、農業のかたわら漁業を営んでいたらしい（『榛新田開発記』）。

しかし、この杉山三右衛門については、かつて大正期に岩堀角次郎が『千葉県香取郡誌』の中で「難波戦記」（別名、難波軍記、万年頼方・二階堂行憲著、寛文十二年ごろ刊行か）の中に同名のあることに着目されている書かれているが、『徳川実紀』の「台徳院殿御実紀卷四十」の記述中にも杉山のことが書かれている。しかし、いずれにしても「大坂夏の陣」で合戦中潰走したため土籍をけずられた杉山三右衛門と榛湖干拓に関する人物が同一人物であるかどうかは、現在のところ断定できる史料は存在しない、また榛湖干拓のことを記した諸文献にも、杉山三右衛門の名をあげているものともうでないものがあるので、榛湖干拓に関する出発点の部分は、はっきりさせることはできなかった。しかし、杉山三右衛門については千潟町の平山家所蔵の「下総国榛新田覚書」などにも見られるので一応ここに記し

たものである。

この後、寛文年間（一六六一～一六七三）、江戸の町人で、本所近辺に住んでいた白井治郎右衛門という人物が再び棒湖干拓の計画を幕府に願ひ出た。しかし、これにも諸説があり、寛永二十年（一六四三）に一度願ひ出ているという説もある。白井治郎右衛門についても江戸で金物商を営む豪商であり最初に願ひ出た杉山氏との関係も明確ではないが、何らかの関係があり、杉山の計画を白井が引き継いだのであらうとする意見（『飯岡町史』四四七ページ）もある。当時幕府は寛文六年に「山川掟」を出して、本田畑を荒廢にみちびくような新田開発に制限を加えていた時期でもあり、伊奈氏の見解を入れてこの開発計画は許可されなかった。

それでも白井治郎右衛門はあきらめずに、何とか許可を得ようと根まわしをはじめ、辻内刑部左衛門という人物を協力者として仲間に入れることに成功した。

この辻内刑部左衛門という人物（刑部右衛門と記すものもあるが『徳川実紀』の記述と照合し、左衛門が正しいであらう）は、後に棒新田開発の中心人物となるのであるが、くわしいことはあまりわかっていない。

『徳川実紀』によれば、寛文三年十二月十一日の記事に「此六日京大地震、二条城各所破損の注進ありよって、大目付高木伊勢守守久并に其子小姓組善左衛門守養巡視命ぜられる。」とある。

また寛文六年十二月二十六日の記事に「松平越中守定重が大工辻内刑部左衛門召出され、工人の棟梁になさる。」とある。

したがって、辻内刑部左衛門の実在と幕府の大工の棟梁となったことは、はっきりわかる。さらに棟梁に任せられるほどであるから、それまでに、技術的な面でもかなりの力量を発揮していたことは疑を入れぬところであらう。また単に技術面のみではなく、かなりの政治性をもった人物であったと推定しても良いであらう。

辻内刑部左衛門は白井治郎右衛門の説得に応じ、棒湖の干拓に協力することを決心すると、まず桑名藩留守居役田中太郎右衛門を通して藩主松平定重にこのことを願ひ出た。このあたりが辻内刑部左衛門の政治性の發揮されているところである。定重はこれを、ときの大老酒井雅楽頭忠清にはなし、内諾を得た上で、改めて辻内刑部左衛門より老中稲葉美濃守正則宛に願書を提出させた。『徳川実紀』にその名を記されているほどの大工の棟梁が申し出て、しかも藩主より一応の話し通っている棒湖干拓の工事は幕閣といえども無視するわけにはいかず、また辻内の技術者としての力量もすでに証明されていることであるので、この願ひ書はとりあげられた。

『徳川実紀』寛文九年六月十四日の記事中に「勘定頭妻木彦右衛門頼熊、書院番伊奈五兵衛忠臣及び勘定の徒、武藏野、上州笠懸、下総国棒海開墾の地巡察命ぜられ暇給う。」とあり、同年十一月廿五日の記事には「勘定頭妻木彦右衛門頼熊、書院番伊奈五兵衛忠臣、新墾の地巡察経て帰謁す。」とある。幕府はこれにより、正式に開発の許可を下したことがわかる。妻木彦右衛門一行は、開発の場合、どこに水路を設けるかということなどもあわせて調査し、棒海の水を用水源としている下郷十三カ村の代表をあつめたずねたところ、その代表たちは「先規の如く用水にさえ滞りなければ差支なし。」と答え、妻木彦右衛門は「今まで老升の持水に候はば此以後老升二合の用水に仕るべくと新田請負の者請合候間気づかい仕るまじく……。」と答えたことが海上郡仁玉村加瀬四郎右衛門所蔵旧記の訴状の中にみられることが『棒新田開墾事略』に入っている。

なおこの「加瀬四郎右衛門所蔵旧記」は、「乍恐以書附御訴訟申上候事」と題され、寛文十年（一六七〇）戊十月十一日付で井戸野、仁玉両村の名主及総百姓が棒湖の干拓のために排水路を作る場合、自分達の田畑が潰されることに気付いて反対のため訴訟をおこしたときの訴状の写しである。

当時に限らず、農民にとって、田畑を失なうということは大問題であり、まして自分たちの犠牲により、ほかの地

域の農民が利益を得るということは、とても容認できることではない。このようなことは、現代に至っても同じことで、大利根用水開発事業をすすめたときもその水路にあたる所に田畑をもつ農民を説得することが如何に大変であったかということと共通している。まして江戸時代の寛文年間では、このような開発事業の意味も十分理解しかねる人も多かったと思われるので、村をあげて訴え出ることも無理からぬことであつたといえよう。

棒湖の排水路を、現在の鎌数から仁玉、井戸野の間を通し、井戸野の南で古川（仁玉川）へ落すという辻内刑部左衛門の計画は、前述のように、仁玉、井戸野両村の人々の猛反対に会つた、この人々の言い分は、自分たちの良田千五百石分が失なわれるとともに用水源がなくなってしまうことにあり、この訴えは評定所まで持ち込まれた。

そこで代案として、この古川を利用することをやめ、後草村から三川（現飯岡町）から野中（現旭市）の村境を掘り割ることになった。掘割は幅一五間、両方の堤防は各七間半ときめられ、これには大した反対もなかったので工事が開始され、海岸側からは白井治郎右衛門、辻内刑部左衛門がそれぞれ半分（片側ずつ）ずつを分担して、掘りすすめたが、白井の方が資金の関係で続かなくなり、工事を中止してしまつた。幕府の詮議に対し彼は新田開発の見込みが立たないとして権利を放棄してしまつた。そのため開発に関する権利も辻内刑部左衛門一人のものになっていった。しかし刑部左衛門も、この三川筋は場所が悪いといつて、川筋を変更してほしいと願ひ出た。『棒新田開発記』の中には、「精力を尽して是を掘るといへども、砂底に岩石ありてなかなか掘りかね、難渋いたすにつき、この段、訴え申し上げ候処この度の掘割、遂にお止めとなりぬ」とある。この後、刑部左衛門が見立てて、良いと思うところに排水路を作つてよいという許可を与えた。

一方、白井治右衛門の方は、資金にいきづまつたことから、棒湖干拓工事から手を引いた後のことは判っていない。

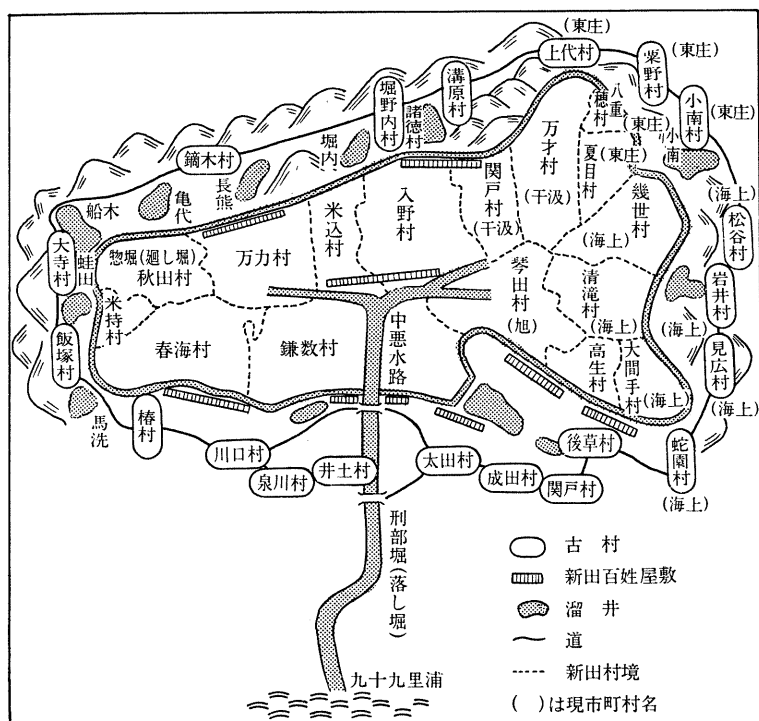
第25表 文献に見る樺湖干拓工事の進展

文献名 工事日程	樺 新 田 開 墾 事 略	同 書 付 録 旧 記 類	樺 新 発 開 発 記	下 総 国 樺 新 田 覚 書
妻木彦右衛門 検分	寛文7年3月	寛文9年6月	寛文7年3月	寛文10年6月 上旬
工 事 開 始	寛文9年	寛文10年6月	寛文8年	検分後間もなく 開始一時中断 10年10月再開
切 落 と し	寛文10年 12月28日	寛文10年 12月	寛文9年 12月28日	
干 上 が り	寛文11年春		寛文11年	
川 の 距 離			7660間 3里19町40間	

『開墾事略』の記事によるとその後間もなく辻内刑部左衛門の女婿栗本源左衛門、野田市郎右衛門（長男の妻は栗本源左衛門の娘）という相互縁続きの三人に幕府から工事が委せられた。これを「三元締」と称している。

このように指導体制がつくられ、排水路は先に反対にあった仁玉、井戸野コース以外に適当なものがないので、反対はあったがこのコースの工事を実施した。

この間に辻内刑部左衛門が病気でなくなり娘の婿である辻内善右衛門（伊勢国桑名の鋳物師で、その作も残っている。）が代って、元締に加わり、工事は急ピッチで行われたことが『開墾事略』の中にも見られるが、『旭市史』が本町の小南福聚寺の古い過去帳に辻内刑部左衛門の戒名の記述があり「子歳八月三十日」（寛文十二年八月三十日）とあるので、刑部左衛門が死去して養子がこれに代ったとみるよりも、父子ともどもこの工事に加わっていたと見るのが正しいと述べている。『樺新田記』の記述によれば、寛文十年（一六七〇）十一月二十一日に井戸野、仁玉間の掘割ができあがり、樺湖の水を排水しはじめたところのその水勢のすさまじさは想像をはるかに越え、周辺の家々から田畑までを押し流し大きな被害を与えたことが記されている。

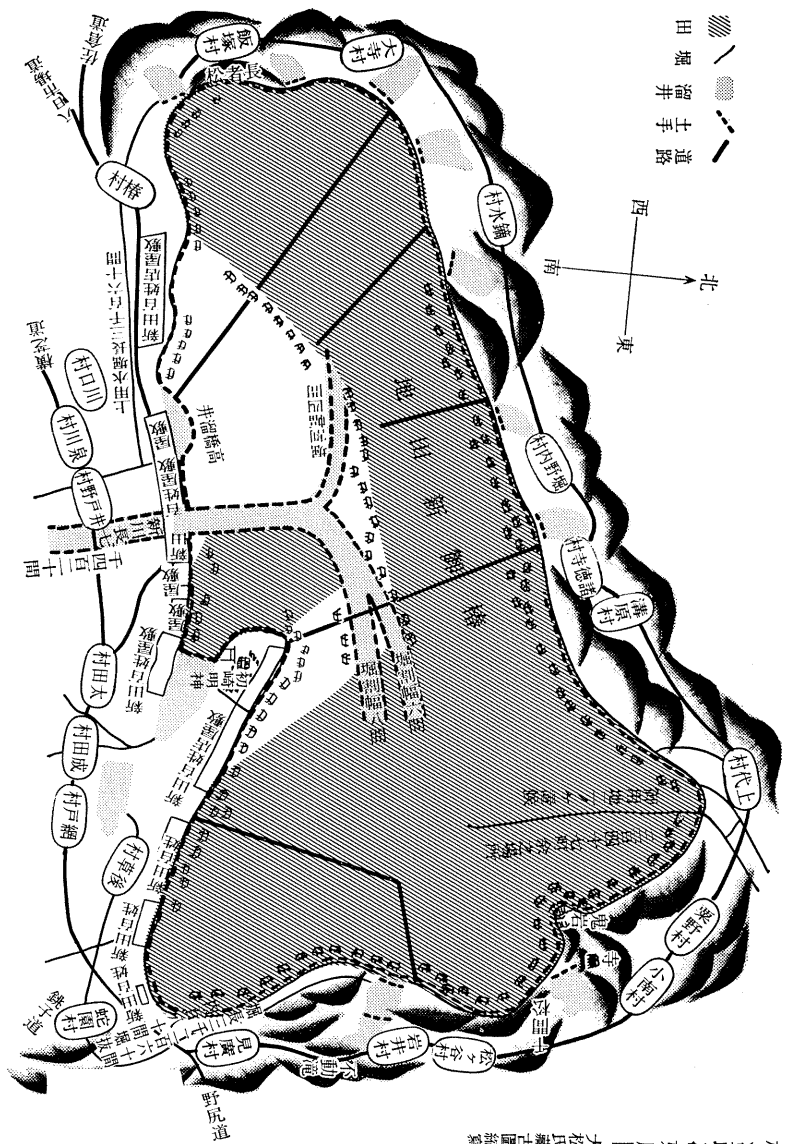


第4図 関東流による湖沼干拓の一例

この切落しにより椿湖の水は約三分の二が排出された。しかし、これで被害を受けた村々では、椿新田で一〇〇〇石位の新田ができるといっても井戸野村周辺で七〇〇石余りの水田が被害をうけたのでは、新田開発という自然改造が良策であるのかどうか疑問であるとして提訴している。

菊地利夫氏は『新田開発』の中で、この椿新田開発の技術的な面にふれて、これは典型的な関東流(第4図参照)の干拓構造をもっている、その用排水機能は「中悪水路」、「惣堀」「落し堀」、「溜井」などによって果たされており、「中悪水路」は干拓地二七四一町歩、高二四、四四一石の耕地の大小の排水路から送水される悪水を集めて、干拓地の最も低いところをつないで「開さく」されているとしている。したがって「中悪水路」は干拓地全体の悪水を落し堀

第5図 椿新田図



椿新田疏決始成圖 下總匠屋部康數村
大谷氏藏古圖縮寫

「樺湖」干拓に至るまでの経過

西 歴 年	日 本 年 号	将 軍	こ と が ら
一六一五 ～ 一六二三 (一六四三)	元和年間 寛永の末 二十年頃か	秀忠 ^{2代} 家光 ^{3代} 綱 ^{4代}	江戸の人 杉山三右衛門 樺湖の北岸鑛木村(現干潟町)正賢寺に身を寄せ漁撈のかたわら湖の干拓を思いたち、幕府に請願するが認められず多年奔走し目的を果さず。 (樺新田開墾事略、ほか)
一六六一 一六六七	寛文元 寛文七	以下同	江戸の町人 白井治郎右衛門 樺湖の干拓計画をたて幕府にその許可を求める。(同右) 関東郡代伊奈半左衛門・武蔵・下総・常陸新田・新川舟路巡察に派遣される。(徳川実紀・旭市史) 白井治郎右衛門の干拓計画に、幕府も関心をもち関東郡代伊奈半十郎に検分を行わせる。この結果、干拓計画はとりあげられなかった。 (徳川実紀・旭市史)
一六六九	寛文九		白井治郎右衛門この幕府の決定にあきらめず、幕府の大工棟梁辻内刑部左衛門を仲間に加える。 辻内刑部左衛門は幕閣の要人に樺湖干拓について働きかける。 (樺新田開墾事略・ほか)
一六七〇	寛文十		幕府勘定頭妻木彦右衛門頼熊らに命じて、下総国樺海開墾地の巡察を命ずる。幕府干拓を許可する。 (徳川実紀・ほか)
一六七一 ～ 一六七二 ～ 一六七三 ～ 一六七四	寛文十一 同十二 延宝元 延宝二		井戸野・仁玉両村(旭市)の農民樺湖干拓の工事反対の訴訟をおこす。 (樺新田開墾事略・ほか)
			しかしし工事は開始された。この年十二月工事は部分的にできあがり樺湖の排水はじまる。 (樺新田記)
			井戸野・仁玉の村々排水で人家・田畑に大きな被害をうける。 (樺新田開墾事略・ほか)
			この間白井治郎右衛門資力尽き開発権を放棄し、辻内刑部左衛門は江戸の商人野田市郎右衛門・栗本源右衛門を仲間に加える。 (樺新田開墾事略・ほか)
			鉄牛・辻内と幕閣要人の間になつて工事進展のためのあつせんを行ったと推測される。 (樺新田開墾事略)
			新田村落の用水確保のために一四の溜井がつくられた。 辻内刑部左衛門死去 用・排水工事完成 新田販売開始される。 (小南 福聚寺過去帳・旭市史) (樺新田開墾事略・ほか)

に送水することができる。また「廻し堀」の機能を果たす惣堀は古田と新田の境界、すなわち旧樺湖周辺をぐるりとまわり、下総台地の古村六〇か村から流下する排水をうけとめ、干拓地に流入せしむることなく「落し堀」に送りこむ機能を果たしている。この「落し堀」は干拓工事の過程では、湖水の排水に一役かっていたが、刑部堀ともいわれるこの落し堀は、潟湖という地形的条件を利用し九十九里浜の低い砂丘を横断して九十九里の海に落し口があり干潟干拓地のメイン水路として大切な機能を果たした。

また樺新田の用水源は、下総台地の侵蝕谷を堰止めて作られた「溜井」である。此処から「廻し堀」に水が送られて、大和樋で干拓地の用水支線に分流された。樺海の付近には河川がないため、河川の水は使用できず「溜井」を利用せざるを得なかったが、河川と無関係の湖沼であったからこそ、関東流の開発技術段階でも干拓ができたともいえる。 「溜井」による用水などでは干拓地の水不足は当然避けられないことであった。そのため樺新田では村々の用水不足をめぐり複雑な用水慣行が発生した。しかしその反面従来、樺湖を用水源としていた九十九里平野北部では約一万石の水田地帯では田は畑に、畑は荒地に変わり、人口の少ない村落は衰退の一途をたどっていた。

なお、水不足のおこりがちな樺新田では、水田を深く掘り下げ、その上をわきにもりあげ、畑をつくり、独特の景観ができあがっていった。これを「島畑」といつている。

2 樺新田と東庄の村々

さまざまな問題をかかえながらも、とにかく樺湖を干拓する基本工事、またその新田の用排水工事も一応、延宝二年（一六七四）に完成し、新田として売り出しがはじまった。

干潟町万才の井上洋一家文書（『干潟町史』）の延宝五年（一六七七）の新田売券状に「但老町歩五両宛御定之通永代ニ売渡シ寅之年より唯今迄代金不殘請取相済所実正也」とあるように、一町歩につき五両で売られた。延宝五年春までには一五〇〇町歩が売られ、金七五〇〇両が幕府の収益となり、延宝七年（一六七九）三四七町九畝三步を官有地と定めて新村設置の準備がはじめられた。

また、当初五両で売り出された土地も、転売される度に値段があがり、前掲の井上洋一家文書でも、天和二年（一六八二）には一町歩が七両、元禄八年（一六九五）には一一両以上になっている。したがって、延宝、天和のころに新田をかった人々の中にはこうした土地の値上りの利益を目あてとしていた者も相当いたと『干潟町史』では述べられている。いわゆる転売を通して土地の価格をつりあげていくということがこのような新田開発の中にも見られ、「町人請負新田」ともいわれるような新田開発に、利にさとい町人が乗り出すということは成功したときには、このような点での収益が莫大であったためであろう。『椿新田開墾事略』をみても、開発請負人同志の間での抗争がおこったり、幕吏が切腹させられたりしており、これらをまとめると「椿新田開発事件史」とでもいわれるものができそうである。

『椿新田由来記』をみると「新田の内の神社仏閣建立の事」付りとして「三人の元メ滅亡之事」という記事がある（ただし由来記のみではないが）。この内容は椿湖の干拓地の工事をおこなった野田・辻内・栗本の三元締に対して非難した記述である。

次の三人の元メ野田・栗本・辻内の三人は、民百姓を掠め万人の患をかへり見す多くの田畑を潰し御上の權威をかりて万人を苦しめしゆへ一旦栄花に榮ふといへ共諸人の苦しみ悲しむ声天に争か通せざらん、小南村に於て栗本源左衛門舎弟同苗清右衛門

と申者辻内善右衛門の家来と口論を仕出かし、打果す、其の外手負の者も多くありしゆへ栗本清右衛門は廿四才にて自害なし終に三人共滅亡に及びける。此節の一乱公事沙汰に相成り元ノ三人とも閉門仰付られ、其上滅亡となり……………。(以下略)

椿湖を干拓してできなかった「干潟耕地」の用排水の問題はこの土地の人々にとって、幕府領、藩領、旗本知行所などが入りくんだこともあってむずかしいものであった。しかしとにかく、この問題と貢租に関する問題とを、前述の三元締（辻内善右衛門、野田市郎右衛門、栗本源左衛門）らが経営、管理し、彼らは互いに姻を結び、やがて増長し『椿新田



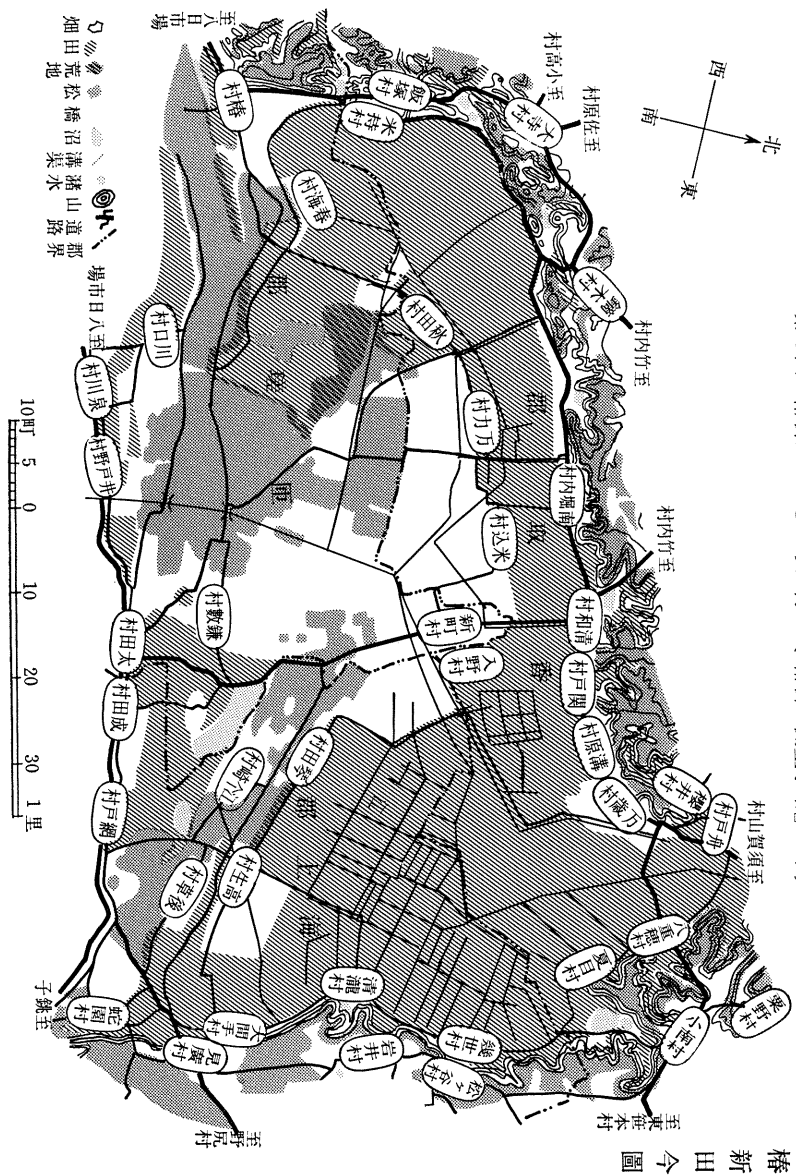
旭市にある「干潟三元締の墓」

左から二番目が涼雲覺春居士（野田市郎右衛門）であとは雨や風にさらされ何と刻まれているかわからない。

由来記』に記されたような事件に発展し、元禄検地をまたずに滅亡しやがて「割元名主」がきめられた。また菊地氏の説（前掲書）によればこの元締は隠田六二町歩の発覚により貞享五年（一六八八）に追放された。幕府の町人新田地主や巨大地主への弾圧の好例である。幕府は元締の所有地を没収して払い下げたが、これを買いたった農民の中から四人の巨大地主がふたたび発生したという。この四人の巨大地主は、割元名主に任ぜられて椿新田一八か村の年貢の賦課、徴収を行い、溜井川堰役として、落し堀、廻し堀、溜井の管理に任じた。「隠田」からあがる収益が開墾者が財をなすところの大なるメリットであったらしいことがこれから理解できることである。しかし幕府側もこれをきびしくみているわけで、発覚したら一大事であり、この場合代官大久保平兵衛も閉門を命じられている。

このようにみると、椿湖の干拓が成功してからもいろいろな問題が

第6図 椿新田にひろがった村々（『椿新田開墾事略』より）



おこっていることがわかる、このほかにも、用排水機構の問題について村々の間に論争がおこったりしている。特に延享二年（一七四五）、椿新田の一八か村が、幕府領は鎌数村だけで、他は佐倉藩領とか、旗本知行所に分割された。それまで約七三年間、干拓地の村々では、幕府代官所の指示で公儀普請として浚渫をおこない用排水機能を保持させていたものが、この分割により規制がなくなり、たちまち「水田大水腐れ」（町内史料および旭市史）をひきおこした。この結果、椿新田の村々はしばしばこの問題の処理をめぐり係争をくりかえしていった。東庄の椿新田に関係ある地域は、どちらかといえば、「高場」にあたる土地が多いため用水の問題はあったが、排水の問題で苦しむことはすくなかった。

元禄八年（一六九五）三月、検地奉行池田新兵衛、竹村惣左衛門、諸星内藏助の三名および手代衆三三名により椿新田の検地が実施された。この時点では正式の村名はまだ決定せず、上代村下（万歳村）、小南村下（夏目村）というように古村の村名との関連づけで記されている。

また、椿新田における土地所有の実態をみると、第26表にみられる如く、他地域に住む人の所有もかなりある。検地帳では他村在住者の所有地には、村名の肩書きがあるので、これをもとにみると東庄では今郡地区がもつとも多いことがわかり、他に多くはないが小南、窪野谷がこれに次いでいる。

さらに新田村落であっても「水呑み百姓」といわれる、いわゆる零細農家もかなりの比率を占めていたことが推測できる。『旭市史』は新田一八か村七六三軒のうち二七七軒が水呑み百姓で、その比率は約三七％であり、およそ三分の一がこれに該当するとしている。

正徳三年（一七二三）の新田村落内での水呑百姓と本百姓の数の対比が『旭市史』第二巻所収の史料（下総国匝瑳郡・海上郡・香取郡椿新田八ヶ村写）に出ているが、本町に関する夏目の場合をみると総数九五軒中本百姓は七三軒、水呑百姓は二二軒とあり、大体全体の比率と一致している。

第25表 元禄8年～9年検地帳にみる村名と村高および初代名主名
(「椿新田開墾事略」)

元禄8年 検地帳村名	元禄9年 村名	村 高	初代名主名	備 考
太田村下	鎌数村	石斗升合 1385 4 1 0	金 谷 小兵衛	椿新田開発記では 同庄 右衛門と庄助 同上 庄左衛門
椿村下	春海村	995.3.1.8	小 林庄右衛門	
飯塚村下	米持村	633.7.1.2	石 毛武右衛門	
大寺村下	秋田村	1046.7.0.6	佐 藤 又兵衛	
鎗木村下	萬力村	2231.6.1.5	鎗 木儀佐衛門	
堀之内村下	米込村	818.7.8.5	市 角 小兵衛	
諸徳寺村下	入野村	1273.8.8.7	石 毛武右衛門	
溝原村下	関戸村	476.5.3.3	高 木 才兵衛	
上代村下	萬歳村	2838.4.5.1	向 後市郎兵衛	
粟野下	八重穂村	389.1.8.5	多 田源右衛門	
小南村下	夏目村	1483.0.0.9	掛巢市郎右衛門	東庄
松ヶ谷村下	幾世村	1401.1.5.2	向 後 権兵衛	干潟町（東庄） 東庄
岩井村下	清滝村	2022.4.5.1	平 野 善兵衛	
見広村下	大間手村	584.0.3.8	檀 上彦左衛門	
蛇園村下	長尾村	44.4.5.5	渡 辺 弥 作	
後草村下	高生村	700.3.8.8	小 倉具右衛門	
江ヶ崎村下	琴田村	1839.0.4.0	服 部治左衛門	
	新町村	177.7.4.4	石 毛茂右蔵門	

第26表 元禄8年椿新田上代村下検地帳にみる村別人数（東庄町関係）

村 名	人 数	屋敷地所有者数	御用地預りにの み出てくる人数
小 南 村	3 人	0	1
今 郡 村	14	0	0
宮 本 村	1	0	1
大 友 村	1	0	1
小 座 村	1	0	1
窪 野 谷 村	3	0	0

第27表 元禄8年栗野下検地帳(1)集計（高橋正雄家文書）

な	ま	え	反別合せて	田 反 別	畑 反 別	屋敷反別
			畝	畝	畝	
クボノヤ村	天	福 寺	13.10	6.19	6.21	
〃	〃	重 右 衛 門	49.10	48.12	.28	
〃	〃	庄 十 郎	40.07	39.09	.28	
〃	〃	甚 左 衛 門	155.03	147.17	7.16	
〃	〃	甚 兵 衛	39.10	39.10		
〃	〃	友 右 衛 門	3.06	2.20	.16	
〃	〃	次 右 衛 門	14.02	13.16	.16	
〃	〃	茂 左 衛 門	4.20	4.20		
〃	〃	市郎右衛門	22.04	22.04		
〃	〃	惣 兵 衛	10.16	10.12	.04	
〃	〃	清 左 衛 門	19.15	18.02	1.13	
〃	〃	次郎左衛門	18.13	12.17	5.26	
〃	〃	源五左衛門	7.09	7.09		
〃	〃	源 左 衛 門	27.03	25.23	1.10	
〃	〃	市 右 衛 門	20.24	20.24		
〃	〃	源 右 衛 門	2.26	2.26		
〃	〃	作 兵 衛	8.12	8.12		
〃	〃	久 左 衛 門	11.04	11.04		
		四郎左衛門	7.10	7.10		
クボノヤ村	助	右 衛 門	7.10	7.10		
〃	〃	与五左衛門	16.23	16.23		
〃	〃	市 兵 衛	11.12	11.12		
〃	〃	平 左 衛 門	11.23	11.23		
〃	〃	長 右 衛 門	13.00	13.00		
〃	〃	太 右 衛 門	11.03	11.03		
〃	〃	藤 十 郎	11.03	11.03		
〃	〃	弥 兵 衛	3.27	3.18	.09	
〃	〃	加 兵 衛	11.08	11.08		
〃	〃	藤 右 衛 門	17.08	17.08		
〃	〃	左次右衛門	3.02	3.02		
〃	〃	太 左 衛 門	3.02	3.02		
〃	〃	七 兵 衛	9.29	9.29		
〃	〃	市 左 衛 門	41.25	38.05	3.20	
〃	〃	源 兵 衛	5.01	4.17	.14	
〃	〃	甚 太 郎	12.18	12.18		
〃	〃	与 右 衛 門	8.24	8.24		

検地帳（その二）集計

第三節
農業生産と共同体

御田地預り人なまえ		反別合せて	田 反 別	畑 反 別	屋敷反別
		畝	畝	畝	畝
クボノヤ村	弥 兵 衛預り	219.26	208.24	4.20	6.12
〃	清左衛門 〃	198.21	192.07	6.14	
粟野村下	長右衛門 〃	188.08	178.04	6.28	3.06
大 田 村	六郎右衛門				
大 友 村	長左衛門 〃	480.19	459.17	21.02	
大 友 村	庄 兵 衛 〃	195.27	192.05		3.22
クボノヤ村	甚左衛門 〃	173.07	168.22	4.15	
粟野村下	庄 兵 衛 〃	79.24	75.24		4.00
大 友 村	三郎兵衛 〃	597.24	580.01	10.00	7.23
大久保村	惣右衛門 〃	335.05	330.08	3.09	1.18
小 座 村	仁左衛門 〃	658.22	640.05	17.12	1.05
〃	権右衛門 〃	226.21	210.15	16.06	
クボノヤ村	市左衛門 〃	97.07	89.06	8.03	

第28表 元禄八年小南下検地帳(1) 集計（向後彰家文書）

な ま え		反別合せて	田 反 別	畑 反 別	屋敷反別
		畝	畝	畝	畝
野 口	重郎右衛門	15.09	15.09		
そ べ	弥 兵 衛	13.08	13.08		
	小 左 衛 門	29.18	29.18		
	与三右衛門	31.15	31.15		
大 堀 切	次 左 衛 門	17.15	17.15		
	次 兵 衛	19.02	19.02		
	惣 七 郎	25.02	4.23	19.21	.18
	三郎右衛門	12.00	3.15	7.29	.16
志 ろ	次 右 衛 門	22.05	22.05		
	大 郎 助	28.18	28.18		
あ ら く	四郎左衛門	15.27	15.27		
よ こ	庄 右 衛 門	11.03	11.03		
知 平	甚 九 郎	24.22	24.22		
松ヶ谷下	安 右 衛 門	25.26	25.26		
向 代	庄 左 衛 門	190.16	189.08	1.08	
辻	五 郎 兵 衛	7.00	7.00		
赤	源 右 衛 門	9.26	5.02	4.24	
木 挽	与 左 衛 門	21.21	4.04	17.17	
八 丁 面	久 右 衛 門	57.16	55.16	1.09	.27

な ま え		反別合せて	田 反 別	畑 反 別	屋敷反別
		畝	畝	畝	畝
八 丁 面	長 五 郎	41.07	38.23	1.09	1.05
八 丁 面	長 兵 衛	34.14	32.15	1.14	.15
八 丁 面	八 右 衛 門	64.05	60.26	3.09	.24
松ヶ谷下	甚 兵 衛	65.08	65.08		
八 丁 面	門 兵 衛	24.18	24.18		
か ぢ	平 右 衛 門	25.01	25.01		
	半 左 衛 門	11.03	11.03		
	甚 兵 衛	13.04	13.04		
	惣 十 郎	32.08	32.08		
	藤 兵 衛	42.24	42.24		
	勘 右 衛 門	21.11	21.11		
	太 夫 三 郎	32.08	32.08		
み そ の	利 右 衛 門	33.18	33.18		
	清 次 郎	95.25	95.25		
	清 右 衛 門	19.24	19.24		
	半 次 良	18.09	18.09		
北 町	十 左 衛 門	27.00	27.00		
野 口	吉 右 衛 門	14.03	14.03		
野 口	喜 兵 衛	45.00	45.00		
	小 右 衛 門	9.09	9.09		
	茂 兵 衛	51.17	37.08	11.00	3.09
あ ら く	四郎左衛門	28.00	28.00		
	甚 右 衛 門	27.06	27.06		
	助 左 衛 門	45.29	45.29		
野 口	市郎右衛門	34.18	30.05	4.13	
中 宿	源 左 衛 門	47.01	47.01		
野 口	市 兵 衛	59.08	57.26	1.12	
馬 場	五 左 衛 門	31.14	31.14		
野 口	長 右 衛 門	27.00	27.00		
	兵 三 郎	21.27	21.27		
大 堀 切	久 藏	16.15	16.15		
	三郎右衛門	3.05	3.05		
か ら	新 左 衛 門	12.05	12.05		
た き	甚 左 衛 門	53.02	53.02		
	次郎左衛門	75.15	75.15		
	八 兵 衛	11.20	11.20		
	長 八 郎	13.26	11.08	2.18	

な ま え		反別合せて	田 反 別	畑 反 別	屋敷反別
天 木 野 口 北 町 天 木 濟 藤	権 右 衛 門	4.01	1.26	1.24	.11
	久 兵 衛	24.04	20.10	3.06	.18
	源 兵 衛	57.25	56.02	1.23	
	市 左 衛 門	16.27	14.28	1.04	.25
	次 右 衛 門	37.09	35.17	1.22	
	助 左 衛 門	37.00	37.00		
	善 太 郎	44.12	44.12		
	勘 兵 衛	43.24	43.24		
	新 右 衛 門	7.08	7.08		
	四郎右衛門	19.18	19.18		
	佐 左 衛 門	19.08	19.08		
	吉 三 郎	11.27	11.27		
	孫 右 衛 門	13.15	13.15		
	尊 乗 院	35.12	35.12		
	次 左 衛 門	61.29	61.29		
	庄 右 衛 門	29.10	29.10		
	与惣右衛門	46.24	46.24		
	久 右 衛 門	66.00	66.00		
	六 兵 衛	26.18	26.18		
	八郎右衛門	31.14	31.14		
	嘉 右 衛 門	21.06	21.06		
	藤 左 衛 門	3.05	3.05		

第29表 元禄8年検地帳による
土地所有形態

区分	地域	栗野下	小南下
1 反 未 満		14人	10人
1反以上～5 反		21	57
5反以上～1町		0	10
1町以上～2町		1	1
計		36人	78人

なお元禄八年（一六九五）の検地帳をもとに栗野下（八重穗村）と小南村下（夏目村）の土地所有の様子を検討してみた。

以上にあげた資料をもとにして、元禄八年の時点における椿新田関係の地域（栗野村下／八重穗村／と小南村下／夏目村／）での、土地所有形態をまとめて比較してみると次のようになる。

両村ともに、実数の差はあるが、階級区分の「ヤマ」が一反く五反未満の所有数にある点では共通していることであろう。また土地所有の面からだけみれば、零細農家の割合が栗野下の方に多かったことを推定できよう。

ここでは、椿新田開発に関係のある東庄町旧村の一部分をとりあげてあるのみであるが、全体としての検討は別項に記されている。

3 鉄牛禅師について

椿湖の干拓の功労者のひとりとして、鉄牛禅師の名があげられているが、一方では最近『香取民衆史』三号に根本弘が「鉄牛——椿湖干拓貢献説への疑問」を発表している。根本氏は、鉄牛と椿湖干拓に関しては、大正二年、千葉県内務部刊行の『鉄牛』をとりあげ、それは当時の政治的背景が影響していることを述べ、『鉄牛』の著者岩堀角次郎の関連資料引用の態度等にもふれて、鉄牛が椿湖の干拓事業に関して功労があったというのは、後世の推測であり、これを明確にするものは存在しないとしている。

本町の小南には、鉄牛が晩年をすごした福聚寺があり、干拓地の一部も町内にあることもあり、鉄牛に対する住民の畏敬の念もたかい。だから、椿湖干拓と鉄牛のことは町史の重要な部分でもある。

われわれは本稿を記すにあたり、鉄牛の良き後援者、伊達綱村（藩主）のいた宮城県仙台市に出かけ、調査を実施し、仙台市博物館が大年寺（仙台市茂ヶ崎）にあった鉄牛関係文書を所蔵し、鉄牛に関する資料集刊行の準備をしていることを知った。わずか三日ばかりの調査では、このすべての文書に目を通すことは、不可能であったが、今後このような中から、あるいは新史料が出てくるかも知れないという前提のもとに現在知られていることを中心に鉄牛

のことをまとめてみたものである。

従来、鉄牛に関して論ずる場合、われわれはあまりにも県内にあるものに依存しすぎていたのではないかという反省もある。

鉄牛の一生を見ると有徳の僧にふさわしく、彼の行動は全国的である。このように行動できたのも僧侶のひとつの特権であつたともいえよう。

左に示した写真は仙台市博物館が所蔵する旧大年寺所蔵の鉄牛禪師像である。われわれの目にする鉄牛禪師像は老僧というイメージを強く感じさせるものであるが、これは全く異った気迫を感じさせられる画像である。

およそ鉄牛とはどのような僧侶であつたのであろうか。『鉄牛和尚年譜』をもとにして書かれた『仙台人名大辞書』は次のように記している。



鉄牛禪師画像

鉄牛、武蔵国黄檗宗弘福寺の開山で、石見の人俗姓藤原、寛永五年二月十六日、長門国須佐に生まれ十一才郡の竜宝寺提宗に事へ、十五才で出家得度して慧覚と号し十九才美作の竜雲寺に留り、慶安元年大坂に至り湛月の講席に列し尋て京都妙心寺に投じ、江戸東禅寺、大坂法雲寺を偏歴し明暦元年二十八才大坂より西下長崎崇福寺に入り隠元禪師に謁し、禪師東上して黄檗山開創の事業を経営するや同門の諸禪師と尽力、万治二年江戸に下り閣老稲葉正則の懇請に任せ湯島麟祥院に住し、寛文六年四月木庵珀禪師より法印を付せらる。後延宝元年稲葉正則の懇請

により、相模小田原に紹泰寺を開き、武蔵国向島に弘福寺を開く、同三年木庵珀の後を継ぎて瑞聖寺第二世となる。(六八七)天和元年、(伊達綱村)綱村公瑞聖寺に至りて師に法話を乞う。同六年(天和六年という年号は存在しない)下総に巡化、椿沼開墾の事業を経営す。蓋し数年以前より椿沼開墾の議ありしも決せざりしが師一たび其土地に到りて実視し、大に国利あるを知り、稲葉正則に謀り、土地の豪族を説きて経営し、元禄二年に至り新田八万石を開墾し功を畢ふ。其の間十二年出ては開墾造営の事業に奔走し、入りては瑞雲寺に宗要を挙揚すること一日の如し、元禄十年、七十才にして仙台に來り長町茂ヶ崎黄檗宗阿足山大年寺を創し同十三年七月十三日示寂す、世寿七十三、勅諡大慈普応禪師、手創する所の寺院は、相模紹泰寺、武蔵弘福寺、駿河瑞林寺、陸奥大念寺、下総補陀寺

鉄牛の生涯を簡単に記したものとしてこれを引用したが、文中におかしなところがある。たとえば「天和元年綱村公瑞聖寺に至りて、師に法話を乞う同六年下総に巡化、椿沼開墾事業を経営……」とあるが、前記のように天和年間は三年でおわり、六年は存在しない。このあたり『仙台市史』は、この天和六年のことを延宝六年としている。

また、『仙台人名大辞書』をみると、まるで鉄牛が椿湖の干拓を手がけたかのような錯覚を生じるが、このあたりの記述は批判的にみる必要がある。

鉄牛と椿湖の干拓のことは意外に、この『鉄牛和尚年譜』あたりが根拠ではないかと推定される。

では、鉄牛と椿湖の干拓との関係は全く根拠のないことであるかという疑問が生じるわけであるが、これは当時鉄牛が幕閣の中樞に在った稲葉正則との関係からも、簡単に結論を出せぬ大きな問題でもある。『旭市史』第一巻、七六七七ページには、三川堀を開さくする工事が中断する一方、白井治郎右衛門が長い間の湖椿干拓工事許可出願のために資金が不足し、人足を雇い入れる金もなくなり、自ら開発請負人を辞退することを認めた手形を普請奉行に提出し工事は中断し奉行は江戸に引きあげてしまった。ここで、辻内刑部左衛門が改めて工事許可の申請をするが工事

中断のあとで幕府もそう簡単には許可することはしなかったが、ここに登場するのが江戸白金台瑞聖寺の住職鉄牛和尚であった。辻内刑部左衛門は、ことわられながらも鉄牛に熱心に幕府上層部へのとりなしを依頼し、鉄牛もついにこれを了承し、稲葉正則から大老酒井雅楽頭忠清へと話しを通じたということを記している。これは文化六年(一八〇九)に小南福聚寺の住職が記したものを引用したものであるが、このあたりが大体現時点で認められる限界ではないかと考える。

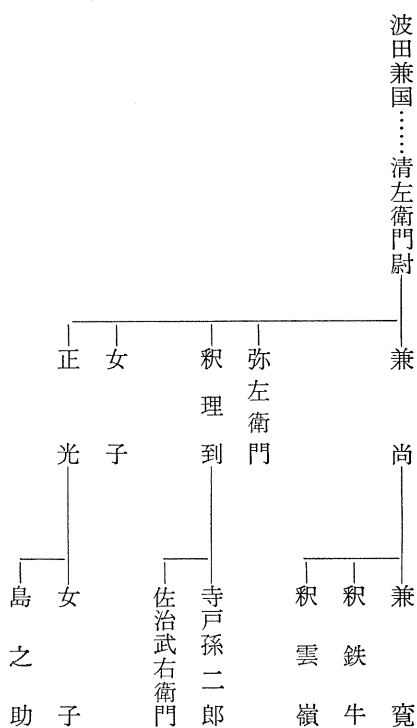
椿新田に許された五か寺のうち三か寺を鉄牛が獲得している事実を通してみても、全く無関係に、このような異例なことがおこなわれるとは考えられないので、『旭市史』第一巻に記されているように、鉄牛が幕府の重役と、開発を願っている辻内刑部左衛門との間に立って仲介の労をとったとみてよいであろう。

また鉄牛の一族が干潟干拓に関係をもっていたらしいということが推定される史料がある。

それは干潟町万力の堀江家所蔵の波田系図である。これと『椿新田開墾事略』に掲載されているところの福聚寺所蔵の波田系図である。前記の堀江家所蔵の波田家の家系略譜は記載してあることがらが明確でないが、「開墾事略」に掲げられているものはかなりはつきりしており、これによると干潟町万力の堀江家の先祖が波田兼寛といって、鉄牛の兄にもあたっていることがわかる。

鉄牛の兄は干潟町万力の堀江家を継いで、堀江治兵衛と名のり椿海開墾にも関係がある。また鉄牛の一族は現在でも山口県の下関市に在住している。

鉄牛禪師関係系図



房総における鉄牛禪師関係の記録で、注目すべきものとしては、清宮秀堅が著わした『下総国旧事考』第八本、卷十四の人物の項に示されている次の一文であらう。

僧鉄牛。因幡島取士人某子也。号道機。難染為臨濟僧。年幼住江府湯島麟詳院。後住長埵。師事僧木菴。親炙隠元禪師。優看破頓悟正宗。後移住小田原照泰寺。是專揚剔蘗家法燈。草創駿河瑞林寺、江府牛島弘福寺、陸奥仙台大年寺、京師西山浄住寺、香取郡小南村福聚寺等。其他一百余寺。為關道開山之始祖。老退隠福聚寺。元禄己卯元禄十三年、庚辰八月廿日。示寂于福聚寺。所著有七回録。正徳二年壬辰八月。勅諡大慈普応禪師。鉄牛禪余善書。受小田原候之知。大被礼遇。候為當時執政。此時有樺湖開墾之事。鉄牛與焉有勞云。墓表口碑鐘銘。

清宮秀堅がこの『下総国旧事考』を著わしたのが弘化二年（一八四五）乙巳春三月であるから、この内容は江戸時代末期のもので、その時点における鉄牛に関する香取地方での知識が本書に記されている程度のものとみてよいであろう。同書の文中の最後に書かれているように、清宮秀堅も当時、墓表や土地の古老の口づたえ、鐘銘などによって本稿を作成したようである。

鉄牛の出生地ひとつを例にあげても、『下総国旧事考』は因幡国鳥取説を、『仙台人名大辞書』は石見の人、長門国須佐で生まれた。との二つの説があげられる。

千潟町万力の堀江家所蔵の略系図によれば、鉄牛先祖は波田与市兼国であって、この兼国は石州美作、益田庄の住人益田氏の出身であることが記されている。これらは鉄牛の弟子が著わした『鉄牛年譜』（全二巻）に従っても『仙台人名大辞書』の記述と共通している面がみられる。

しかし、堀江家に残っている略系図を主体として、鉄牛の出自を判断することは困難であり、もう少し傍証をかためない限り、はっきりと結論を出すことは危険であろう。

ただ鉄牛が長州の出身であることは、鉄牛が長門、勝応寺の雲海長老にあてた書面に「……余は本と長門の生縁なるを以て常に法を郷国に弘めむことを欲せしに……（以下略）」という史料が大正二年五月に千葉県内務部が刊行した『鉄牛』の中にみられるので、このあたりがもともと信ずるに足るものであろう。

また、鉄牛がどのような形で千潟干拓に関連したかということに関しては、具体的な史料が存在しないので良くわからないが、鉄牛の役目は、開墾にあたっている者と幕府との間に立ってさまざまな仲介役を果たしたのであろう。当時、鉄牛が幕閣に対してつよい発言力をもっており、その影響力も決して小なるものではないことが次の史料（『古文書時代鑑』所収）から間接的ではあるが、知ることができる。

（木庵性瑞自筆尺牘　京都府・浄住寺藏）老僧住ニ紫雲ニ一年矣、首尾無レ恙、背蒙ニ吾徒之庇一也。今歲諸処賀レ正、以ニ天凍レ懶レ書、凡江戸衆護法為レ我致レ意之荷々茲堂頭洗痴之甚、但紫衣一件大掛レ懷。吾徒須下再同ニ監院ニ稟上若得レ濟レ事而山門遞代之功不レ少事留レ心至嘱々々。

瑞聖牛公長老收目

老僧木庵手書與 ㊦

この史料は、木庵が芝白金の瑞聖寺の住持をやめてから後任の鉄牛あてに出したもので、文のはじめにある紫雲は瑞聖寺の山号で、一年云々とあるのは、ここに木庵が一年間住持をしていたことを示すものであろう。文中の後半に「堂頭沈痴之甚」とあるのは師の隠元が松隠堂に退隠し病の床につき重態であることを示しているのであろう。この書面は木庵は寛文十年に紫衣を賜わっているが、師の隠元がまだ紫衣の勅許がないので、鉄牛にこのことを周旋してほしいということを伝えたもので、寛文十一年から延宝元年に至る間のものと思われる。

ちょうどこのころ、干潟干拓も大体工事が成功したころのことである。

紫衣の勅許というのは、幕府が承認しなければ朝廷でも勝手に執行することはできなかった。寛永四年（一六二七）におこった紫衣事件がよくこのことを示している。したがって幕府にとおりの良い人物を通して内意を得ることが大切で、鉄牛がこの書状にみられるようにその役を依頼されていることをみても幕閣への影響力をもっていたものと推定できる。

特に鉄牛は、万治元年（一六五八）から延宝八年（一六八〇）にかけて約二十一年一か月もの間老中をつとめた稲葉正則の信任あつく、そのために幕府への影響力もあったのであろう。

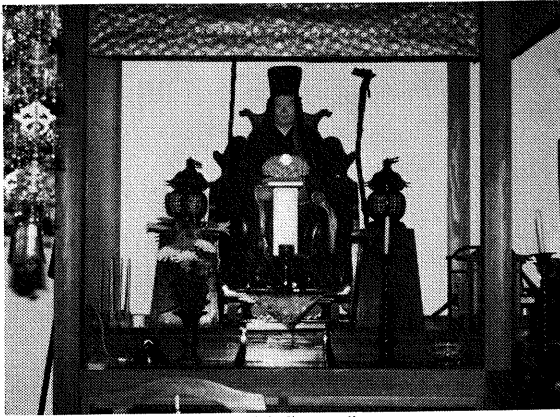
鉄牛が単に政治的かけひきのみで幕閣上層部の信頼を得ていたのではないことは『鉄牛』の中にもいろいろ書かれ

ているが、その最大の原因は鉄牛自身が高い知識と禪宗のもつ独特の行動力を兼ねそなえていたためである。

西国出身の鉄牛が、いくら江戸の近くにあるといっても房総の地にある「椿湖」の存在を知っていたのはなぜだろうか。当時東北方面の水上交通のルートが奥州から銚子へ入り、潮来近辺に各藩の蔵があり、各藩の武士はかなりこのコースを往来したと推定される。あるいは鉄牛自身も、伊達綱村との関係などからみても東総のほうへ足をほこんだこともあったのではないかと思われる。実際に年表にも記してあるように延宝六年には下総地方を巡化してまわっているので、「椿湖」に関しては全く無知であったり、関心をもっていなかったということとはできない。

『東莊志』の鉄牛和尚関係の記録をみると、小南の福聚寺創建の土地は「御公儀林御林にて……。」とあり、現在の官有地のようなものであった。その土地を鉄牛が与えられ、寺ができるまで樹林寺（小見川）に住み、干潟開拓の工事にあたっては現在の干潟町万歳の井上治右衛門家に住んだとも記している。

また鉄牛がこのような開発地と関連をもったことの、もうひとつの背景に鉄牛の所属した黄檗宗という仏教宗派の宗勢とも関係がある。この宗派は明僧、隠元が承応三年（一六五四）に山城国宇治に万福寺を創建して以来のごくあたらしいもので、当時「寺請制度」が確立し、檀那寺と庶民生活が深く結びつきつつある中では、新しい宗派がその勢力をのばしていくのは、新しい村しかないわけで、このような点からも、鉄牛が干潟干拓に



福聚寺蔵鉄牛像

第30表 鉄牛 略年譜

西 暦	日本年号	年齢	事 項	西 歴	日本年号	年齢	事 項
一六二八	寛永 五		2・16 長門国(山口県)須佐に生まれる(仙台人名辞典)(同年7・26と『鉄牛』には記されている)	一六七三	延宝 元	46 歳	稲葉正則の依頼で相模小田原に紹泰寺を武蔵国向島に弘福寺を開く
一六三六	寛永十三	9 歳	母の病いに対する鉄牛の行動に村人が感心し「孝童」と称された	一六七五	延宝 三	48 歳	木庵珀の後を継ぎ瑞聖寺二世となる
一六三八	寛永十五	11 歳	竜峰寺の提宗につかえる	一六七八	延宝 六	51 歳	下総地方を巡化し、このとき椿湖開鑿の事業と関連をもつ。寺地三所を椿新田に賜わる
一六四二	寛永十九	15 歳	出家し得度し慧寛と号する	一六八一	天和 元	54 歳	伊達綱村瑞聖寺に至り禅師の法話を乞う
一六四三	寛永二十	16 歳	師の提宗に従って名山勝跡を探る	一六八九	元禄 二	62 歳	椿湖千拓事業完成 椿新田を巡る
一六四六	正保 三	19 歳	美作の竜雲寺に留る(正保四年の説『鉄牛』にあり)	一六九四	元禄 七	67 歳	將軍綱吉に謁する
一六四八	慶安 元	21 歳	大坂に出る。湛月に師事する	一六九七	元禄 十	70 歳	伊達綱村の要請で仙台大年寺開堂のために同地に赴く
一六五五	明暦 元	28 歳	大坂より西下し長崎の崇福寺に入り隠元に対面する	一六九九	元禄十二	72 歳	小南福聚寺に退隠する
一六五九	万治 二	32 歳	江戸に來り稲葉正則の懇請で湯島麟祥院に住す。鉄牛と名を改める	一七〇〇	元禄十三	73 歳	8月小南福聚寺に於て卒す
一六六六	寛文 六	39 歳	木庵珀禅師より法印を附せられる				
一六七〇	寛文 十	43 歳	江戸に瑞聖寺がたてられ木庵珀が開堂し鉄牛はこれを助け首座となる				

尽力したことも推察できるのではなからうか。事実、鉄牛がはるばる奥州まで出かけて、後援者伊達綱村の本領に建立された大念寺も綱村の没後は伊達藩の保護はあまり受けられなかった例によくあらわれている。

これに反して、干潟干拓地の方では、この開発に関連した鉄牛に対する崇敬の念がたかまり現在に至っているのはあまりにも対象的な事実である。

第四節 諸産業の展開

(一) 醤油醸造

関東のたまり醤油醸造業は利根川水系沿岸の地域からはじまった。それらの地域は原料（大豆・小麦、製品販売の便に恵まれた銚子、野田、成田、千葉、川越、江戸崎、水海道、玉造などで、そのうち、もっとも有力な醤油醸造地は銚子と野田であった（醤油業が川べりに発達したのは、単に水運のみの関係ではなく、湿度が醤油菌の生育に適したためでもあった、とする説もある）。

東庄地域の醤油醸造も銚子醤油と似た条件のもとに発展した。たとえば、それは醤油の出荷に利根川を利用することや、原料を主として常陸国（現茨城県）霞ヶ浦沿岸農村から買入れていたことなどである。事実、笹川河岸からはかなり多田庄兵衛家製造の江戸向醤油が出荷され、近世後期に同河岸が栄えたのも一つはそれに起因しているといわれる。また、同家の書状などによって、かなり常州（土浦など霞ヶ浦沿岸）から大豆・小麦を買入れていることがわかる。

『千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告』（後述）の慶応四年（一八六八）「酒造醤油造、酒造取調書上之控」によると、同年、東庄地域における（ただし小見川村組合）醤油製造人は、須賀山村では（多田）庄兵衛が造り高四〇〇石、久兵衛が同一〇〇石、羽計村では徳次郎が同六〇石とあり、それぞれ冥加金を一〇〇石につき金七両ずつ差出してい

る。むろん、小見川村組合に入っていない村々、たとえば万歳村組合の村々にも醤油製造人はいたのであろう。

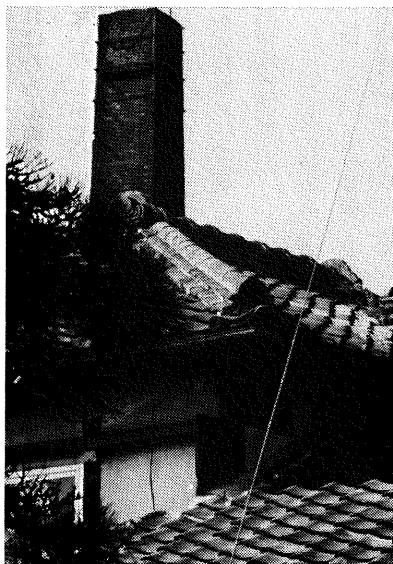
後述する酒造りとは異なり、醤油造りは原料の関係もあって領主側の規制はなく、自由に醸造ができた。しかし、その営業の困難性は大きかったものと思われる。すなわち資金をかなり必要とし、原料もその年の豊凶によって大きな制約を受ける場合が多かったのである。だから醤油醸造家の盛衰もかなりあったといわれる。

しかし前述の須賀山村多田庄兵衛家は早くから醤油製造を始め、現在にいたるまでその事業を継続し、繁栄している（後述）。文政六年「銘鑑帳」（田中直太郎『醤油沿革史』）によると、同年、同家は、岩瀬嘉三郎とともに、銚子組造醤油屋として連判している。この岩瀬嘉三郎とは、笹川の繁蔵の父親のことである。これについては第十章の「いわゆる天保水滸伝について」を参照されたい。多田家も岩瀬家も天保五年（一八三四）には銚子組造醤油屋には入っていない（相京真澄氏の法政大学大学院修士論文「近世銚子造醤油業の成立と展開——ヒゲタ醤油を中心として——」）。しかし、これはむろん両家が醤油業を止めたことを意味するものではなく、同組に両家に参加していなかったことを示すに過ぎない。しかし、岩瀬家が幕末までには営業を止めてしまったことは、既述の慶応期の史料から確認できる。

さて、多田家は、「入り正（**企**）」の屋号で有名である。昭和二十六年（一九五二）、旧橘村青馬の岩堀角次郎氏（当時八五歳。同氏については山本直彦「佐原・香取地方の郷土史の動向」『房総の郷土史』第五号を参照されたい）が書いた「多田家伝略原稿」（草稿、多田家蔵）の「附記ノ一」に次のようにある。

多田醤油醸造部

笹川町須賀山区多田庄兵衛氏邸内接続地ニ在リ、享保九年四月多田氏四世ノ祖知盈海上郡銚子港浜口儀兵衛ヨリ醤油醸造ノ法ヲ伝ヘラル、之ヲ斯業ノ創始ト爲ス、当時醸造高四百石ニシテ、之ヲ地方及ビ江戸小網町店屋吉右衛門商店ニ出荷シ漸次増石シテ寛政、享和ノ際ハ七八百石ニ至レリ、文政二年工場ノ祝融ニ罹リシ爲メ一時五百石内外ニ減産セシガ、文久年間ニ至リ旧ニ復シ



入正醬油の醸造所

八百石ニ達シ、広屋及ビ榛原商店ニ出荷ス、明治三十年頃ハ千二百石ヨリ千三百石ニ増額ス、三十五年工場ノ一部火災ニ遭フヲ以テ遂ニ全部ヲ改築シ、二千五百十二石、価額三万八千百三十六円ノ増産ヲ見ルニ至ル、四十二年宮内省御買上ノ栄ヲ賜ハリ、大正二年四月四日更ニ同省ヨリ御用達ノ恩命ニ接ス（後略）

岩堀氏は、聞き取り、あるいは史料を見ることなどによって書いたものと思われるが、右のうち、醤油醸造業の享保九年（一七二四）四月開始説については十分な史料がない。しかし、同家には宝暦十二年（一七六二）の「大福牒」があり、醤油についての記明はないが、何らかの営業を行っていることは確実である。

さて、多田家の醤油製造は当初四〇〇石であったのが、漸次増石し、寛政・享和の時期は七〇〇〜八〇〇石にまで増石したが、文政期に祝融（火災のこと）で、一時五〇〇石内外に減産したという。しかし、文久年間に八〇〇石に復活した、と岩堀氏は述べている。

醤油製造について、同家に現存するなかで非常に詳しい史料は、安永四年（一七七五）から天明五年（一七八五）までを記録する店卸帳（表紙・表題なし）である。そのほかに安政三年（一八五六）から慶応四年（一八六八）までを記録する、安政四年「醤油店卸帳」がある。

これらによると、安永四・五年仕込の醤油を、安永六年に六七四五樽（代金五〇四兩一分余）として売っている。江戸売りが大部分で、地売りは五・九％である。売上げのほかに醤油粕代金二三兩二分余が入る。しかし、仕込み費用、



徳川時代からの醤油製造家として知られる入正醤油
(多田庄兵衛家)の醤油蔵

給金、諸施設の減価償却などが金五四六兩一分余となり、利足・地代金などで補っても金一八兩余が不足（赤字）となっている。しかし、翌安永七年には金三七兩二分の徳用（利益）となっている（これらについては、今後より正確な分析が必要である）。

同家は製品を江戸へ出荷する場合金印、あるいは金印で売るが、安永六年にはその割合は六・一対三・九であった。領主（石河家、五三櫓、金五兩三分余）、および地売方への販売の際にはその印がない。おそらく金印であったものと思う。

さて、安政期以降の幕末期の醤油経営については、より正確に記録されている。安政三年の場合、六六五四樽のうち江戸表問屋へは五九〇七樽（広屋吉右衛門、釜屋銭右衛門、藤丸正之助宛）である。地売り、および領主屋敷宛への醤油は九一七樽である。この年の売上代金は九四九兩二分余である（醤油の種類は増えて、舞鶴印、龜印、釜印、庄印、釜印、今印、金印、正印と、増えている）。そのほかに醤油粕、苦塩、酢小売などの売上げがある。総計で金九六三兩余となる。同年、醤油製造に要した費用は金九二〇兩一分余である。「全利潤徳用金也」は金四二兩二分と銀十一匁七分九厘と把握されている。そして、同年の「諸色有物来ル巳年江持越有物代金銀」、つまり、翌年への繰り越し品として、同年仕込みの原料、薪、樽、桶、塩など金八〇八兩三分余である。この年（安政三年）は、仕込みは桶数二三本で、石数は四四二石であった。

このように安政三年、利潤徳用金四二兩二分余を出しながら、店卸損金は金二八兩一分と銀四匁二分七厘とある。だから利益金銀は金一四兩一分余となるであろう。この店卸損金は右帳のなかの「嘉永二⁽²⁾酉年より文久三癸亥年迄十五ヶ年平均醤油店卸左之通」の項目に記してあったものである。この項目には嘉永二年（一八四九）から文久三年（一八六三）までの二五年間の店卸損金計七八二兩三分と銀九六匁余の明細が各年ごとに記してある。そして同じく全利潤金五五八兩一分一朱と銀一九匁余が、これは合計のみであるが、記してある。だから差引二三兩一分一朱と銀六匁四分余が一五年間の「不足金銀」となる。

毎年の店卸損金には、道具痛一二兩、野菜畑・箒畑四兩二分、浜蔵物二兩二分などが定式の分として含まれている。また、嘉永三年には店卸損金九〇兩余のほかに金六六兩三分と銀三匁五分余が「藤丸庄之助殿、酉年（嘉永二年）より戌年（同三年）迄醤油仕切滞金」であった。これも店卸損金のうちに計上される。おそらく、嘉永四年からは藤丸正之助の滞金は解消する方向にいったのであろう。安政三年の場合、既述したように藤丸へ醤油一五〇二樽を送っている。

これらについては、まだ書くべきことは多いが、枚数の都合もあるので、将来の、より詳しい研究を期待して一応ここで筆を擱く。

多田家は、領主石河家はむろんのこと、その親戚・知り合いへも、依頼されてではあろうが、醤油を売っている。しかし、その支払い代金を石河家の家臣（用人）が使いこみ、利息をつけて分割で返すことを誓っている、天保十二年の史料などもある。

また幕末期、郷代多田家は、勝手方賄い（財政責任者）として江戸の石河家に住みこみ、種々の書状を須賀山村の自宅へ送っている。そのなかに、江戸での醤油の相場、そして常州土浦その他の地域での醤油の原料（大豆、小麦）

の相場などを知らせ、醤油の販売、原料の買入れなどについて、かなり具体的に指示している。その面では、郷代として、そして「勝手賄方」として、江戸にすることは醤油営業にとって有利ともいえよう。しかし、領主石河家への財政肩入れは、多田家の醤油経営にとってマイナスになった面も少なくなかったのではないかと思う。

しかし、同家は石河家領分（三二七石五一四合余）のみで、享保四年（一七一九）、二五石七斗余、天明六年（一七八六）には六二石六四合、慶応四年には六八石六斗余の持高となっている。寛文十一年（一六七二）には松平外記領分（当時九二二石余）時代、辻の庄兵衛分として一四石五一六合余とあった。これは多田家のことであろう。これらを見ると、同家の土地所有が増え、地主化していったことがわかる。これは同家の醤油業と密接な関連があるのであろう。

なお、江戸時代、この地域においては、自家用の醤油は各家でかなり作っていたらしく、それは明治期までつづいたといわれる。

（二）酒 釀 造

この地域では早くから酒造が行われていたことは、第六節（後述）で元禄期に年貢米で売酒を作った一件によって推定できる。

ところで今から六四年前の大正七年（一九一八）六月発行（千葉市 多田屋書店編集部）の『房総 町村と人物』から、大正期ごろ東庄地域で酒造りを営む家々のあったことがわかる。

右書を見ると次のようにある。橋村今郡の石毛源助家は銘酒「敷島」の醸造元であり、そして同じく青柳清蔵家は祖父以来三代にわたる「山七印」銘酒の醸造元である。東城村夏目の布施織蔵家は祖父以来三代にわたる銘酒「神

明」の醸造元である。神代村東和田の宮崎忠左衛門家は銘酒「神光」の醸造元であり、同村神田の菅野嘉門家は銘酒「大関」の醸造元で山嘉と称している。

このように橘村、東城村、神代村にはあわせて五軒の酒造家が大正期に存在しているが、須賀山地域（当時笹川町）には一軒の酒造家もない。しかし、既述の慶応四年「酒造、醬油造、濁酒造取調書上之控」には、小見川村組合村の分のみであるが、酒造については須賀山村では、太郎兵衛（古株高八往古株高一六〇石、冥加高一六両）、八右衛門（古株高二〇〇石、冥加高二〇両）、与五兵衛（古株高一〇〇石、うち増高六石、冥加高一〇両）、平七（古株高一〇〇石、うち増高二〇石、冥加高一〇両）の四名である。そして羽計村では利兵衛（古株高一二〇石、うち増高六〇石、冥加金一二両）の一名である。そして濁酒（どぶろく）については、須賀山村次郎右衛門は造高一二石、冥加永（金）一両一分六五文であり、同村重左衛門は造高一〇石、冥加永（金）一両二朱七五文である。

慶応四年より二五年前の天保十四年の「酒造録」（前述の報告書所収の羽計致昭家文書）によると須賀山村の酒造人、造米高（株高ではない）は次のとおりである。平七（八〇石）、太兵衛（一二〇石）、八右衛門（二〇〇石）、与五兵衛（八四石）の四名である。羽計村は利兵衛（六〇石）である。

また、文化十年（一八二三）ごろまでの状況を示すと思われる村鑑帳（東和田 上代和男家文書）には、神田村の名主安兵衛が「文化三寅年九月、御觸以来、酒造職致候」とあり、彼が酒造職をしていることがわかる。安兵衛とは既述の『房総 町村と人物』という大正期における銘酒「大関」醸造元の菅谷嘉門家（神代村神田）のことであろう。同書に同家は創業甚古く」とある。

江戸時代、酒造りは、原料が米であるため領主側の規制をうけた。それを示す史料が各所に存在する。東庄地域もその例外ではない。しかし、酒造経営を示す史料はほとんど存在しない。

ところで、酒造株とは、原則的には造高（生産高）のことであったが、現実には、両者は一致しなくなるのである。もともと、酒造家の造石高（生産高）を株高と決められ、それを超過して造ることは厳禁されていた。しかし、米の生産高の増大、あるいは不作による米の減産によって幕府の政策は変動してゆく。

幕府がはじめて酒造株を制定し、それに課税したのは明暦三年（一六五七）であった。そして、この酒造株の設定以後、何回かの株改めがあり、酒造株と実際の生産高の調整が試みられている。

さて、天明六年（一七八六）四月、今泉村平右衛門はそれまで持っていた酒蔵、諸道具を諸持村長兵衛に売っている。長兵衛は、今泉村平右衛門から酒道具一切を譲りうけたわけであるが、平右衛門方で営業をつづけるために「蔵地所」と「穀蔵長家」などは三か年の間、借用となっている。次の史料（東今泉 青柳富男家文書）はそれを物語るものである。「地代家賃」は金三両とある。この五か月後、幕府は諸国酒造米高の減石令を出している。天明三年七月の浅間山の噴火は稲作に大きな打撃を与え、以後の酒造りに影響を及ぼしてゆく（後述）。

相渡シ申一札之事

一 此度貴殿所持之酒蔵諸道具買請候処、則貴殿屋敷内ニ而商売仕度候ニ付、蔵地所并穀蔵長家等三ヶ年之間、借用致候処実正也、尤右地代家賃として金三兩ニ極置候処相違無御坐候、尤右金之儀は貴殿入用之節相渡可申候、爲後日請人加判仍而如件

天明六年

諸持村
借り主

午ノ四月

長兵衛
同村
請人

㊦

今泉村

權右衛門 印

平右衛門殿

天明八年三月、幕府は前年度の大不作のため、酒造株高、酒造米高を調査する、いわゆる株改めを行い、同年七月、酒造制限令を出した。これによると酒造株高の三分の一以上の生産は禁止されることになっている。このように酒造高が制限されることは、当然、酒値段の上昇につながる。次の二つの史料（根方 土屋利夫家文書）は、天明八年八月、須賀山村酒屋太兵衛が領主側（中根）に提出したもので、名主・組頭の署名もある。ただし、これらの史料は控である。

前者の史料「御請一札之事扣」によると酒屋太兵衛の株高一六〇石の三分の一の五三石を酒造りするという請書きである。これ以上は決して造らないとしている（宛名の一人の多田庄兵衛は、後年の寛政三年から須賀山村のほかの分給分の領主石河家の郷代となる）。

後者の史料「覚」は右の酒屋太兵衛の酒道具一覽である。

御請一札之事扣

一 私酒造株、先達而 御改ニ付奉書上候株石数高百六拾石之内、^(分)三步^疋、石数高五拾三石、造酒被爲仰付難有奉畏候、別而此度は重而御改被爲仰付候上は少茂隠造等決而仕間鋪候、万一隠造等いたし候義、脇合より及御沙汰御申分被爲相立候へ、如何様成曲事ニ茂被仰附候而茂一言之子細申上間鋪候、仍而御請一札如件

天明八歳

須賀山村
下総国香取郡 酒屋 太兵衛 印

戊申八月日

組頭 六兵衛 印
名主 吉左衛門 印

中根内膳様御内

多田庄兵衛様

下出円司様

覚

一 仕込桶五尺五寸

貳本

扣

一 請持桶六尺之細高

壹本

一 入口桶四尺五寸

貳本

一 添桶中桶三尺七寸

貳本

一 元坪台式尺五寸

貳本

一 米積桶三尺

壹本

メ桶数拾本

右之外此度御改ニ付不要桶数拾五本

内六尺壹本五尺五寸壹本六尺五寸壹本

四尺五寸貳本元桶貳尺五寸三本売場桶三尺壹本小桶六本

メ桶数拾五本御封印奉請候所紛無御座候

右之通り私蔵桶数奉書上候所、毛頭相違無御座候、被爲仰候通り三ヶ匁之外、決而隠造

リ等決而仕間敷候、桶等道具類御改ニ付奉書上候紛無御座候、以上

酒屋

太兵衛 印

天明八戊申ノ歳八月日

組頭

六兵衛

中根内膳様御内

多田庄兵衛様
下出門司様

名主
吉左衛門

ところで川村優氏の研究〔「旗本石河氏の財政再建策」『九十九里史学』二号〕によると右の太兵衛のほかに、天明八年の須賀山村中根家領の酒造人は嘉右衛門と太左衛門であるという。また石河家領の場合、須賀山村平七（酒造石高一〇〇石）、今郡村孫兵衛（同一〇〇石）、同村磯右衛門（同八〇石）であるという。

（今郡村磯右衛門の酒造株は、天明六年に石出村の七右衛門から譲りうけたものである。七右衛門は四〇年間、営業をしたというから、享保十一年ぐらいから天明期まで酒造業をしていたのであろう。同家は天明七年の酒造高は九石五斗であったが、同六年は二〇石、それ以外は二、三〇石から、七、八〇石の造酒で渡世してきたという。なお、磯右衛門の酒造は、七右衛門と同じく石出村長福寺の地面を借りて「出蔵造酒」をした（今郡 吉田仁家文書））

天明期における右のような減石、すなわち株高の三分一酒造りは、寛政期にいたって変更され、酒造株高とおりの生産が認められてくる。これは各地の史料からわかる。この時期、酒造の制限がゆるめられてくる。

次の史料（A）（仲内 多田庄兵衛家文書）は寛政十一年「御用留日記」からの抜き書きである。これによると須賀山村平七が寛政四年（一七九二）に死亡して潰株同様になったため、同年、多田庄兵衛の二男彦八がその酒造株を「譲請」けようとし、名前書替えを願ったという。そして彦八が酒造りを始めたのである。だが彦八は寛政十二年一月に病死したので、須賀山村の川口家領分の百姓藤兵衛を「支配頭司」にして酒造営業を行ったとある。ところで彦八は「御觸以前々通被 仰出候以後は株高八拾石……」とあり、これは天明八年の觸書き（三分の一酒造）の前の通り

と解せるから、この時期、酒造株高のとおり、八〇石を生産したということであろう。

その次の史料〈B〉（仲内 多田庄一郎家文書）は、享和三年（一八〇三）、右の平七家の酒造道具の改めである。すでに売った酒造道具の残りともるべきであろうか。そして「御免切手酒造米高四拾石」とあるのは、平七（親）死亡の寛政四年ごろ、あるいはそれに近い時期の公認の酒造米高のことであろうか。また、この史料の末尾の記述は、にぎり酒二〇石ていどは製造できるという意味であろうか。

〈A〉

造酒御改ニ付書上扣

差上申一札之事

一 酒造株米高八拾石

御知行所

下総国香取郡須賀山村

元株主百性 平七

右之株、寛政四子年三月平七方より譲請

多田庄兵衛二男彦八

右酒造株高は去ル天明八申年六月、御觸御改ニ付、書上候酒造株米高八拾石所持仕候得共、御触ニ付、三分一之造方仕罷在候処、右平七事、寛政四子年二月病死仕、酒造之儀、潰株同様ニ罷成申ニ付、多田庄兵衛二男彦八方江讓請株ニ仕、則名前書替之儀、寛政四子年三月奉書上候、御触以前々通被仰出候以後は株高八拾石程宛引繼、酒造渡世仕候、然所彦八儀、去ル申年正月中、病死仕候ニ付、須賀山村之内、御合給 御地頭所川口久助様百性藤兵衛と申者支配頭司ニ相抱、酒造渡世仕候、此段相違無御座候、爲後日連印一札差上申候、仍如件

寛政十三辛酉年二月

御知行所

下総国香取郡須賀山村
酒造人 多田庄兵衛二男

彦八

名主

庄右衛門

組頭

八右衛門

石河甚太郎様御内

田嶋又右衛門殿

渡辺利右衛門殿

伊藤六右衛門殿

(後略)

〔B〕

奉差上酒造道具改覚

御免

一切手酒造米高四拾石

御知行所
須賀山村

平 七

右蔵諸道具改之詔

一 酒造蔵諸道具者親平七之時節、売払夫より已来未タ出来不仕、当時者家之土間取擗、蔵と致し造酒仕候

一 惣桶数 七本也

内 四尺七寸桶 貳本

四尺 桶 貳本

三尺五寸桶 貳本

三尺 桶 壹本

一 唐臼

一 酒場舟

貳加ら

但シ貳石六斗乗

壹 艘

ノ

右之通りより外は何ニ而茂一切無御座候、誠ニ以舟ニこり酒絞り之酒造人ニ而、漸惣高は貳拾石程茂出来可申哉、当時相改此般奉書上候処毛頭相違無御座候 以上

享和三亥年十二月

東御知行所

須賀山村

名主 庄右衛門

組頭 八右衛門

同 庄治郎

御地頭所

御役所

右のような平七の酒造株については、若干複雑な点もあり、次に述べるように史料のもつ難しさや、その限界を感じ

じることがある。すなわち次の二つの史料〈C〉・〈D〉は、右の平七が関東取締出役に宛てたものであるが、まずそれらをみよう。それらによると酒造株八〇石（造米高一〇〇石）の平七は文政五年（一八二二）、酒蔵・諸道具が焼失し、酒造稼ぎができなくなったので、利根川の対岸側の常州鹿嶋郡木崎村栄蔵方へ出稼ぎに行ったが、天保六年、須賀山村へ戻ってきて、また酒造りをしているという。しかし、その翌年の天保七年（この史料の年）は米穀高値のため酒造りを休んでいるという。

つまり、寛政四年（一七九二）に彦七へ移ったとされる平七の酒造株は、同家で火事があった文政五年（一八二二）まで、平七家が所有していたことになる。だから寛政期以降から文政五年までのある時期に、平七家は酒造株を買戻したものと推定せざるをえない。

〈C〉

御尋ニ付申上候書付

御目附石河数馬知行所下総国香取郡須賀山村百性平七奉申上候、私義酒造株所持罷在候、且他国出稼仕候始末御尋ニ御座候此段、私義酒造株高八拾石、造米高百石之株式、旧来所持造来候処、諸道具蔵共、及焼失酒造稼難相成候ニ付、十五ヶ年以前、常州鹿嶋郡木崎村栄蔵方江由緒も有之候ニ付、出稼罷在候^{（天保六年）}年、同所引払居宅ニ而酒造仕候義ニ御座候、尤当申年之義ハ米穀高直ニ而皆休仕候

右御尋ニ付申上候通相違無御座候、以上

酒造人

天保七申年

百性
平 七

組合
与兵衛

関東御取締御出役

原戸一郎様

〈D〉

覚

株高八拾石

酒造人

平七

酒造米高百石

一 三分一造米高三十三石

是ハ旧来造来候株ニ有之候処、十五ヶ年以前、文政五午年諸道具酒造蔵とも及焼失、稼難相成候ニ付、常州鹿嶋郡木崎村栄蔵方へ由緒も有之、出稼仕候処、去末年より同所引払、居宅ニ而酒造仕候、尤当申年之義ハ米穀高直ニ付皆休仕候、外ニ古酒売払当時無御座候、右申上候通り相違無御座候、以上

下総国香取郡須賀山村

天保七申年

酒造人 平七

組合 与兵衛

名主 庄右衛門

原戸一郎様

さて、天保六年に十数年間の出稼ぎから戻ってきた、右の平七は、天保八年（一八三七）に酒造株、（酒造の）蔵道

具を金三〇兩で（須賀山村）庄三郎に売り渡ししている。それが次の史料（仲内 多田庄兵衛家文書）である。ここでいう冥加金とは売渡し金のことである。この天保八年は、前年の大凶作によって、春から農民騒動が激発している。

譲り渡し申証文之事

一 酒造株高 八十石

酒造米高 百石

并蔵諸道具とも

但し

御改文字金也

爲冥加金三拾兩也

右是^{（考）}我等旧来より所持仕候酒造株并蔵諸道具共貴殿江譲り渡し、右之金子髓ニ受取申処実正也、然上は 御地頭所様江相願書替仕、已来貴殿方ニ而御所持可被下候、右酒造株ニ付協合より違乱妨申者一切無御座候、仍而請人加判如件

天保八年

酉八月日

譲り主

平 七 印

受人親類

新兵衛 印

庄三郎 殿

前書之通り相違無御座候、爲其奥 印

名主 庄右衛門 印

このように平七家は天保八年に酒造株・酒造道具をすべて売り渡すが、後年、それらを買戻したらしい。すなわち、既述したように報告書の「酒造録」によると、天保十四年、平七家の造米高は八〇石であった。同じく「酒造、

醬油造、濁酒造取調書上之控」によると、慶応四年（一八六八）、同家は古株高一〇〇石、うち増高二〇石、冥加高一〇両とあった。これによって平七家がふたたび酒造りを始めたのではないわけにはゆかないであろう。

さて先述の彦七（平七から寛政四年酒造株を譲りうけた人物）の実家である多田庄兵衛家は、酒造蔵・酒造道具を手に入れることもあったらしい。同家は醬油造りでも知られている。次の史料〈E〉（多田庄兵衛家文書）をみられたい。これによると須賀山村大木戸の卯兵衛は、天保六年、頼母子講の落闔金二両二分をうけ取るにあたって、その担保として「酒造蔵」とその「諸道具共」を入れている。この落闔金は毎年三両ずつ（約七年～八年間の返済期間か）返済するとしている。頼母子講の世話人は多田庄兵衛であるが、卯兵衛の支払いが満額に達しない場合、これらの担保物件が講中に入り、多田家がそれを買うことも推定できる。

次の史料〈F〉（多田庄兵衛家文書）は、弘化二年（一八四五）から嘉永四年までの七年間の予定で、須賀山村新田の市右衛門と高部村の伝兵衛が酒造蔵・諸道具を多田庄兵衛から借用し、酒造りを始めていることを示す。地代および蔵敷諸道具代は金一〇両三分である。ただし、初年度の弘化二年（一八四五）だけは契約が十一月からのため、金五両である。酒道具は大事に扱うことを誓っている。

右の契約が終る翌年の嘉永五年（一八五八）までの七年間という契約で、おそらく、伝兵衛らが使ったのと同じ酒蔵・酒道具を使って、今郡村孫兵衛が酒造りを始めている（彼は天明期にも酒造りをしている）。多田庄兵衛と孫兵衛との間に交した契約書が史料〈G〉（多田庄兵衛家文書）である。この書式、内容はほとんど〈F〉と同じである。この二つの史料は、その保存状況からいって、同じ酒蔵・酒造道具についてのものであることは明瞭である。今郡村の孫兵衛は同村では持高の多い上層農民であった。

〈E〉

預リ申頼母子金之事

一 金廿貳兩貳分也

此爲書入

御改通用金

酒造藏并諸道具共

右は此度我等落闇ニ付、書面之金子廿貳兩貳分也、請人立合を以慥ニ受取申処実正明白也、然上ハ右積講満会迄、年三兩宛掛合、無遅滞差出シ可申候、若万々一遅々有之候節は右書入之藏諸道具御連中江差出し可申候、少茂違儀有之間敷候、爲其請人加印証文仍而如件

天保六未年十二月日

金子預り主

大木戸

卯兵衛 印

請人

伊 豫 印

御世話人

多田庄兵衛殿

御連中衆

〔F〕

一札之事

今般貴殿御所持酒造藏、諸道具附別紙爲取替目録之通、私共兩人ニ而借用致、当巳年より来亥年迄七ヶ年之間、(寛永四年)渡世仕候処、相違無御座候、藏數諸道具代、地代金之儀は十一月ニ相成、借用致候ニ付、仕込方手後ニ相成、依之金五兩を以、借用致、来ル午(弘化三年)七月よりは相当之藏鋪代金拾兩三分也、酒壺本宛ニ相定申候、上納之義十二月半金、四月半金相納可申候、尤年限中、諸道具大

切ニ取扱、違失有之ハ相弁可申候、爲後年之、請人加印入置証文仍而如件

弘化二巳年十一月

借請人

当村新田

市右衛門

印

高部村

同断 伝兵衛

印

当村下川

受人 助左衛門

印

須賀山村

多田庄兵衛様

〈G〉

一札之事

今般貴殿御所持酒造蔵諸道具附別紙爲取替目録之通、借用致、当子年より来ル午年迄七ヶ年之間渡世仕候処相違無御座候、蔵敷諸道具代、地代金之儀は金拾兩三分也、酒老本宛ニ相定申候、上納之義十二月半金、四月半金相納可申候、尤年限中、諸道具大切ニ取扱、違失有之ハ相弁可申候、爲後年之、請人加印入置証文仍而如件

嘉永五子年七月

今郡村

借主

孫兵衛

印

同村

請人

弥右衛門

印

須賀山村

多田庄兵衛様

すでに述べたように、酒造りは一応、幕府の統制下にあり、米穀が不足の時はその生産は制限をうける。逆に米穀が豊富の時は、寛政七年のように米価安値を防ぐために、酒造り制限（たとえば天明期における酒造株高の三分の一造り）の撤廃が行われる（『御触書天保集成』六一五三号）。

これらの状況が酒造りをする人々に、あるいは酒造りを志す人々に大きな影響を与えていった。たとえば、次の史料（多田庄一郎家文書）によると、須賀山村石河家領分の百姓茂兵衛が酒造を志し、享和三年、同村中根家領分百姓太左衛門から酒造株高三〇石および蔵諸道具をゆずりうけたという。そして、酒造場所の普請にも取りかかるという時、茂兵衛側に「以之外成ル儀」（もつてのほか）の事態が生じたため、すでに買い取つてある、右の酒造株その他を売らなければ、茂兵衛のこれまでの渡世が成り立たないという。それゆえ、茂兵衛が香取郡津之宮村甚五郎へ売渡したことを村役人たちが領主に報告し、その諒承を願っている。

このように、酒造株、および酒造りの営業一式を買取つた人が、やむをえざる事情があつたとはいえ、すぐそれを売ったりしていること、また、すぐそれを買う人などがいたことなどがわかる。このことは、この時期、酒造業が盛んであつたことを示すものであろう。

この史料でいう享和期とは、酒造り保護令ともいふべき觸書きが出された寛政七年につらなるものである。既述の須賀山村平七家が酒造道具改の覚を提出したのも享和三年であつた。

一 御知行所須賀山村百性茂兵衛、酒造渡世少々致シ見申度心掛罷在候ニ付、先達而奉御披露候通り御分郷 中根内膳様百性太左衛門方より酒造株高三拾石之所并蔵請道具迄讓請申ニ付、酒造場所普請等ニも取掛リ可申折節、茂兵衛儀、金主之方ニ以之外成ル儀出来仕、元株主太左衛門方より買請申候酒造株高三拾石并蔵諸道具共売払不申候而は茂兵衛義、是迄通り成ル渡世も難行立分仕合ニ付、無是悲此般 加藤民之丞様御知行所下総国香取郡津之宮村甚五郎方江売渡申度旨村役人江押而被相願申候間、私共連印仕売渡遣候所、紛無御座候、右百性茂兵衛儀当七月下旬、右酒造株買請披露奉差上、数日も不相立候処、右酒造株所持不相成、讓渡し披露願与申は我低至極之至リニ御座候ニ付、村役人方ニ而も乍不及、内分等相糺身申候処、相違も無御座、大難渋之義御座候ニ付、爲売払申候、奉恐入候儀ニは御座候へ共何卒御憐愍を以御聞濟被爲下置 御上々様江宜御披露被成下置候はば广大之御慈悲与奉存候、以上

享和三亥年八月廿七日

御知行所

須賀山村

名主 庄右衛門 ㊦

組頭 八右衛門 ㊦

同 三郎右衛門 ㊦

同 庄次郎 ㊦

御地頭所

御役所

酒造については、以上のほかに、年月不明の若干の酒仕切りや、書状などが、羽計致昭家にあり、それらには大木戸の岩瀬七左衛門家や、常州土浦商人と思われる横田権右衛門などが登場してくる。羽計家は外口与五右衛門という商人の苗代（名代）としてかなり酒営業を拡大した時期があったらしい。既述の報告書によると羽計家は天保九年に

株高二五石、酒造米高六〇石の酒株を網戸村弥惣右衛門より買入れ、また鹿島神酒株も手に入れて酒造業を始めているという。羽計村の羽計家は一時期、かなり酒造業を行ったものらしく、天保期（六〇石）、慶応期（一二〇石）、酒造人利兵衛として報告されていることは既述したとおりである。これらの詳細については後考をまらしたい。

第五節 交 通

(一) 水上交通

1 元禄期ごろまでの河岸

現在のような利根川水系の諸河川の水路は、近世初めの徳川幕府の治水工事によってできあがったといつてよい。では、徳川幕府の治水工事以前の水系はどのようなものであったのか。

利根川は、上流ではあまり変らなかつたろうが、中流の武州川俣あたりより南下して、現在の古利根川筋を流れ、荒川、入間川を合いわせせて、下流は隅田川とよいばれて東京湾へ注いでいた。

渡良瀬川は古河の西を通り、庄内古川筋に入りつて、利根川の東を並行して流れ、野田付近で現在の江戸川筋に入り、太日川あるいは大井河とよいばれて東京湾へ流入していた。

また、鬼怒川は、小貝川と合流して竜ヶ崎あたりより谷原・葦原とよいばれる沼沢地となった。そして、それは手賀・印旛両沼を合あわせて下る常陸川あるいは広川とともに、「香取の流海」といわれた霞ヶ浦・北浦一帯の湖水となり、鹿島灘に注いだのである。

このように、利根川・隅田川水系、渡良瀬川・太日川水系、鬼怒川・常陸川・香取海水系は、それぞれ、まったく

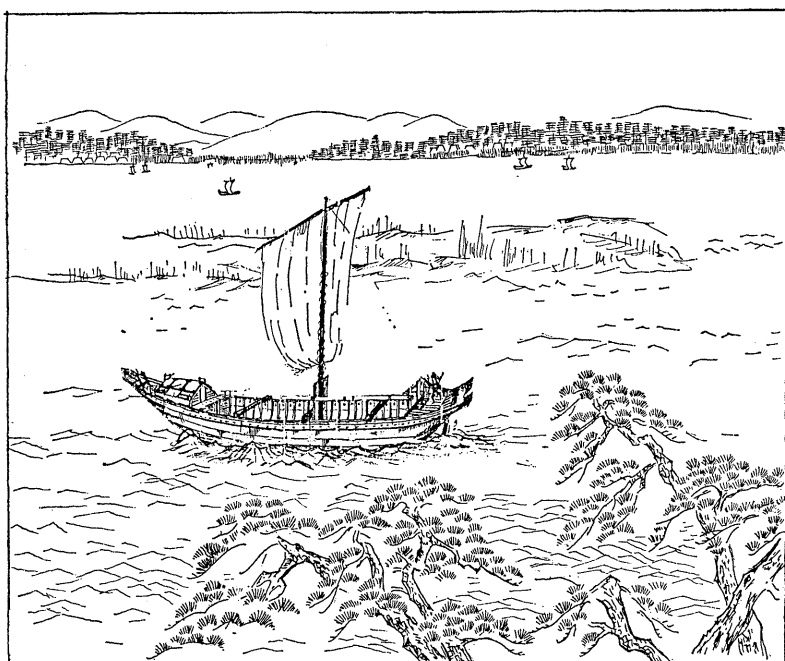
別の水系であったといわれる（豊田武・児玉幸多編『交通史』）。

これらの三つの水系をつなぐ土木工事は、文禄三年（一五九四）から始まるとされるが、それ以前、すでにそれらをつなぐ水路があったとも思われる。それは、天正四年（一五七六）、北条氏照文書に、佐倉―関宿、葛西―栗橋との両水系にまたがって船が航行したとあることから推定できる（『交通史』）。また文禄元年（一五九二）、武蔵の忍^{おし}から、東庄地域の上代に転封になった松平家忠は、忍から下総小見川まで下っている。そして、同年から文禄二年にかけて、松平家忠は川舟で兵糧米を下総小見川から数度、江戸へ送っている（『家忠日記』）。

これからみると、中世末には近世（ほぼ徳川時代）と同じような水路がすでにできあがっていたといえよう。しかし、これらの関東に広がる水運路が本格的に形成されるのは、次のような徳川家康の治水工事以後であった。すなわち、家康の文禄三年（一五九四）の工事、そして以後、幕府の元和七年（一六二二）、寛永十八年（一六四二）、承応三年（一六五四）の大規模な土木工事によってである。これらは、新川、赤堀川、逆川、江戸川などをうがって、東京湾に注いでいた利根川を鹿島灘へ押流し、渡良瀬川、江戸川、鬼怒川、小貝川などを支流として、現在のような利根川水系を作ったのである。また、江戸川下流では、小名木川、船堀川を掘割り、川船が直接、江戸市中へ乗入れることができるようにした。

幕府が、このように利根川本流を東へ変流させる方針をとったのは、これらの諸河川の洪水から江戸を守るためと、古利根川筋、太日川筋の新田の開発のためであるとともに、関東諸地方からの、江戸への水運の便を考えたものだといわれている。

このようにしてできた利根川は、東庄地域の江戸への年貢米送付に大きな役割を果たしたと思われる。ところで、陸上の宿駅、そして海上の津・湊のような役割を果たしたものは、河川では「河岸」であった。この河



第7図 高瀬船

岸は中世からの津の系譜をもつものがあるが、近世になって新しく興ったものも多い。特に家康の江戸打入りを基点として、関東内の農村よりの兵糧米、城米、年貢米輸送は河川水運に集中し、やがて多くの河岸を生み出していった。

徳川時代の河岸輸送荷物は、元禄期以前においては、城米（幕府直轄領の年貢米）、年貢米や、城普請の用材などの御用荷物であった。河岸の成立はこのことと深く関連する。

幕府が、江戸を中心とする統一的な運輸機構として河岸を把握しようとしたのが、元禄三年（一六九〇）の関東国々津出湊・河岸の吟味であった。この成果は「関八州伊豆駿河国廻米津出湊浦々河岸之道法並運賃書付」（『徳川禁令考』第六卷所収に「引書 御勝手方御定書」とある）によってよくわかる。

右の史料に記載されている湊、河岸、すなわち、その時、調査の対象となった湊、河岸は、関

東八か国および伊豆・駿河の一〇か国にわたり、その数は一二四か所であった。この河岸吟味の直接の目的は、それまで幕府が支出していた城米輸送運賃に不統一があったので、それを合理的に是正し、あわせて城米運賃費用を切り下げて、幕府支出運賃の削減をはかろうとしたものであった。

これらの河岸のなかに、小見川河岸、阿玉川河岸、野尻河岸、佐原河岸などがある（川名登「関東に於ける河川運輸機構の成立」『歴史地理』八九巻四号）。

東庄地域の河岸である、笹川河岸、新宿河岸、石出河岸、今泉河岸は右のなかには入っていない。しかし、これらの河岸は、小規模なものではあれ、河岸に近い機能は果たしていたものであろう。第二節の今泉村の項でも述べた「元禄元年戊辰御物成請取写 下総国七ヶ村納方之帳」（東今泉 青柳富男家文書）に「一、同壹俵壹斗貳升四合四勺 同村平右衛門ニ船賃 但シ辰ノ八月より巳ノ八月迄度々江戸着」とあり、今泉河岸から今泉の平右衛門船によって旗本への年貢米が送られたことを推定できる。

また後述するように東庄地域では笹川河岸は、安永三年から幕府によって河岸株を設定されるが、次の史料（小座高森千代松家文書）は、笹川河岸の笹川舟主次郎右衛門が元禄五年、小座村（名主）権兵衛にあてた年貢勘定舟手形である。これには幕府あての年貢米一〇九俵のうち一〇三俵が一番舟、二番舟、三番舟に分けて積み出されていることが記されている。残り五俵二斗五升は「江戸浅草御蔵前」までの運賃にあてられている。

積上ヶ申、申ノ年御城米勘定舟手形事

一 惣合御米百九俵ハ請取辻

此之内

五分半米五表式斗五升三合 運賃ニ引
指引残而

御米百三表斗七合江戸屈分

此わけ但舟返し三斗七升五合返し

御米拾五表ハ苞番舟積上申候

御米三拾表二番舟ニ積上ケ申候

御米五拾八表斗七合、此度舟ニ積候

右御米表数升目慥ニ受取、三度積上ケ申所実正也

江戸浅草御蔵前ニ而有数、升目無不足、納人方江急度相渡し可申候、とまぬれかん米之升、埒明可申候、扱又、火事破損之儀ハ川
瀬ナミ 御公儀様御作法次第ニ可仕候、爲後日如此ニ御座候、以上

元禄五年申ノ十二月晦日

(世)
篠川舟主
次郎右衛門 印

小座村
権兵衛殿江

2 元禄期以降の河岸

元禄期以後、生産力の上昇によって農民的商品流通が發展し、いわゆる「農間駄賃牛馬稼」が生まれた。これは既成の街道をさけてゆくため、新しい輸送ルートである新道を作り出してゆくことになる。その影響は河川交通にもおよんだ。それは右の新道(新ルート)と結ぶ「新河岸」の出現であった(これは旧来の河岸問屋との紛争をひきおこすもの

であった。

このような新道新河岸についての吟味が明和・安永期に幕府勘定奉行石谷備後守清昌によって行われた。これは古来から（元禄三年の吟味から）の河岸を中心に河岸株を設定し、そして、そこからできるだけ問屋運上金を多く取ろうとするものであった。むろん、これらの問屋運上金はその領主とは関係なく、代官に直接納入され、幕府に納入される。

これは、多くの河岸問屋が第一期（明和八年～同九年）と第二期（安永三年～同四年）の二度にわたって吟味をうけた結果である。次の史料は右の決定の一例を物語るものである（川名登「宝暦・天明期における河川水運政策」『関東近世史研究』九号）。ここには、笹川河岸の問屋治右衛門と同問屋五兵衛があり、それぞれ永七〇〇文ずつ、計永一貫四〇〇文の納入の決定されたことを知ることができる。この史料の日付けは安永三年十二月となっている。

差上申一札之事

高瀬船問屋株御連上願之儀、再応御吟味之上、銘々左之通被仰渡候

- 一 源太河岸四郎兵衛儀は永七貫文
- 一 江口河岸源左衛門儀は永七貫文
- 一 笹川河岸五兵衛、治右衛門儀は永七百文ツ、都合永七貫四百文
- 一 西大須賀河岸清左衛門儀は永七貫文
- 一 阿玉川河岸清兵衛、利右衛門儀は永五百文ツ、都合永七貫文
- 一 滑川河岸喜左衛門儀ハ永五百文
- 一 小見川河岸儀助儀は永五百文、安右衛門、要助、惣左衛門、十右衛門儀は永貳百五拾文、都合永七貫五百文
- 一 小船木河岸与惣右衛門儀は永五百文

一 野尻河岸藤兵衛儀は永五百文、彦右衛門儀は永三百五拾文、長右衛門儀ハ永三百文、都合永老貫百五拾文

一 高田河岸清右衛門、利右衛門儀ハ永五百文ツ、四郎兵衛儀ハ貳百五拾文、都合永老貫貳百五拾文、但右河岸之分ハ御代官飯塚伊兵衛様へ御運上相納可申候

右之通当年より年々無滞、御運上相納、船問屋仲ケ間は不及申、船持名主百姓共儀仕来を相守、一統申合、猥成儀無之様取計、勿論御運上相納候ニ付、庭錢運賃等相増候儀は仕間敷候、此度御吟味之上、一統御運上相納候上ハ以来私共之外、船頭舟持ハ不及申、新規ニ問屋家業等仕候儀は難相成旨被仰渡、一同承知奉畏候、若相背候ハ、御科可被仰付候、仍御請証文差上申所如件

差出人は右の河岸問屋名がたとえは次のような方法で記されている。「井上筑後守領分、下総国香取郡、源太河岸四郎兵衛」、「石河土佐守知行所 同国同郡笹川河岸 治右衛門、中根大隅守知行所 同所 五兵衛」、「永井監物知行所 同国同郡 阿玉川河岸 利右衛門、清兵衛代助右衛門」

さて、右の安永三年（一七七四）から八年後の天明二年（一七八二）の「薪百分走出入一件」（多田庄兵衛家文書）の末尾に次のようにある。

右横一件御差紙頂戴仕、新宿村庄兵衛、長兵衛兩人江御差紙ニ而御召被出ニ付、則新宿村庄当河岸より新宿、石出、今泉、右四河岸し寄合、自今以来組合ニ相定候、何之路用諸入用共、七人組より出金相違無之候、以上

下総香取郡須賀山村笹川河岸

右組合

五兵衛

治右衛門

庄兵衛

新宿村 長兵衛

庄兵衛

石出村 藤兵衛

今泉村 平右衛門

右七人組合相違無之候

右之通り相定候 以上

天明二寅年五月十九日

右をみると、天明二年から笹川河岸組合が成立したものらしい。笹川河岸の三軒、新宿河岸の二軒、石出河岸の一軒、今泉河岸の一軒、計七軒（七人組）の間屋から成り立ち、諸費用はこの七人組より出すことになっている。この七人（七軒）のうち河岸問屋と確認できるのは、前述の安永三年の吟味のさいの笹川河岸の五兵衛と治右衛門の二軒である。同河岸の庄兵衛は、多田庄兵衛家（石河家の郷代）のことであろうが、河岸問屋ではなかったと思う。しかし、同家が製造、出荷する醬油は、笹川河岸を繁栄・発展させ、同家を河岸問屋的立場におしあげたのであろう。また今泉村の平右衛門家も、舟をもって活躍はしていたが、河岸問屋ではなかったようである。

たとえば既述の元禄元年の物成納方之帳でも平右衛門は登場し、次に掲げる宝暦四年の史料（青柳富男家文書）にも名主、舟主として登場している（もっとも、同家は代々名主として、そして天明期までは領主石河家の東八か村の郷代的名主を勤めたことでも知られている）。

差上申御極印証文之事

新造高瀬船 壹艘

右之船、新規造立仕候舟大工同(圖)同郡笹川村源次郎当戊戌六月中御訴申上候、船出仕仕候御極印被仰付可被下候、御年貢御役銀、年々無滯上納仕可申候、爲後日、加判証文差上申候、仍而如件

宝曆四年戌九月

下総香取郡今泉村

川船
御役所

名主 平石衛門□□
舟主
組頭 三郎右衛門□□

この史料は宝曆四年(一七五四)、須賀山村の笹川組舟大工源次郎の「新規造立」高瀬船について、今泉村名主平右衛門が舟主(舟年貢負担者)として登録していることを示している。宛名の川船御役所とはむろん幕府のものである。

さて、笹川河岸は別としても、東庄地域の諸河岸は、安永期ごろまでは小見川河岸や阿玉川河岸を中継として、江戸へ出荷したものらしい。次の史料(小座 高森千代松家文書)は、小座村の年貢米その他が新宿河岸六左衛門によって、いったん集荷され、そして小見川河岸の舟主によって江戸鎌倉河岸(神田)へ送られていることを示している。

船積申手形之事

一 小笠原大吉様御知行所御年貢米は并ニさみ荷物として

第五節 交通

第三章 近 世

五五〇

一 草わら 拾五丸 但シ廿五わ詰

一 草はうき 五拾本

一 胡^(麻) 老俵

一 縄 四丸

右は当辰ノ年より七歩之船賃内引之勘定ニ而今年より拙者積登セ申筈ニ相定申候、則新宿河岸六左衛門ニ受取セ可申候、其上其元より御年貢米津出シ被成候節も惣而御番等かけ申間敷候、右之通り、無滞江戸鎌倉河岸迄積登セ送り状之通り表数升目無不足、^(後) 隨ニ納御舟手形請取、其元江差越可申候、か様ニ相定申上、^(何文字か脱々) 内田出羽守知行所小見川 船主 山口久太郎^印 義は^印 御公儀様御作法次第ニ可被成候、爲後日船積手形仍而如件

元文元年辰八月

同所請人 猿田太兵^印

小座村

名主 権兵衛殿

年寄 武右衛門殿

同 次郎右衛門殿

同 五郎左衛門殿

文化六年、既述の笹川河岸問屋五兵衛は入野村と夏目村へ「運送株蔵共一式」を金六〇両で売り渡している。理由は「身上大破」であった。次の史料（根方 土屋利夫家文書）はそれらの事情を物語るものである。

相渡讓証文之事

一 金六拾兩也

御役金也

右は当村笹川河岸問屋五兵衛身上大破ニ付、運送株藏共一式書面之金子を以、各々方両村へ譲渡、代金不残、請人立合、慥請取由候処、少茂相違無御座候、勿論株式ニ付、脇合より妨申もの無御座候、万一故障出来候共加印之者引請、各々方へ少茂御苦勞相掛申間敷候、爲後日讓狀相渡申候処、仍而如件

文化六年

巳九月十日

須賀山村

株讓主 五兵衛代

本家 助右衛門

親類惣代 長左衛門

組合惣代 喜惣兵衛

入野村

御名主 善太夫殿

夏目村

御名主 市左右衛門殿

しかし、両村ではこの六〇両のうち五三両を笹川河岸の利八（常州屋）から借り入れていることが次の史料（多田庄兵衛家文書）からわかる。金五三両が「株代金」とあることから、残り（借り入れない分）の七両が「藏」代金となるのであろう。借入れ期間の一〇年間は、問屋株は担保として利八へ預けいれることになっている。受人の源藏は常陸（茨城県）の鹿島郡太田新田の住人であるが、これは利八が常州屋といい、常陸出身といわれていることと関連しているものであろう（常陸出身云々については、古老からの聞き取りによる）。

差出申一札之事

一金五拾三兩也

右は此度笹川河岸問屋五兵衛運送株、我等兩村にて引請申候処、右株代金ニ差詰リニ付、書面之金子貴殿方より借用申処実正明白也、然上は当已より拾ヶ年間、貴殿方江相渡預置申候条、是亦相違無御座候、勿論年明之節は右金子返済仕、問屋株請戻し可申候、万一其節返済差滞候へ、金子出来迄、年送リニ預置、運送可爲致、其節少茂違乱申間敷候、爲後日証文仍而如件

文化六巳年

九月

問屋株主入野村

名主 善太夫

同断夏目村

名主 市郎右衛門

常州太田新田

受入 源藏

須賀山村

笹川河岸

利八殿

だが、次の史料（多田庄兵衛家文書）をみると、五兵衛株はなかなか引きうけ手がなかったらしい。そして、前述のように借金をして問屋株藏を譲りうけた入野村、夏目村は、「荷元」であり、五兵衛株を引きうけなければならない理由があったらしい（入野村は安中藩の一給支配、そして夏目村は安中藩と旗本の二給支配である。ここに登場する夏目村は安中藩領分であったことを推定できる）。

また、実状は不明であるが、前述の金五三兩について常州屋利八はその調達が困難で、某家に融資を依頼している。ただし、宛名は「名前」だけとのみあるように、はっきりしない。だから利八が実際に金五三兩を借入れたかどうかははっきりしない。しかし、受人に辻（須賀山村）の栄吉を立てるなどしていることから、かなり具体的に話すすめられたものと思われる。

御恩借仕金子証文之事

一金五拾兩は 但御改文字御通用金也

右は此度笹川河岸問屋五兵衛株數之儀、種々転麥仕、荷元入替村、夏目村兩村之引請株ニ相成申候所、右兩村之名主役人衆中、私方江御懇情之趣意を以て当巳年より來寅年迄十ヶ年、右問屋株御預被下候ニ付、金子五拾三兩借呉候様御願ニ付、任其意、右金子御用弁仕候、然処右之金子私方ニ而調達相成兼申ニ付、貴家江無抛御無心申上、月老割之利潤勘定を以御恩借仕、右問屋株当巳年より來寅年迄十ヶ年株引請、問屋渡世仕候段冥加至極、誠以て貴家之偏ニ御影故、生々世々難有仕合奉存候、然上は毎年極月中限、利足江相成候丈、元金相添相渡置申候、万々一私方ニ難行屆時節御座候節は夏目、入野兩村之証文ヲ可然御始末可被成下候、其節一言之子細申上間敷候、爲後年之、御拝借儀約証文仍而如件

文化六己巳年九月日

金子借用主

名前

笹川河岸 常州屋利八

受人 須賀山 榮 吉

3 村明細帳からみた河岸

河岸の動向について村方の書上げから述べてみよう。文化・文政期に書かれた既述の「下総国香取郡神田村、同国同郡和田村、同国上代三ヶ村一鉢之部」(村鑑帳と略称する。上代和男家文書)に次のようにある。

一 御年貢津出河岸

河岸より江戸迄川上四拾八里

(神田村)

一 当村より笹川河岸迄道法式里津出百姓役賃銭貳俵附一駄 鏝百文ツ、村懸り

同国同郡笹川河岸

問屋伊兵衛

一 問屋藏敷庭代百俵ニ付、四斗宛御廻米運賃百俵ニ付、七俵、此石式石八斗、但御廻米之分庭代運賃共七俵(無之版カ)
一 右庭代之儀前々ハ百俵ニ付米式斗ツ、之処、諸御地頭方江問屋相願、近來四斗宛ニ相成候

一 御年貢津出河岸

同国同郡笹川
問屋伊兵衛

河岸より江戸迄川上四拾五里

一 当村(和田村)より笹川河岸迄、沓里半津出シ百姓役ニ而賃錢式俵附一駄鑿百匁宛、但村掛り

一 問屋藏敷庭代百俵ニ付、四斗宛、御廻米運賃百俵ニ付、七俵宛
但御廻米之分庭代無之、運賃庭代共七俵

一 上代(和田、神田、桜井)三ヶ村并青馬村共御年貢米、同国笹川河岸問屋伊兵衛方江津出致候、前々阿玉川河岸利右衛門江河岸出候儀茂有之、近來

笹川伊兵衛方請負ニ相成候、上代三ヶ村より道法凡式里程、尤村々より里数少シつつ遠近有之候、猶又津出しハ百姓役ニ而候
是亦村方ニより賃錢相違有之候

一 河岸より江戸迄川上四拾五里

一 問屋藏敷之儀、前々より百俵ニ付、米式斗宛之定メニ候処、近年問屋困窮ニ付、御地頭方一統江増之儀相願、寛政、享和之頃
より百俵ニ付、四斗つつ相渡シ申候、沓俵ニ付、四合つつ也、是藏敷共又は庭代共唱申候

一 江戸御廻米運賃之儀、百俵ニ付、米七俵つつ也、是ヲ七分之懸りと申候
但御廻米之分ハ庭代共之積り也、沓俵ニ付、式升八合、拾俵ニ付、式斗八升、百俵ニ付、七俵也

七、節荷物之事

一下総三ヶ村より節荷物ト号、前々より毎年暮ニ差越候品左之通

一 むしろ 式拾枚、一 わら、一 縄、一 吠、一 さる 二ツ、一 み 沓ツ

右之品、翌正月御年始番之者、取計積送り申候

八、水夫之事

一下総三ヶ村より水夫として毎年暮ニ百姓役ニ而兩人宛差出し、十二月十二日迄ニ江戸着、正月十一日迄相勤、十二日ニハ致出立候

但前々御五代以前戒定院様大目付御勤役之節ハ人数多ク夫人茂差出候、夫より以来二人ツツニ相成申候

(宝曆七年大目付の筒井内蔵)

(ぶにん)

但老人ニ付、賃銭貳貫三百文宛村懸り、右兩人之内、老人ハ定式桜井村より、老人ハ和田、神田より差出

但桜井村ニ而は時ニ寄り増銭出之、是ハ桜井村百姓三側之内当り候例より出ス

これを見ると、神田村、和田村、桜井村の三か村(旗本筒井家領。和田村のみは分家との分給支配)の年貢米は、笹川河岸から江戸へ送られている。ここである河岸問屋伊兵衛は、すくなくとも文化期以降からの登場である。「前々」は阿玉川河岸利右衛門に出していた時もあつたらしいが、近來は笹川の伊兵衛になつたという(既述の明和・安永期に阿玉川河岸問屋の一人として登場している)。

神田村から笹川河岸までの二里の道のりの、年貢米運送は百姓役で、これには、二俵で一駄として鰹百文が村から支払われる。

和田村から笹川河岸までは一里半であり、神田村より近いが、運送賃金は右と同じである。

問屋の蔵敷庭代金は一〇〇俵(四〇石)につき四斗である。廻米運賃は一〇〇俵につき七俵(二石八斗)である。むしろん蔵敷庭代、廻米運賃とも領主側負担である。

廻米分について、庭代（藏敷庭代）は無料の計算になる。庭代は、以前は一〇〇俵につき二斗であったが、近年、問屋が困窮したので、地頭一統へ願ひ、寛政、享和のころから一〇〇俵につき四斗ずつ、当然のことながら一俵につき四合ずつになったという。青馬村が右の三か村とともに登場するのは、同村（分給）が筒井家の領地であるからである。

上代三か村より、毎年暮から正月にかけ、水夫役（賃金は村懸り）を出すという。なぜこのような名称がつけられたのであろうか。

(二) 陸上交通

近世初期の東総から江戸への陸上交通の記録として、家康に献上される柑子（これについては一部既述した）の運送ルートがよく知られている。『千葉県史料』中世篇の文禄四年（推定）と慶長七年の史料などから、藤田覚氏は次のように整理している。このルートは、上飯田之郷（森山岡飯田）→府馬（山田町）→鍋木（千潟町）→大寺（八日市場市）→多古→佐倉→臼井（佐倉市）→大和田（八千代市）→船橋→八幡（市川市）→葛西→浅草→小伝馬町、となる（『元禄・享保期東総の一在村商人の動向』『地方史研究』一二二号）。むろん、これは利根川水運が本格的に展開する以前のことである。

さて、紙数の制限もあるので東庄地域の陸上交通についてごく簡単に述べておこう。東庄地域の江戸、その他への運送は笹川、新宿、石出、今泉の各河岸に運び、そこから出荷されている。既述したように、それ以前は阿玉川河岸から出荷されていた。各村々は、それぞれの河岸へ遠い場合、馬を使って荷を運んだものと思われる。今郡村の場

合、天保期以降の記録ではほぼ三分の一以上の百姓が馬を所有している（『人別書上帳』宮口祥雄家文書）。

既述の上代三か村明細記には江戸表へ二四里、小見川へ一里半、八日市場へ四里、佐倉へ一二里、多古へ五里、佐原へ四里、銚子へ五里、香取明神へ三里半と記してある。船では、笹川河岸から江戸まで四八里であるが、陸路ではその半分の二四里である。また、次のようにもある。

- 一 江戸表江名主路用金貳分貳朱、組頭金壹分貳朱、百姓代金壹分
- 一 立飛脚壹貫貳百匁、^{（いそがしき）}尤帛數節へ増錢出ス、右三ヶ村一同之儀ハ高割
- 一 村方より差立候御用金之飛脚ハ、歸リ之路用、御屋敷より四百匁被下候ニ付、右之飛脚ニハ其割合を以テ相渡申候
- 一 御屋敷より之飛脚、歸リ路用四百文相渡候

路用金は、往々、路用と称する。名主と百姓代とは二・五倍の格差がある。飛脚は錢一貫二〇〇文（金一分と錢二〇〇文）で、その内容が三か村に及ぶさいは、三か村の高割り負担となる。高割りとは、田畑の持高に応じてそれを負担することである。しかし、村方よりの「御用金」（あるいは御用か）の場合、領主側より四〇〇匁（錢四〇〇文）が出る。それだけ、右の三か村高割り分が減るわけである。

飛脚については、土屋喜兵衛家かなり早い時期から、それを勤めていた。むろん、次の史料（根方 土屋利夫家文書）のようにそれは農間渡世であった。

覚

突合

中根恵三郎知行所

下総国香取郡須賀山村笹川河岸

農閑飛脚渡世

喜兵衛

当戊四十才

右之者儀、農閑月二季江戸飛脚渡世之者ニ相違無御座候、尤茂怪我ニ而顔ニ少々疵所有之候得共、脚別条無之ものニ御座候間其御筋無相違御通し被遊可被下候、以上

文久貳戌年三月廿五日

右須賀山村

名主 吉郎兵衛[㊤]

御船手

御番衆中様

右によると、喜兵衛は怪我で顔にすこし傷があるが、脚（足）は何ともないとしている。宛名は船手の番衆中にな
っている。船を利用することも多かったのであろう。「農閑月二季」とは、農閑、月二回のことである。

次の史料（多田庄兵衛家文書）は同じ飛脚土屋喜兵衛が郷代多田宜平にあてた受取証である。年代の明記はないが多
田宜平の名前から、幕末期のものであることを推定できる。領主石河家の家臣二名（渡辺、田中）への多田宜平の書
状式通と金一五〇両を届けるのが飛脚喜兵衛の役目である。

覚

一 石河山城守様御内
渡辺利右衛門様
田中平左衛門様行

御状式通

金百五拾兩添 但シ御封印之儘

右之通慥ニ受取無相違御届可申候 以上

戊ノ
十一月廿五日

多田宜平様

土屋喜兵衛[㊤]

このような飛脚は領主の用のみではなく、商人にとっても重要であった。次の史料（羽計 羽計致昭家文書）は飛脚喜兵衛が休み、「跡飛脚」として笹川の嘉三郎が勤めることになったので、須賀山村の村方商人惣代らが請人となったことを示している。羽計村の利兵衛宛になっているのは、同家がこの時期、商人として飛脚を多く利用する立場にあったからであろうか。

引請申一札之事

一 江戸飛脚出立定日、毎月二日、廿二日、右は村方飛脚喜兵衛渡世向而休候ニ付、跡飛脚之義、嘉三郎相勤候ニ付、私共引請申候処、実正ニ御座候、然上は御上納金、且商用何事ニ不限、御用向被仰付被下置度様奉願入候、若万一当人何様之手違出来候共、各様方江聊たり共御損毛相掛申間敷候、爲後日引請加印一札仍而如件

慶応三卯年四月日

当人笹川

嘉 三 郎[㊤]

親類惣代新宿村

柳屋太兵衛[㊤]

村方商人惣代

松屋佐右衛門[㊤]

右同料^{（断）}

羽計利兵衛様

八百屋久兵衛[㊤]

前書之通相違無之候間立会、致加印候、以上

村方役人惣代

(須賀山村)
名主

庄右衛門[㊤]

さて、最後に、通行手形を掲げよう。次の史料（東今泉 青柳富男家文書）は、今泉村平蔵の伊勢参詣に際して、同村観音寺が出した往来手形である。これがあれば関所はフリーパスである。

往来手形之事

一 平蔵義、此度、伊勢参詣、所々大社仏閣拜礼ニ罷出申候、依之、所々御関所無相違、御通し可被下候、依而一札如件
(庚申)
寛政十二己未六月

下総国香取郡東之庄今泉村

石河甚太郎知行所

新儀真言宗

観音寺[㊤]

御関所御奉行様

一 此者何方ニ而相煩相果候共、其御所々、以御慈悲を御取置被下様ニ偏奉希候、其節此方江及御通達ニ不申候、依而一札如件
諸国村々御役人中様

観音寺については後述の第十一節も参照されたい。ところで、右のうち、末尾近くの文言に「此者何方ニ而相煩相果候共……」とあるのは、当時の旅のきびしさを物語るものであろうか。